

入札説明書

根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日：令和6年4月3日

2 支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 吉村 洋

北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

3 工事概要等

(1) 工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 阿寒郡鶴居村西4丁目76—1

(3) 工事内容 別添仕様書、図面のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(8) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：北海道森林管理局 経理課 主計係
北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
電話：011-622-5214

・受付時間：9時から17時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 5・6 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が B 又は C 若しくは D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理署長、森林管理支署長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事： 北海道内において、延床面積 50 m²以上の木造建築物の新築の施工実績

- (5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

- ① 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2 級建築士以上の資格を有する者を言う。

- ② 監理技術者にあつては、上記①に定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

- ③ 配置予定技術者については、資料提出日前に3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。（工事成績評価を実施した工事である場合）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について

確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間：令和6年4月4日から令和6年4月19日までの休日を除く毎日9時から17時まで。

イ 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(様式1)、「技術資料等」(様式-2号、2号の1、3号、3の1号、3の2号、4号、5号、6号、7号、8号)をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等のファイルの合計容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール(電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。以下同じ。)で提出すること(提出期限必着)。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
- (イ) 書類の目録
- (ウ) 書類のページ数
- (エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は次のとおりとする。

北海道森林管理局 経理課 専門官

電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式による提出の場合

ア 受付期間：令和6年4月4日から令和6年4月19日までの休日を除く毎日9時から17時までとする。

(イ) 受付場所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 経理課 専門官

(2) 申請書は、様式1により作成すること。

(3) 資料は、別添1「入札参加書類作成の手引き」の4頁「総合評価落札方式提出書類記載留意事項」を参照のうえ、様式-2号、2号の1、3号、3号の1、3号の2、4号、並びに簡易な施工計画A（様式-5号）、簡易な施工計画B（様式-6号）、簡易な施工計画C（様式-7号）及び簡易な施工計画D（様式-8号）により作成すること。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とするは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取下げ又は入札の辞退を行うこと。技術提案書等の取下げは、技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、書面により行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（15を参照）できるものとする。

(4) 技術提案書等の作成説明会

技術提案書等の作成説明会は、原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に技術提案書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和6年4月26日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術資料等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(9) 上記4（12）競争参加資格①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため総合評価値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和6年5月2日17時まで
 - ② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年5月9日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ① 閲覧期間：令和6年5月14日から令和6年6月13日まで
 - ③ 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内
 - ② 提出先：(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
- (5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 簡易型総合評価落札方式に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 技術提案の内容、資料等で示された実績等により最大32点の加算点を与える。
ただし、評価点の満点が30点を超えることから、得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。
- ③ 評価値は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値とする。
- ④ 各入札参加者のうち評価値が最大の者を落札者として決定する。
- ⑤ ④の決定に当たり、該当者の入札価格が調査基準価格を下回っていないこと及び該当者の評価値が評価基準値（標準点を本工事の予定価格で除した数値を「基準評価値」という。以下同じ。）を下回っていないことを条件とする。

(2) 評価項目及び評価指標（簡易型総合評価落札方式の場合）

① 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 企業に関する項目

指定工種の工事成績、指定工種の施工に関する表彰実績、地域への貢献活動、地域精通度、同種工事の施工実績、ISO認証取得の有無、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業の有無により評価する。

(イ) 配置予定技術者に関する項目

指定工種の配置予定技術者の保有資格、同種工事の配置予定技術者の従事経験、指定工種の配置予定技術者の工事成績、指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績により評価する。

(ウ) 簡易な施工計画に関する事項

「根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事」における簡易な施工計画に対する提案、工程管理の方法、及び発注者が指定した課題への対応方法、品質管理に対する提案の妥当性、工夫等により評価する。

② 技術提案資料について、①の(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目に付き得点を与え、その得点に30/32を乗じた数値の合計を加算点とする。

(3) 入札の評価に関する基準（簡易型総合評価落札方式の場合）

別添1「入札参加書類作成の手引き」3. 評価項目の(1)評価基準と加算点を参照。

(4) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、北海道森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 評価内容の担保等

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。
- ② 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。
- ③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ④ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。
- ⑤ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。
- ⑥ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 受領期間：令和6年4月5日から令和6年5月1日まで。
- ② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp
- ③ 提出方法：原則として電子メールによる。（様式自由）

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和6年5月7日から令和6年5月9日17時まで、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和6年5月 1日 10時00分

入札締切日時 令和6年5月 10日 11時00分

(2) 持参による入札の場合は、令和6年5月10日10時50分までに北海道森林管理局中会議室（4F）へ持参のうえ、入札すること。この場合、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 開札は、令和6年5月10日11時00分に北海道森林管理局中会議室（4F）において行う。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)。
- ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁北海道森林管理局) また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

12 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること(提出期限必着)。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(様式自由)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ウ) 書類のページ数

(エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は次のとおりとする。

北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5の(1)の①のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

(4) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記の何れかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官が認める事由による場合

(2) 請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合

(3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和6年5月21日 17時まで

② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年5月30日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和6年5月31日から令和8年3月31日17時まで。

② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

② 提出先：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

なお、国有林野事業工事請負契約約款については、本工事の公告日現在、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>）に掲載しているものとする。

19 支払条件

(1) 前金払： 有

(2) 中間前金払い及び部分払 中間前金払：無 ・ 部分払い：無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 経理課 専門官
電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

21 火災保険付保証の要否： 否

22 その他

(1) 言語等：契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、5の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
(5の(3)のただし書きの場合を除く。)

(4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。

(5) 電子入札システムの操作手引き書

システム操作上の手引き書としては、北海道森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

システム操作、接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く）

電話：048-254-6031

FAX：048-254-6041

e-mail: help@maff-ebic.go.jp

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。
- なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 本店等の所在地域
本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。
- (10) 標準仕様書等
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を参照すること。
- (11) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去5年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去5年度の間」等と読み替える。
- この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。
- (12) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。
- (13) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (14) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
(簡易型総合評価落札方式)
入札参加書類作成の手引き

目 次	頁
○ 総合評価落札方式について	2
○ 評価項目及び採点基準 (表-1)	3
○ 総合評価落札方式提出書類記載留意事項	4~6
○ 競争参加資格確認申請書 (様式-1号)	7
○ 同種工事の施工実績 (様式-2号、2号の1)	8~9
○ 企業に関する項目 (様式-3号)	10
○ 地域への貢献活動の実績 (様式-3号の1)	11
○ 従業員への賃金引上げ計画の表明書 (様式-3号の2)	12~13
○ 配置予定主任 (監理) 技術者に関する項目 (様式-4号)	14
○ 簡易な施工計画 (様式-5号)	15
○ 簡易な施工計画 (様式-6号)	16
○ 簡易な施工計画 (様式-7号)	17
○ 簡易な施工計画 (様式-8号)	18

総合評価落札方式について

1. 本資料の位置づけ

本資料は、北海道森林管理局が発注する総合評価落札方式による営繕工事において、入札参加希望者が各種資料を作成するための手引きとして利用してください。

2. 提出書類の審査について

(1) 競争参加資格の審査

入札参加希望者から提出された各種評価資料等について、入札公告及び入札説明書等に示す競争参加資格の要件を全て満たしているか（様式－２）、また、提出された施工計画の内容が適正であるかの審査を行う。競争参加資格が確認された入札参加者全てに標準点（100点）を与える。

(2) 総合評価について

上記（１）により、また、本工事における評価項目について、提出された各種資料の内容を評価項目及び採点基準に基づき評価し、最高30点まで加算する。

ただし、評価点の満点が30点を超えることから、得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。

3. 評価項目

(1) 評価基準と加算点

本工事における評価項目と項目毎の配点は、表－１による。

(2) 「簡易な施工計画に関する項目」の課題設定等

本工事の「簡易な施工計画に関する項目」における考慮すべき施工条件及び課題は以下のとおりである。

本工事における考慮すべき施工条件
・条件1： 執務に影響を及ぼさない施工計画
・条件2：
本工事において発注者が指定する課題
・課題1： 執務エリア、敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案
・課題2： 資機材搬入時等における安全確保に関する提案

4. 落札者の決定

(1) 総合評価のしくみ

総合評価は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値（以下「評価値」という。）とする。評価値は、小数点第3位まで求めるものとし、小数点第4位以下は切り捨てることとする。計算方法は以下のとおりである。

【参考】

標準点＋加算点＝100点＋加算点

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格（単位：百万円）

基準評価値＝100点／予定価格（単位：百万円）

(2) 落札者の決定

入札参加者は、次のア、イの要件に該当する者のうち（１）による評価値の最も高い提案者を落札者として決定する。また、評価値の最も高い者が2人以上いるときは、小数点第4位以下の値の多寡を持って決定する。なお、小数点第4位以下の得点も同点の場合は、当該入札に関係のない者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

表-1 評価項目及び採点基準（簡易型）

提出された資料により、評価基準を満たしていることが確認されれば、配点欄の点数を加点する。

評価分類	評価項目	評価の詳細	様式	評価基準	配点	得点
ア 企業に関する項目	A	指定工種の工事成績（過去3年間の平均点）	3号	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満又はなし	3 2 1 0	/12
	B	指定工種の施工に関する表彰実績（過去5年間）	3号	指定工種（※宮繕工事）に係る優良工事表彰の受賞実績あり（注1） 実績なし	1 0	
	C	地域への貢献活動（過去5年間）	3号 3号の1	実績あり 実績なし	1 0	
	D	地域精通度	3号	本社（本店）あり 本社（本店）なし	1 0	
	E	同種工事の施工実績（過去15年間）	3号	公共機関の施工実績あり 民間発注等からの施工実績あり	1 0	
	F	ISO認証取得	3号	ISO9001及びISO14001を取得 ISO9001又はISO14001のどちらかを取得 なし	2 1 0	
	G	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	3号	認定を受けている 認定を受けていない	1 0	
	H	賃上げの実施を表明した企業等	3号 3号の2	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 上記内容に該当しない	2 0	
イ 配置に関する項目	A	指定工種の配置予定技術者の保有資格	4号	監理技術者資格者証の取得後10年以上経過。 配置予定技術者の保有資格が上記以外の者である。	1 0	/6
	B	同種工事の配置予定技術者の従事経験（過去15年間）	4号	主任技術者又は監理技術者としての従事経験あり。 上記以外の役職での従事経験あり。	2 0	
	C	指定工種の配置予定技術者の工事成績（過去3年間の平均点）	4号	75点以上 65点以上75点未満 65点未満又はなし	2 1 0	
	D	指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績	4号	受賞実績あり 受賞実績なし	1 0	
ウ 簡易な施工計画に関する項目	A	施工計画に対する提案（工程管理及び品質管理を除く。）	5号	施工計画は適切であるとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 施工計画は適切であるとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 施工計画は適切である。（標準案又は標準案と同程度の内容）	4 2 0	/14
	B	工程管理に対する提案	6号	工程管理は適切であるとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 工程管理は適切であるとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 工程管理は適切である。（標準案又は標準案と同程度の内容）	4 2 0	
	C	発注者が指定した課題への対応	7号	現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応しているとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応しているとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応している。（標準案又は標準案と同程度の内容）	3 2 0	
	D	品質管理に対する提案	8号	現地条件・工事条件を踏まえ、適切であるとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、適切であるとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、適切である。（標準案又は標準案と同程度の内容）	3 2 0	

（注1 工事は工種により適宜選択する。）

（注2 得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。）

得点
合計

0

総合評価落札方式 提出書類 記載留意事項

1. 企業に関する項目について

A 指定工種の工事成績（様式－3号）

- ① 令和3年4月1日以降（過去3年間）完成した公共工事（指定工種）の工事成績評点（過去3年間全ての工事の平均）が70点以上の場合に加点します。（発注者が発行した工事成績評定通知書の写しを添付する必要があります。）
- ② 共同企業体（特定又は経常）での工事成績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。（その場合は、出資比率を確認できる資料を添付する必要があります。）

B 指定工種の施工に関する表彰実績（様式－3号）

- ① 平成31年4月1日以降（過去5年間）の入札公告及び入札説明書に定めた指定工種に係る優良工事表彰実績がある場合に加点します。
- ② 共同企業体（特定又は経常）での表彰実績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。（その場合は、出資比率を確認できる資料を添付する必要があります。）
- ③ 加点対象となる優良工事表彰は、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）で規定するもの）に限ります。）を対象とします。（当該表彰状の写しを添付する必要があります。）

C 地域への貢献活動（様式－3号、3号の1）

- ① 平成31年4月1日以降（過去5年間）の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又は企業としてのボランティア活動による表彰がある場合に加点します。なお、従業員が個人的に行ったものは対象外とします。
- ② 防災・災害復旧活動又はボランティア活動の実績については、表彰状の写し、実績証明書等により客観的に証明ができるものを対象とします。
- ③ 3号の1様式の記載に当たっては、実施機関からの証明印が必要となります。ただし、活動実績の確認が可能な表彰状や実績証明書等の写しを添付する場合は、様式－3号の1に実施機関の証明印は必要ないものとします。（提出後、審査において添付資料が不明瞭と認められた場合には、実施機関の証明印のある様式－3号の1の再提出を求めます。）

D 地域精通度（様式－3号）

当該工事实施近隣地域内（都道府県内）に本社（本店）を有している場合に加点します。

E 同種工事の施工実績（様式－3号）

- ① 平成21年4月1日以降（過去15年間）に、元請けとして完成・引渡し完了した入札公告及び入札説明書に定めた同種工事の元請けとしての施工実績が、公共機関である場合に加点します。
- ② 同種工事の施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合は、出資比率が20%以上で、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限ります。
- ③ 同種工事の施工実績について、工事の概要等の把握に必要と判断される最少限の図面等を添付するとともに、実績証明のためCORINSの写し又は契約書の写し（契約条項は不要）を添付する必要があります。

F ISOの認証取得（様式－3号）

- ① 開札時点で有効なISO9001又はISO14001の認証を取得している場合に加点します。（認証登録証（有効期限内のものに限る。）及び登録範囲が確認できる付属書等の写しを添付する必要があります。）
- ② 入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員がISOを取得していても加点の対象とはなりません。

G ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組

- ① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画の策定状況。
- ② 次世代法に基づく「トライくるみん認定企業」「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定等の状況。
- ③ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の認定の状況、過去3年間に若手（35歳未満）の新規雇用があり、公告の日まで雇用が継続している場合又はインターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種資格取得支援等若手の技術の確保・育成の取組について、その認定・取組の有無を記載する。

H 賃上げの実施を表明した企業等（様式－3号の2）

○賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、様式－3号の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を添付する必要があります。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

○賃上げ実施の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表名した場合には、賃上げを表名した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の④俸給、給与、賞与等の総額の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに規約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

2. 配置予定技術者に関する項目について

A 指定工種の配置予定技術者の保有資格（様式－４号）

- ① 配置予定技術者が監理技術者資格者証を有し、その資格者証の取得後 10 年以上の経験がある場合に加点します。
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合には、低位の者で採点を行います。

B 同種工事の配置予定技術者の従事経験（様式－４号）

- ① 配置予定技術者の平成 21 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間）の同種工事への従事経験が、主任技術者又は監理技術者として中心的な立場で従事し、その内容が確認できた場合に加点します。
- ② 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付する必要があります。
- ③ 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

C 指定工種の配置予定技術者の工事成績（様式－４号）

- ① 令和 3 年 4 月 1 日以降（過去 3 年間）に、主任技術者又は監理技術者として従事した公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）で規定するものに限り。）の工事成績評点（過去 3 カ年間全ての工事の平均）が 65 点以上の場合に加点します。
なお、公共工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び配置予定技術者が当該工事に従事したことを証明するため CORINS 登録の写しを添付する必要があります。
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績（様式－４号）

- ① 平成 31 年 4 月 1 日以降（過去 5 年間）の当該発注業種に係る優良工事技術者表彰の受賞実績がある場合が加点対象になります。（発注機関が発行した優良工事技術者表彰状の写しを添付する必要があります。）
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

3. 簡易な施工計画に関する項目について

A 施工計画に対する提案（工程管理及び品質管理を除く）（様式－５号）

提出された施工計画が本工事における考慮すべき施工条件等を踏まえ適切であること。標準案（設計図書及び公共建築工事仕様書等によるもの。）と比較して、工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

B 工程管理に対する提案（様式－６号）

提出された工程管理が、期限内の工期設定で工程上重要な項目が記載されており適切であること。標準案と比較して、工程の設定に工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

C 発注者が指定した課題への対応（様式－７号）

発注者が指定した課題に対して適切に対応していること。標準案と比較して、環境、地域特性等の現地条件、工事条件を踏まえた工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

D 品質管理に対する提案（様式－８号）

発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法が、環境、地域特性等の現地条件、工事条件を踏まえ適切であること。標準案と比較して、工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

住所
商号又は名称
代表者名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事に係る競争参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び入札説明書に規定する競争参加資格を有していること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の2の(2)に定める競争参加資格を有する「資格確認通知書」の写し
- 2 入札公告の記の2の(4)に定める施工実績を記載した書面
- 3 入札公告の記の2の(6)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札公告の記の4の(2)の①、②に定める加算点を付与するのに必要な事項を記載した書面
- 5 入札公告の記の4の(2)の③に定める施工計画を記載した書面
- 6 その他（入札公告の記の2の(12)に定める健康保険法等の各種保険の加入実績を証明する書類（総合評定値通知書の写し等）ほか）

【申請内容問い合わせ先】

部署名

担当者

連絡先 電話：

メールアドレス：

同種工事の施工実績(企業)

(※入札説明書、4の(4)に規定する競争参加資格の要件)

工 事 名: 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会 社 名:

登 録 番 号 ※1	建築一式	〇等級	登録番号	〇〇〇〇
同種工事の要件について	①平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。			
	②同種工事とは、以下のアからオの要件を満たす新築工事の施工実績とする。なお、評定点が65点未満のものを除くこと。			
	同種工事の要件		施工実績の内容	
	ア:北海道内において、延床面積50㎡以上の木造建築物の新築の施工実績		ア:	
	イ: -		イ: -	
	ウ: -		ウ: -	
	エ: -		エ: -	
※ ア～エは同一工事とする。		※ ア～エは同一工事である。		
同種工事の 工事名称等	指 定 工 種	〇〇一式工事		
	工 事 名 称 等	〇〇〇〇〇〇工事		
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇		
	施 工 場 所	北海道〇〇市〇〇町〇〇		
	請 負 代 金 額	〇〇〇,〇〇〇円		
	工 期	自 平 成 年 月 日 至 令 和 年 月 日 迄		
	受 注 形 態 等	単体/〇〇・〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)		
	CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・無		
	工 事 概 要			
	添 付 資 料			

※1: 登録番号欄には、北海道森林管理局における対象工事種別に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(※最新年度)を付与されている有資格者の登録番号を記載すること。

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に○を付すこと。

注2: 共同企業体で入札参加を希望する場合は、当該共同企業体としての実績、又は出資比率が20%以上の構成員、いずれかの実績を記載すること。

注3: 同種工事の施工実績が多数の場合は、最大2件まで記載することができるが、それぞれ別業とすること。

注4: 工事の概要等の把握に必要と判断される最少限の図面等を添付するとともに、CORINSの写し又は契約書の写し(契約条項は不要)を添付すること。

注5: 同種工事の発注機関の優先順位は、①公共機関、②民間とする。

注6: 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

(様式-2号の1)

同種工事の施工実績(配置予定技術者)
(※入札説明書、4の(6)に規定する競争参加資格の要件)

工 事 名: 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会 社 名:

配置予定技術者の保有資格	氏 名: ○○ ○○	資 格: ○○○士
従 申 請 状 時 況 現 在 の 他 工 事 の	工 事 名	○○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○○
	工 期	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日 迄
	従 事 役 職	主任技術者、監理(主任)技術者、その他
	本工事と重複する 場合の対処処置	(例)本工事に着手する前の○年○月には、完成予定であるため、本工事に従事 することは可能である。
C O R I N S 登 録	・有(CORINS登録番号)	・無

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に○を付すこと。

注2: 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

企業に関する項目

工 事 名 : 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会 社 名 :

A	指定工種の工事成績	令和3年4月1日以降に完成した公共工事の平均点	・ 80点以上 ・ 75点以上80点未満 ・ 70点以上75点未満 ・ 70点未満又はなし
		工事名称	〇〇〇〇工事
		工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 点数 〇〇点
B	表彰の指のす施定実る工工績表に種	[表彰名・工事名]	(優良工事等表彰・〇〇〇〇〇工事) 注4
		(表彰者・年月日)	(〇〇局長・令和〇〇年〇〇月〇〇日)
C	地域への貢献	平成31年4月1日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又はボランティア活動による表彰実績等 ・有 ・無 「有」の場合は、様式-3号の1により提出する。	
D	地域精通度	当該工事実施近隣地域内(道内)に本社(本店)を有している。 ・有 ・無	
E (※1)	施工実績	平成21年4月1日以降の同種工事の施工実績	・平成21年4月1日以降に完成した、公共機関が発注した同種工事の元請けとしての施工実績がある。 ・同上、上記以外(民間発注等)が発注した同種工事の元請けとしての施工実績がある。
		指定工種等	〇〇一式工事
		工事名称	・〇〇〇〇〇工事 ・様式-2号の1と同様(以下記載不要)※1
		発注機関名	〇〇〇〇〇
		施工場所	北海道〇〇市〇〇町
		請負代金額	000,000,000円
		工 期	平成 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 迄
		受注形態等	単体/〇〇・〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)
		CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・ 無
	工事内容		
F	ISO認証取得	ISO9001	・無 ・有 (登録日、有効期限) 登録番号
		ISO14001	・無 ・有 (登録日、有効期限) 登録番号
G	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	・無 ・有 (認定名:〇〇〇〇〇認定)	
H	賃上げの実施表明の有無	・無 ・有 「有」の場合は、様式-3号の2により提出する。	

※1 E、施工実績については、入札説明書、4の(4)に規定する競争参加資格の要件(様式-2号)と同様の場合は記載しなくてもよい。

注1: 記載欄の明示は記入例である。

注2: 共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は出資比率が20%以上の構成員いずれか1社の実績を記載すること。

注3: 記載事項が確認できる書類の写しを添付すること。

注4: 施工に関する「表彰」については平成31年4月1日以降(※過去5年間)に完成した工事に限る。また、当該表彰状の写しを添付すること。

注4: 「ISO認証取得」欄は、該当する場合のみ記載することとし、ISOの認証登録証の写しを添付すること。(有効期限内のものに限る。)

注5: ワーク・ライフ・バランスの欄については、取得した認定名を記載することとし、当該認定を証明する写しを添付すること。

地域への貢献活動の実績

工事名：根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会社名：

活動の種類	<input type="checkbox"/> 災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績 <input type="checkbox"/> 企業としてのボランティア活動による表彰実績 (該当箇所を■にする。)
活動の内容 (具体的に記入)	
活動期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
活動場所	北海道〇〇市〇〇町
<p>上記内容に相違ないことを証明します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>証明者(実施機関) 印</p>	

注1: 「災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績」は、平成31年4月1日以降(※過去5年間)の近隣地域内の災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と地方公共団体との間の協定に基づき活動した実績について記入すること。

注2: 「企業としてのボランティア活動による表彰実績」は、地方公共団体に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて、災害ボランティアとして参加し、表彰を受けた事例について記載すること。

注3: 「企業としてのボランティア活動による表彰実績」で、表彰状の写しを添付する場合は、証明者(実施機関)の証明印は不要とする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度の平均受給額を対前年度(又は対前年比)増加率3%以上とすることを表明いたします。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

住所:〇〇

代表者氏名 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

(留意事項)

- この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。
大企業:中小企業等以外の者をいう。
中小企業等:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。
ただし、同条第6項に該当する者は除く。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出して下さい。
- 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出して下さい。
- 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出していない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。
- 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

令和○年○月○日

株式会社○○

住所:○○

代表者氏名 ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和○年○月○日

株式会社○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。
大企業:中小企業等以外の者をいう。
中小企業等:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。
ただし、同条第6項に該当する者は除く。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出して下さい。
- 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出して下さい。
- 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出していない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。
- 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

配置予定技術者に関する項目

工 事 名 : 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会 社 名 :

氏名・資格		氏名:〇〇〇〇	資格:〇〇技術者
最終学歴		〇〇大学 〇〇学部 〇〇年卒業	
A	保有資格	法令による資格・免許	〇級建築士(取得年月日、登録番号) 〇級建築施工管理技士(取得年月日、登録番号) 監理技術者資格者証(交付年月日、登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年月日、登録番号)
		監理技術者資格者証 取得後の経験年数	・10年以上 ・10年未満
		指 定 工 種	〇〇一式工事
		工 事 名 称	・〇〇〇〇〇工事
B (※1)	従事経験	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇
		施 工 場 所	北海道〇〇市〇〇町
		請 負 代 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
		工 期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
		従 事 役 職	現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 工事主任等
		受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)
		CORINS 登 録 の 有 無	・有(CORINS登録番号) ・ 無
		工 事 内 容	
		添 付 資 料	
		C	工事成績
工事名称等 工期・点数	〇〇〇〇工事(CORINS登録番号) 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日 点数 〇〇点		
工事名称等 工期・点数	〇〇〇〇工事(CORINS登録番号) 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日 点数 〇〇点		
D	表彰実績	[表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優良工事技術者表彰・〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇局長・令和 年 月 日)]

※1: B配置予定技術者の従事経験については、平成21年4月1日以降(※過去15年間)に完成・引渡ししたものに限る。また、入札説明書、4の(6)の③に規定する競争参加資格の要件(様式-2号の1)と同様の場合は記載しなくてもよい。

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に〇を付すこと。

注2: 配置予定技術者候補が複数名いる場合は、各技術者ごとに別葉で作成すること。

注3: 「法令による資格・免許」欄は、配置予定技術者の所有資格が確認できる資料の写しを添付すること。

注4: 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付すること。

注5: 共同企業体の場合における「配置予定技術者の施工経験」については、構成員のいずれか1社の配置予定技術者について記載することとし、他の構成員は記載を必要としない。

注6: 「会社名」の欄は、共同企業体の場合は、該当する構成員名も記載すること。

注7: 「従事役職」欄は、配置予定技術者に係る従事役職について確認できる資料の写しを添付すること。

注8: 「表彰の実績」欄は、平成31年4月1日以降(※過去5年間)に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、優良工事技術者表彰状の写しを添付すること。

注9: 「指定工種の配置予定技術者の工事成績」欄は、令和3年4月1日以降(※過去3年間)に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、公共工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び当該工事に従事したことを確認するためCORINSの写しを添付する必要がある。

簡易な施工計画

A 施工計画に対する提案(工程管理及び品質管理を除く)

工事名：根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会社名：

標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

本工事における考慮すべき施工条件	条件1: 執務に影響を及ぼさない施工計画 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
	条件2: -
項目	具体的な提案内容

簡易な施工計画

C 発注者が指定した課題への対応

工事名：根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会社名：

標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

発注者が指定した 課題	課題1： 執務エリア、敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案
	【標準案】 騒音や振動の発生する作業については、執務に支障を与えないよう軽減措置を講じる。
	課題2： 資機材搬入時等における安全確保に関する提案
	【標準案】 関係法令に基づき、敷地内又は庁舎内への資機材搬入時等における職員、来客者、作業員への安全確保のための対策を講じる。
項目	具体的な提案内容

簡易な施工計画

D 品質管理に対する提案

工事名：根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

会社名：

標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

本工事における 考慮すべき施工条件	条件1:事務所庁舎等改修に係る品質管理に関する提案 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
	条件2: その他施工上配慮すべき事項に関する提案 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
項目	具体的な提案内容

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社○○○○
 (住所を記載)
 代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社○○○○
 (住所を記載)
 代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号 ()	事業年度	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	税務署 処理欄
	電話 ()	自平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
法人番号	<input type="text"/>	自社ホームページの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(自社ホームページアドレス)

1 事業内容	()業	2 支店・子会社の状況	(1) 国内 支店・店舗数 <input type="text"/>	(2) 国内 国内子会社の数 <input type="text"/>
		支店	支店・店舗数 <input type="text"/>	海外 支店・店舗数 <input type="text"/>
		支店	支店・店舗数 <input type="text"/>	海外 支店・店舗数 <input type="text"/>
		3 海外取引状況	(1) 取引種類 <input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 無	(2) 取引金額(百万円) <input type="text"/>
			輸入相手国 <input type="text"/>	輸出相手国 <input type="text"/>
			輸入商品 <input type="text"/>	輸出商品 <input type="text"/>

4 期末従業員等の状況	(1) 期末従業員	<input type="text"/>	5 P C の利用状況	(1) P C の利用形態 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	8 経理者の状況	(1) 区分 氏名 代表者との関係
	(2) 期末従業員	<input type="text"/>		(2) Windows <input type="checkbox"/> Mac <input type="checkbox"/> Linux <input type="checkbox"/>		(1) 管理 現金 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	(3) 期末従業員	<input type="text"/>		(3) その他 ()		(1) 通帳 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	計	<input type="text"/>	(4) 会計ソフトの利用等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(2) 試算表の作成状況 <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> おむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ	(3) 源泉徴収対象所得 <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 報酬金 <input type="checkbox"/> 配当 <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 退職	(4) 当期課税売上高 (単位:千円) <input type="text"/>
	計のうち代表者数	<input type="text"/>	(5) 会計ソフト名 <input type="text"/>	(6) データの保存先 <input type="checkbox"/> クラウド <input type="checkbox"/> 外部記録媒体 <input type="checkbox"/> P C サーバ	(5) 経理方式 <input type="checkbox"/> 税務方式 <input type="checkbox"/> 社内監査	実施の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	計のうちアルバイト数	<input type="text"/>	(6) メールソフト名 <input type="text"/>	(7) 電子商取引 (インターネット取引) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(6) 消費税率 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(2) 賃金の定め方 <input type="checkbox"/> A 固定給 <input type="checkbox"/> B 歩合給 <input type="checkbox"/> A B 併用		(7) 販売チャネル <input type="checkbox"/> 自社 H P <input type="checkbox"/> 他社 H P	(8) 販売形態 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(3) 社宅・寮の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		7 株主又は株式所有異動の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	9 役員又は役員報酬額の異動の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

10 主要科目 (単位:千円)	売上 (収入) 高	<input type="text"/>	特別損失	<input type="text"/>
	上記のうち兼業売上 (収入) 高	<input type="text"/>	税引前当期損益	<input type="text"/>
	売上 (収入) 原価	<input type="text"/>	資産の部合計 (負債の部合計 + 純資産の部合計)	<input type="text"/>
	期首棚卸高	<input type="text"/>	現金預金	<input type="text"/>
	原材料費 (仕入高) 注2	<input type="text"/>	受取手形	<input type="text"/>
	労務費 ※福利厚生費等を除いてください	<input type="text"/>	売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3	<input type="text"/>
	外注費	<input type="text"/>	棚卸資産 (未成工事支出金)	<input type="text"/>
	期末棚卸高	<input type="text"/>	貸付金	<input type="text"/>
	減価償却費	<input type="text"/>	建物 ※減価償却累計額控除後	<input type="text"/>
	地代家賃	<input type="text"/>	機械装置 ※減価償却累計額控除後	<input type="text"/>
売上 (収入) 総利益	<input type="text"/>	車両・船舶 ※減価償却累計額控除後	<input type="text"/>	
役員報酬	<input type="text"/>	土地	<input type="text"/>	
従業員給料	<input type="text"/>	負債の部合計 (資産の部合計 - 純資産の部合計)	<input type="text"/>	
交際費	<input type="text"/>	支払手形	<input type="text"/>	
減価償却費	<input type="text"/>	買掛金 注3	<input type="text"/>	
地代家賃	<input type="text"/>	個人借入金	<input type="text"/>	
営業損益	<input type="text"/>	その他借入金	<input type="text"/>	
特別利益	<input type="text"/>	純資産の部合計 (資産の部合計 - 負債の部合計)	<input type="text"/>	

注4 11代表者に対する報酬等の金額	報酬 <input type="text"/>	貸付金 <input type="text"/>	仮払金 <input type="text"/>
賃借料 <input type="text"/>	支払利息 <input type="text"/>	借入金 <input type="text"/>	仮受金 <input type="text"/>

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
 注2 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
 注3 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
 注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

この用紙はとじこまないでください

12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主な設備等の状況						
	(2) 事業内容の特異性								
	(3) 売上区分	現金売上 % 掛売上 %							
14 決算日等の状況	売上	締切日	決済日	16 税理士の関与状況	(1) 氏名				
	仕入	締切日	決済日		(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日	決済日		(3) 電話番号				
	給料	締切日	支給日		<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称				17 加入組合等の状況	(4) 関与状況			
						(役職名)			
						(役職名)			
	営業時間		開店時	閉店時					
	定休日		毎週 (毎月)	曜日 ()		日			
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従事員数
	18月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	計								
	前期の実績								
19 当期の営業	19 成績の概要								

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出用

Header form containing tax authority name, address, business type, and submission details.

Table 1: 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) - Summary of wage tax returns.

Table 2: 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) - Summary of retirement income tax returns.

Table 3: 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) - Summary of payment returns for fees, contracts, and awards.

Table 4: 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313) - Summary of payment returns for real estate usage fees.

Table 6: 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) - Summary of payment returns for real estate brokerage fees.

Table 5: 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) - Summary of payment returns for real estate acquisition consideration.

Form for submission date and confirmation, including a grid for the year and month.

Vertical text on the right side providing instructions and submission details.

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日提出
税務署長 殿

税務署受付印

事業種目 整理番号

住所又は所在地 (フリガナ) 電話 (フリガナ)

氏名又は名称 (フリガナ)

個人番号又は法人番号(注) ※個人番号又は法人番号は複写されません

作成担当者 本店等一括提出 翌年以降送付 有 否

作成税理士名 税理士番号

代表者氏名 電話

控 用

平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	員	左のうち、源泉徴収額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 俸給、給与等の総額					
②のうち、内閣通用の日雇労働者の賃金					
③ 源泉徴収票を提出するもの					
④のうち、源泉徴収票を提出するもの					
災害減免法により徴収猶予したもの					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 退職手当等				
②のうち、源泉徴収票を提出するもの				

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	個人以外	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)					
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)					
診療報酬(3号該当)					
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)					
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)					
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)					
契約金(7号該当)					
賞金(8号該当)					
④ 計					
⑤のうち、支払調書を提出するもの					
⑥のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金					
災害減免法により徴収猶予したもの					

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支 払 金 額
① 使用料等の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支 払 金 額
① あっせん手数料の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	員	支 払 金 額
① 譲受けの対価の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)			

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
- 2 工 事 場 所 阿寒郡鶴居村西 4 丁目 76-1
- 3 工 期 契約締結日の翌日から
令和 6 年 10 月 31 日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 金 円
- 6 調 停 人 選任しない
- 7 前 金 払
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔北海道〕建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項	
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号	
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号	
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号	
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号	
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号	
	〔 〕主任技術者	第 10 条第 1 項第号	
	〔 〕監理技術者		
×	支給材料及び貸与品	第 15 条	
	前金払	第 35 条第 1 項	
×	中間前金払	第 35 条第 3 項～7 項	
×	部分払	回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品	第 38 条	
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条	

10 解体工事に要する費用等

別紙1のとおり

11 特約事項

別紙2のとおり（工事仕様書、工事費内訳書、技術提案書）

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住 所) 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

(氏 名) 支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 吉村 洋 印

受注者 (住 所)

(氏 名) 印

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注)建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 費 内 訳 書

工事名 : 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

費 目	工 種	種 別	数 量	金 額(円)	備 考
直 接 工事費	建築		1 式		
	小計				
	電気		1 式		
	小計				
	機械設備		1 式		
	小計				
	解体		1 式		
	小計				
		直接工事費 計			
共通費	共通仮設費		1 式		
	小計				
	現場管理費		1 式		
	小計				
	一般管理費		1 式		
	小計				
	共 通 費 計				
工 事 価 格 合 計					
消 費 税					10%
工 事 費 総 合 計					

工 事 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
- (2) 工事場所 阿寒郡鶴居村西4丁目76—1
- (3) 工事内容
 - ・事務所庁舎・車庫・倉庫の新築工事（木造〔CLT 含む〕平屋建：床面積 48 m²）
 - ・現庁舎等解体（事務所・宿舎〔木造平屋建：面積 65 m²〕、車庫〔鉄骨平屋：面積 13 m²〕）

2 工事仕様

(1) 共通仕様

仕様書、内訳書、図面に記載されない事項については、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）」を基本とするほか、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した各標準仕様書とする。

(2) 特記仕様

一 般 共 通 事 項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。 ・ 工事着手前に居住者に施工内容及び留意事項について、事前に周知すること。なお、内容は、事前に発注者の承諾を得ること。 ・ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者は、契約約款に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者の形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
	保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者は、「労災保険関係成立」の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 ・ 受注者は、労働者災害補償保険関係成立の証並びに、建設業退職金共済制度に加入した時には、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後、発注者に提出しなければならない。

一般共通事項	工事関係図書 材料 掘削作業・埋設物等 その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 施工に先立ち、施工計画書を作成し、発注者に提出すること。 ▪ 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出し承諾を受けること。 ▪ 掘削作業着手前に埋設物調査を行い、工事中は可能な限り人力掘削とし、既存の埋設物に損傷を与えないこと。 ▪ 施工に当たって、既存設備及び構造物並びに既存埋設物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
仮設工事	足場その他 監督事務所 工事用電力及び用水	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 枠組本足場を設ける場合は手すり先行足場とし、「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省平成21年4月）」によるものとする。 ▪ 設けない。 ▪ 受注者の負担とする。
解体工事	施工順序	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新庁舎新築の支障となる現庁舎の一部及び車庫を先行して解体し、新庁舎新築移転後に現庁舎の残存部を解体すること。

令和 6 年度

設 計 書

工 事 名 称 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

課長	係長	担当者

北 海 道 森 林 管 理 局

令和 6年 4月 1日

工事内容説明書

1. 工事名称 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
2. 施工場所 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西4丁目76-1の内
3. 工事請負費 金 円也
- 内 訳
- 工事価格 金 円也
- 消費税等相当額 金 円也
4. しゅん功期限 契約書に示す着手の日から 令和6年10月31日 まで
5. 工事規模
- ・事務所新築 木造平屋 47.93m²
 - ・事務所解体 木造平屋 65.00m²
 - ・車庫解体 S造平屋 13.00m²

直接工事費種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I 事務所新築工事 建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
小 計				
II 外構工事	1	式		
III 解体工事	1	式		
計				

直接工事費 科目別内訳

事務所 (建築工事)				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
仮設工事	1	式		
土工事	1	式		
地業工事	1	式		
鉄筋工事	1	式		
型枠工事	1	式		
コンクリート工事	1	式		
防水工事	1	式		
木工事	1	式		
屋根工事	1	式		
外壁工事	1	式		
金属工事	1	式		
左官工事	1	式		
建具工事	1	式		
塗装工事	1	式		
内装工事	1	式		
仕上エント工事	1	式		
計				

直接工事費 中科目別内訳

事務所					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
仮設工事		1	式		
計					
土工事		1	式		
計					
地業工事		1	式		
計					
鉄筋工事		1	式		
計					
型枠工事		1	式		
計					
コンクリート工事		1	式		
計					
防水工事		1	式		
計					
木工事		1	式		
計					
屋根工事		1	式		
計					
外壁工事		1	式		
計					
金属工事		1	式		

直接工事費 細目別内訳

事務所		地業工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
砂利地業	基礎下 再生グラツシヤン	5.20	m3			
	土間下 再生グラツシヤン	7.00	m3			
砂地業	人力 土間下 t=30	1.80	m3			
床下防湿層敷き	ポリエチレンフィルム t=0.15	58.50	m2			
土間下断熱材敷き	ポリスチレンフォーム t=50 2種b	58.50	m2			
基礎断熱材打込	ポリスチレンフォーム t=50 JIS A9521 1号	50.30	m2			
軒下砂利敷	B種 t=60	42.00	m2			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所		木工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
構造材 JAS製材	甲種2級 ひき角類 (正角) F地区	2.30	m3			
	乙種2級 ひき角類 (正角) F地区	2.50	m3			
	甲種2級 ひき角類 (平角) F地区	0.00	m3			
	甲種2級 ひき割り類 (正割) F地区	1.90	m3			
	甲種2級 ひき割り類 (平割) F地区	1.20	m3			
	甲種2級 ひき割り類 (板類) F地区	1.40	m3			
造作材 JAS製材	上小節 板類 (板) F地区	0.20	m3			
構造用集成材	105x300x3600 E105-F300 異等級対称構成	3.00	本			
	105x240x3150 E105-F300 異等級対称構成	5.00	本			
	105x210x2700 E105-F300 異等級対称構成	2.00	本			
木工事手間		1.00	式			
壁 CLT	カラマツ Mx60-5-5 150 x 1200 x 6200 1枚	1.1160	m3			
屋根 CLT	カラマツ Mx60-3-3 90 x 1200 x 6200 3枚	2.0088	m3			
CLT加工費	カラマツCLT 仕口・継手工場加工	3.1248	m3			
針葉樹合板	スプライン用 15 x 910 x 1820	2.00	枚			
タッピングねじ	STS6.5・F85	200.00	本			
タッピングねじ	STS6.5・F180	200.00	本			
CLT柱脚金物		2.00	組			
運賃	現場車上渡し	1.00	台			
CLT建方工事費	仮設足場 別途 クレーン 別途 吊り金物 含む	1.00	式			
法定福利費		1.00	式			
諸経費		1.00	式			
建方機械	ラフテッククレーン 4.9t吊り オペレーター付	2.00	日			

直接工事費 細目別内訳

事務所		金属工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
くつずり	ステンレス製 t=2 W=40	0.70	m			
ラインゲ	SUS304 t=1.2 W=100	1.20	m			
コーナーアングル	L-30×30×3 スチール製	10.80	m			
鋼製ラインゲ溝蓋	歩行用 枠付 W250	0.50	m			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 450角 内外枠共額縁	1.00	箇所			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所		左官工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
床コンクリート直均仕上	金ごて直均仕上	36.90	m ²			
	金ごて厚張物仕上	21.60	m ²			
基礎モルタル塗り	はけ引き外壁 t=25	36.40	m ²			
基礎天端コンクリート直均仕上	金ごて幅150	52.10	m			
建具周囲モルタル充填	内部建具	3.40	m			
計						

直接工事費 細目別内訳

事務所		建具工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(金属製建具)						
AD-1	W=785 H=2330 アルミ片開き玄関ドア ランマ付	1.00	箇所			
AD-2	W=1670 H=2000 アルミ引違い框戸 腰パネル	1.00	箇所			
SS-1	W=2975 H=2250 スチール 軽量パランスシャッター	1.00	箇所			
(樹脂製建具)						
PD-1	W=740 H=2000 樹脂製片開きドア	1.00	箇所			
PW-1	W=1650 H=1100 樹脂製引違い窓	1.00	箇所			
PW-2	W=1650 H=500 樹脂製引違い窓	1.00	箇所			
PW-3	W=740 H=500 樹脂製横入り出し窓	4.00	箇所			
PW-4	W=740 H=900 樹脂製横入り出し窓	1.00	箇所			
(木製建具)						
WD-1	W=700 H=2000 木製片開きドア	1.00	箇所			
WD-2	W=600 H=2000 木製片開きドア	1.00	箇所			
WD-3	W=600 H=2000 木製片開きドア	3.00	箇所			
木製建具ガラス	型板ガラス t=4 ガラス清掃共	0.80	m2			
計						

直接工事費 細目別内訳

事務所		内装工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
床 複合フローリング	t=12 かば C種 下張り無	15.10	m2			
床 ビニル床シート	t=2.0 無地 一般床 熱溶接工法	6.50	m2			
壁 ビニルクロス	ボード面 素地B種 一般部 普及品 準不燃 F☆☆☆☆	81.40	m2			
壁 石膏ボード GB-R	t=12.5 不燃 木下地 継目処理共	81.40	m2			
壁 石膏ボード GB-R	t=12.5 不燃 木下地 突付け	59.20	m2			
壁 グラスウール	t=100 24kg/m ³ 裸ロール	52.20	m2			
天井 石膏ボード GB-R	t=9.5 準不燃 突付け	18.00	m2			
天井 化粧石膏ボード GB-D	t=9.5 準不燃 突付け トランプチン	6.50	m2			
天井 防湿フィルム	ポリエチレンフィルム t=0.15	6.50	m2			
天井 グラスファイバー	フローリング工法 18kg t=300	30.00	m2			
天井 廻縁	塩ビ製	73.20	m			
倉庫棚板	構造用合板 t=12 特類 F☆☆☆☆ 2級 1800x900	7.60	m2			
計						

直接工事費細目別内訳

名 称	摘 要	電気設備工事		電灯幹線		
		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	8.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	露出配管 16mm	2.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 28mm	12.00	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	5.5mm ²	8.00	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) (PF管内)	5.5mm ²	10.00	m			
EM-CETケーブル	14mm ² 木造ケーブル・木造ステップケーブル	15.00	m			
EM-CETケーブル	14mm ² FEP内 (PF・CD)	12.00	m			
引込開閉器箱	屋外型 MCB3P50AF	1.00	面			
電灯分電盤	屋内型 樹脂製 ELB3P50A 18回路 太陽光発電対応	1.00	面			
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	1.00	か所			
接地極埋設標	黄銅製 管理者名刻印 (腐食加工)	1.00	枚			
防雨入線カバー		1.00	個			
腕金	75×75×3.2×1800	1.00	本			
計						

直接工事費細目別内訳

名称	摘要	電気設備工事		電灯分岐		備考
		数量	単位	単価	金額	
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	15.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	29.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-2C 木造サドル・木造ステップル	14.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-2C FEP内 (PF・CD)	15.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-3C 木造サドル・木造ステップル	43.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-3C FEP内 (PF・CD)	25.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm-3C 木造サドル・木造ステップル	15.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm-3C FEP内 (PF・CD)	4.00	m			
VVケーブル用 ジョイントボックス	大 透明カバー付	10.00	個			
合成樹脂製 スイッチボックス (カバー付)	埋込 1個用	8.00	個			
ワンプレートスイッチ (金属プレート付)	1P15A×1 ネーム無	2.00	個			
ワンプレートスイッチ (金属プレート付)	1P15A×3 ネーム付	1.00	個			
ワンプレートスイッチ (金属プレート付)	3W15A×1 ネーム無	1.00	個			
ワンプレートスイッチ (金属プレート付)	3W15A×2 ネーム無	1.00	個			
ワンプレートスイッチ (金属プレート付)	1P15A×1 PL×1 ネーム無	2.00	個			
人感センサー	親機 8A	2.00	個			
LED照明器具	A LSS9-4-23-LN	1.00	台			
LED照明器具	B LSS9-2-15-LN	3.00	台			
LED照明器具	C LSS1-4-30-LN	2.00	台			
LED照明器具	D LSS9-4-48-LN	4.00	台			
照明器具 SP-1	棚下灯 昼白色 FL15W×1灯相当	1.00	台			
照明器具 SP-2	ダウンライト 昼白色 SB型 1L60W×1灯相当	3.00	台			
照明器具 SP-3	ダウンライト 防雨型 昼白色 SB型 1L60W×1灯相当	3.00	台			

直接工事費細目別内訳

名称	摘要	電気設備工事		コンセント分岐		備考
		数量	単位	単価	金額	
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	42.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	41.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル扁平形 EM-EEF	2.0mm-2C 木造ナット・木造ステップ	28.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル扁平形 EM-EEF	2.0mm-2C FEP内 (PF・CD)	42.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル扁平形 EM-EEF	2.0mm-3C 木造ナット・木造ステップ	44.00	m			
600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル扁平形 EM-EEF	2.0mm-3C FEP内 (PF・CD)	41.00	m			
VVケーブル用ジョイントボックス	大 透明カバー付	8.00	個			
合成樹脂製アウトレットボックス (カバー付)	中四角 浅型 D44	24.00	個			
合成樹脂製アウトレットボックス (カバー付)	中四角 深型 D54	1.00	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax1 125V	1.00	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax2 125V	9.00	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax1 125V 接地極 接地端子付 一体形	1.00	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax2 125V 接地極×2 接地端子×1 一体形	4.00	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax1 125V 接地極付	1.00	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax2 125V 接地極×2付 一体形	4.00	個			
防水コンセント	2P15A×2 125V 抜止 (JIS防水)	1.00	個			
アップコンセント	アルミダイキャスト製 2P15A×1 1コアース付 丸型 ボックス用	1.00	個			
計						

直接工事費細目別内訳

		電気設備工事		太陽光発電設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	41.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	露出配管 16mm	2.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 28mm	8.50	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	露出配管 28mm	7.00	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	露出配管 42mm	25.00	m			
ブルホックスSS形防水 (SUS)	200×200×100	1.00	個			
600V耐燃性ホリエレン絶縁電線 (EM-IE)	2.0mm	10.00	m			
600V耐燃性ホリエレン絶縁電線 (EM-IE)	5.5mm2	6.00	m			
600V耐燃性ホリエレン絶縁電線 (EM-IE) (PF管内)	5.5mm2	28.00	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2-2C 木造サドル・木造ステップ	50.00	m			
EM-CEケーブル	8.0mm2-2C 木造サドル・木造ステップ	10.00	m			
EM-CEケーブル	8.0mm2-3C 木造サドル・木造ステップ	5.50	m			
EM-CEケーブル	8.0mm2-3C FEP内 (PF・CD)	8.50	m			
EM-CETケーブル	14mm2 木造サドル・木造ステップ	1.00	m			
EM-CETケーブル	14mm2 FEP内 (PF・CD)	6.00	m			
EM-CEE-Sケーブル	2.0mm2-2C 木造サドル・木造ステップ	8.00	m			
EM-CEE-Sケーブル	2.0mm2-2C FEP内 (PF・CD)	8.00	m			
EM-FCPEEケーブル	1.2mm-1P 木造サドル・木造ステップ	48.50	m			
EM-FCPEEケーブル	1.2mm-1P 木造サドル・木造ステップ	33.00	m			
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	1.00	か所			
接地極埋設標	黄銅製 管理者名刻印 (腐食加工)	1.00	枚			
モジュール	VBM375EA01N 単結晶太陽電池モジュール (375W) 産業用	15.00	枚			
接続ケーブル	VB9CN50EM4H 接続ケーブル 50m (3.5sq 600V 375用)	5.00	組			

直接工事費細目別内訳

名 称	摘 要	電気設備工事		太陽光発電設備		備 考
		数 量	単 位	単 価	金 額	
架台	ZAM鋼板 傾斜屋根置き架台5段3列	1	架			
接続箱	VBCD3005K 新 接続箱 5回路マルチ 屋側用	1	台			
蓄電システム	XLJSK11BBK パワーステーションシングルタイプ 単相5.5kW 蓄電容量11.2kWh	1.0	式			
蓄電システム	LJ-MFP01 産業用パワーステーション用固定金具	1.0	台			
蓄電システム	LJ-MFPA01 産業用パワーステーション用耐震補強金具 50～120mm	1.0	台			
蓄電システム	LJ-MFB01 産業用バッテリーボックス用耐震補強金具 0～50mm	1.0	台			
計測機器	気象信号変換器箱 SUS製屋外用 RS485対応	1.0	台			
気温計	気温計 50mケーブル付	1.0	台			
日射計	日射計 50mケーブル付	1.0	台			
小型計測装置	DataCube4-2 データキューブ4 2入力・遠隔制御非対応	1.0	台			
継電器	逆電力継電器 電源・バックアップユニット付	2.0	式			
機器運搬・搬入費		1.0	式			
太陽光発電設備工事	パネル・架台取付	1.0	式			
新設機器取付・結線工事		1.0	式			
新設配線 配管及び敷設工事		1.0	式			
試験調整費		1.0	式			
安全対策費	仮設足場・養生等 作業日数10日間で想定	1.0	式			
北電申請書類費		1.0	式			
現場管理費		1.0	式			
安全衛生費		1.0	式			
諸経費		1.0	式			
労務法定福利費		1.0	式			
計						

直接工事費 細目別内訳

事務所		機械設備工事			冷暖房設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
寒冷地エアコン	寒冷地仕様 冷房2.8kw 暖房：4.0kw	1.00	台			
防雪フード	吹出側、吸込側左、吸込側後	1.00	組			
平地床置架台	800H コンクリート製架台600型共	1.00	組			
ドレンアップキット	壁掛エアコン用1.0m（低揚程用）	1.00	組			
スリムダクト	SD-77. SW-77. SK-77. SE-77. SP-77	1.00	組			
電気パネルヒーター	壁掛型 0.5kw	2.00	台			
冷媒用断熱材被覆銅管	液管6.35φ	5.00	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	ガス管9.52φ	5.00	m			
硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 20A	6.00	m			
計						

直接工事費 細目別内訳


事務所		機械設備工事			給水設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
隔測式量水器	13φ(検針盤共)	1.00	組			
止水弁	20A	1.00	個			
量水器用筐	MC-1(750H)	1.00	組			
水抜栓	20×1800H	1.00	本			
仕切弁	管端コア 15A 10K	2.00	個			
散水栓	F12-13	1.00	個			
不凍水栓柱	13×1800H	1.00	本			
ポリエチレン2層管	埋設 20φ	24.10	m			
埋設標示テープ	ダブル	24.10	m			
水道用塩ビライニング鋼管(VB)	屋内一般 20A	10.20	m			
防露工事	パイプガード(直管) 20φ	10.20	m			
防露工事	パイプガード(エルボ・チース) 20φ	12.00	個			
自動吸気弁	20A	1.00	個			
土工事	根切 BH0.28m ³	15.70	m ³			
土工事	埋戻 BH0.28m ³	12.10	m ³			
土工事	山砂	3.60	m ³			
土工事	残土処分(場内敷均し)	3.60	m ³			
配管洗浄費	20A	10.20	m			
水道申請料		1.00	式			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所		機械設備工事			排水設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
排水金物	SNA-50	1.00	個			
プラスチック柵	150φ×100φ 塩ビ蓋 90L 501～800H	2.00	組			
プラスチック柵	150φ×100φ 塩ビ蓋 90L 801～1200H	2.00	組			
プラスチック柵	150φ×100φ 塩ビ蓋 90Y 501～800H	1.00	組			
プラスチック柵	150φ×100φ 塩ビ蓋 90Y 801～1200H	2.00	組			
プラスチック柵	150φ×100φ 塩ビ蓋 ST 801～1200H	1.00	組			
プラスチック柵	150φ×100φ 塩ビ蓋 ST 1201～1500H	2.00	組			
硬質塩化ビニール管 (VP)	地中埋設 50φ	8.60	m			
硬質塩化ビニール管 (VP)	地中埋設 75φ	3.80	m			
硬質塩化ビニール管 (VU)	地中埋設 100φ	27.40	m			
土工事	根切 BH0.28m³	35.60	m³			
土工事	山砂	6.90	m³			
土工事	埋戻 BH0.28m³	28.70	m³			
土工事	残土処分(場内敷均し)	6.90	m³			
スリーブ工事	紙スリーブ 100φ×150mm	3.00	か所			
スリーブ工事	紙スリーブ 125φ×150mm	2.00	か所			
計						

根釧西部森林管理署 鶴居森林事務所新築工事

番 号	名 称	番 号	名 称	番 号	名 称	番 号	名 称
意 匠 - 1	特記仕様書-1	構 造 - 1	構造仕様書	電 気 - 1	電気特記仕様書	機 械 - 1	機械特記仕様書-1
- 2	特記仕様書-2	- 2	土質調査位置図・換算N値断面図	- 2	配置図・電力電話引込図	- 2	機械特記仕様書-2
- 3	特記仕様書-3	- 3	地業・基礎・土台・小屋梁伏図	- 3	分電盤結線図・機器姿図	- 3	衛生設備・屋外配管図
- 4	特記仕様書-4	- 4	小屋・床板・基礎・1階断熱伏図	- 4	電灯設備図	- 4	衛生設備図
- 5	付近見取図・配置図・計画概要・面積表	- 5	見付面積求積図・軸組計算図	- 5	幹線・コンセント設備図	- 5	換気設備図
- 6	仕上表・使用材料表	- 6	軸組計算表	- 6	弱電設備配線図	- 6	機器表・衛生器具表
- 7	平面図	- 7	耐力壁標準図	- 7	太陽光発電設備 特記仕様書		
- 8	立面図・断面図			- 8	太陽光発電設備 システム系統図		
- 9	天井伏図・屋根伏図			- 9	太陽光発電設備 機器姿図		
- 10	矩計図-1			- 10	太陽光発電設備 パネル・単線結線図・機器配置図		
- 11	矩計図-2			- 11	太陽光発電設備 傾斜屋根架台図		
- 12	矩計図-3			- 12	太陽光発電設備 傾斜屋根架台部分詳細図		
- 13	展開図-1						
- 14	展開図-2						
- 15	展開図-3						
- 16	建具表						
- 17	部分詳細図						
		解 体 - 1	解体配置図				
外 構 - 1	外構図-1	- 2	解体庁舎				
- 2	外構図-2	- 3	解体車庫				

備 考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務	図 番	TU-TTL	承 認	共 通
			図 面 名	表紙・図面リスト	縮 尺	図示	担 当	
					年月日	R04.09.30		

<p>乾燥別（・乾燥 ・未乾燥） 等級（・1等 ・2等 ・〈 〉） (iii)機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示 ・〈 〉） 乾燥別（・乾燥 ・未乾燥） 曲げ応力等級等（・〈 〉 ・〈 〉）</p> <p>(3)枠組壁工法構造用たて組材 種類（・(i) ・(ii) ・(iii)） (i)たて枠用たて組材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示 ・〈 〉） 等級等（・〈 〉 ・〈 〉）</p> <p>(ii)甲種たて組材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示 ・〈 〉） 等級等（・〈 〉 ・〈 〉）</p> <p>(iii)乙種たて組材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示 ・〈 〉） 等級等（・〈 〉 ・〈 〉）</p> <p>(c)集成材 種類（・(i) ・(ii) ・(iii)） (i)造作用集成材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 見付け材面の品質、寸法（・〈 〉）</p> <p>(ii)化粧ばり造作用集成材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（心材、化粧薄板）（・〈 〉） 化粧薄板の厚さ（・〈 〉） 見付け材面の品質、寸法（・〈 〉）</p> <p>(iii)構造用集成材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 強度等級（・〈 〉 ・〈 〉） 材面の品質（・〈 〉） 接着性能（・〈 〉） 樹種名（・〈 〉）</p> <p>(iv)化粧ばり構造用集成材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 樹種名（心材、化粧薄板）（・〈 〉） 化粧薄板の厚さ（・〈 〉） 寸法（・〈 〉）</p> <p>(d)単板積層材 (i)造作用単板積層材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 表面の品質（等級又は化粧加工の方法）（・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉）</p> <p>(ii)構造用単板積層材 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 接着性能（・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 曲げ性能（・〈 〉）</p> <p>(e)構造用パネル 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(f)合板 種類（・(i) ・(ii) ・(iii) ・(iv)） (i)普通合板 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 接着の程度（・〈 〉） 板面の品質（・〈 〉） 合板の処理（・防虫 ・難燃） 表板の樹種（・〈 〉）</p> <p>(ii)構造用合板 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 等級（・〈 〉） 板面の品質（・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉） 表板の樹種（・〈 〉）</p> <p>(iii)天然木化粧合板 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 合板の処理（・防虫 ・難燃） 化粧板の樹種（・〈 〉）</p> <p>(iv)特殊加工化粧合板 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉）</p>	<p>厚さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 表面性能（・〈 〉） 合板の処理（・防虫 ・難燃） 化粧加工の方法（・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・〈 〉）</p> <p>(g)フローリング (i)単層フローリング 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） ひき板の樹種名（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） 用途（・根太張用 ・直張用 ・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉）</p> <p>(ii)複層フローリング 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 品名（・複合1種 ・複合2種 ・複合3種） 用途（・根太張用 ・直張用 ・〈 〉） 材料名（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） 化粧加工の方法（・〈 〉） 化粧板の樹種名・厚さ（・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉）</p> <p>(h)各種ボード類 種類（・(i) ・(ii) ・(iii) ・(iv) ・(v) ・(vi) ・(vii) ・(viii) ・(ix) ・(x) ・(xi)） (i)硬質木片セメント板 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(ii)ラスシート 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 材質（・〈 〉）</p> <p>(iii)ハードファイバーボード 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 曲げ強さ（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(iv)ミディアムデンシティファイバーボード 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 曲げ強さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(v)シーシングボード 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(vi)パーテクルボード 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 曲げ強さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(vii)(viii)構造用せっこうボード 種類（・(A種) ・(B種)） 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(ix)せっこうボード 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(x)強化せっこうボード 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 厚さ（・〈 〉）</p> <p>(i)接合具及び接合金物 (1)コンクリート釘及びその他特殊釘 材質（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） 形状（・〈 〉）</p> <p>(2)接合具及び接合金物（・(i) ・(ii) ・(iii) ・(iv)） (3)(2)以外の接合具及び接合金物（・(v)） 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 種類（・〈 〉） 記号（・〈 〉）</p> <p>(j)接着剤 使用箇所（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） 種類（・〈 〉） 主成分及び用途等による区分（・〈 〉）</p> <p>③ 防虫・防蟻・防虫 処理 ・防虫・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用（・〈 〉） ○防虫処理及び防蟻処理を行う場合に使用する薬剤（○〈 〉） ・床下の防蟻処理（・〈 〉） ・土壌の防蟻処理に使用する薬剤（・〈 〉）</p>	<p>① 通用範囲 ・耐力壁の量、配置等（※図示 ・〈 〉） (5.1.1(b))</p> <p>② 木材等 ・木材の含水率による種別（※20%以下 ・〈 〉） ・部材毎の樹種（※表5.1.1を標準とする。 ・〈 〉） (5.1.4(a)) (5.1.4(c))</p> <p>③ 防蟻・防蟻処理 ・土台の防蟻・防蟻処理（※ 〈 〉 ・〈(i)〉 ・〈(ii)〉） ・土台以外の防蟻処理（※ 〈 〉 ・〈(i)〉 ・〈(ii)〉） ・地面からの高さが1m以内の外壁の軸組（i）（・〈 ① 〉 ・〈 ② 〉 ・〈 ③ 〉） (5.1.7(a)) (5.1.7(b)) (5.1.7(b)(i))</p> <p>④ 土台 ・土台の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・木材の火打ち土台の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・鋼製火打ちとする場合の断面寸法（※図示 ・〈 〉） (5.2.1(a)) (5.2.2(i)) (5.2.2(ii))</p> <p>⑤ 柱 ・柱の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・隅柱（出隅、入隅/断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・通し柱を用いる場合の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・隅柱の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・隅柱の間隔（※450mm ・〈 〉） (5.2.3(a)) (5.2.3(b)) (5.2.3(c)) (5.2.4(a)) (5.2.4(a))</p> <p>⑥ 調差 ・調差の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・金物による補強（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉） (5.2.5(a)) (5.2.5(c))</p> <p>⑦ 軒桁 ・軒桁の断面寸法（※図示 ・〈 〉） (5.2.6(a))</p> <p>⑧ 木造筋かい ・木造筋かいの断面寸法（※30×90mm ・〈 〉） (5.2.9(a))</p> <p>⑨ 軸組の仕口 ・筋かい端部の仕口（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉） ・上記(3)を選択しない場合（・〈 〉） ・耐力壁となる軸組の柱と構架材の仕口 ※軸組の種類及び柱の位置に応じて表5.3.1（・〈 〉） (5.3.2) (5.3.2(3)) (5.3.3) (5.3.3(a))</p> <p>⑩ 耐力壁でない軸組の柱と構架材の仕口 ・柱の端部と構架材の仕口（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉 ・〈 (4) 〉 ・〈 (5) 〉） ・上記(1)～(5)を選択しない場合（・〈 〉） ・隅柱と土台の仕口（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉 ・〈 (4) 〉 ・〈 (5) 〉） ・上記(1)～(5)を選択しない場合（・〈 〉） (5.3.4(a)) (5.3.4(a)(6)) (5.3.4(b)) (5.3.4(b)(6))</p> <p>⑪ 大壁造の面材耐力壁 ・大壁耐力壁の種類 ・種類、厚さ（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉） ・真壁耐力壁の種類 ・種類、厚さ（※図示 ・〈 〉 ・〈 〉） (5.4.1) (5.4.1) (5.5.1) (5.5.1)</p> <p>⑫ 小屋組 ・小屋梁 ・小屋梁の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・小屋束 ・小屋束の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・棟木・母屋 ・母屋の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・棟木・母屋の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・桁行き筋かい・振れ止め ・桁行き筋かい・振れ止めの断面寸法（※15×90mm ⊙ 18x105） ・垂木 ・垂木の断面寸法（⊙ 45x75） (5.6.1) (5.6.1(a)) (5.6.2) (5.6.2(a)) (5.6.3) (5.6.3(a)(1)) (5.6.3(a)(2)) (5.6.4) (5.6.4(a)) (5.6.5) (5.6.5(a))</p> <p>⑬ 屋根野地、軒回り等 ・屋根野地 ・野地板の材料及び工法（・〈 (1) 〉 ⊙ 〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉 ・〈 (4) 〉） ・ひき坂野地板（・〈 〉 ・〈 〉） ・合板野地板 ⊙ 針葉樹構造用合板（・〈 〉） ・パーテクルボード野地板（・〈 〉 ・〈 〉 ・〈 〉） (5.7.1) (5.7.1) (5.7.1(i)) (5.7.1(i)) (5.7.1(i)) (5.7.1(i))</p> <p>14 床組 ・大引 ・大引の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・床束 ・床束の断面寸法（※90×90mm ・〈 〉） ・根太掛 ・根太掛の断面寸法（※24×90mm ・〈 〉） ・根太 ・根太の断面寸法（・〈 〉） ・床組に根太を用いない場合（・〈 〉） ・2階床梁 ・2階床梁の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・懸手（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉） ・仕口（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉） ・火打梁 ・木材火打ちの断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・鋼製火打ちの断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・構造用面材による床組の補強方法 ・床梁の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・根太の断面寸法（※図示 ・〈 〉） ・床下張り板（・〈 (1) 〉 ・〈 (2) 〉 ・〈 (3) 〉） (5.8.1) (5.8.1(a)) (5.8.2) (5.8.2(a)) (5.8.3) (5.8.3(a)) (5.8.4) (5.8.4(a)) (5.8.5) (5.8.5(a)) (5.8.5(b)) (5.8.5(c)) (5.8.6) (5.8.6(i)) (5.8.6(i)) (5.8.7) (5.8.7(i)) (5.8.7(ii)) (5.8.7(4)(iii))</p>
---	--	--

屋根及び とい工事	① 適用範囲	・適用する節 (○1節 ○2節 ○3節 ○4節 ○5節 ○6節 ○7節) ・建築基準法に定められた構造計算規程に基づき安全性が確認された工法 (※図示)	(9.1.1(a)) (9.1.1(b))	10 階段	・適用範囲 (・ささら階段 ・力軒階段) ・製材の寸法 (・) ・工法 (・) ・表10.7.1標準とする。)	(10.7.1(b)) (10.7.2) (10.7.3)	12 器具工事	① 適用範囲	・適用する節 (○1節 ○2節 ○3節 ○4節 ○5節 ○6節 ○7節 ○8節 ○9節 ○10節 ○11節 ○12節)	(12.1.1)
	② 下葺材料	・材料 (※アスファルトルーフィング940)	(9.2.1(b))	11 押入	・製材の寸法 (・) ・押入床板、中欄板及び天袋欄板 (・(1) ・(2)) ・10.1.3(b) (3)による普通合板接着の程度、厚さ (・) ・I類、9mm) ・10.1.3(b) (4)によるパーテクルボード強度及び接着材による区分、厚さ (・) ・U13タイプ以上、厚さ20mm) ・工法 (・) ・表10.8.1標準とする。)	(10.8.2(a)) (10.8.2(b)) (10.8.2(b) (1)) (10.8.2(b) (2))		② 2 防火戸	・防火戸の指定 (※図示)	(12.1.3) (a))
	③ 金属板葺材料	・屋根金属板の種類及び厚さ (※OGCOR-20-225、厚さ0.4mm ○JIS G 3322 塗装溶融55%Zn-ニッケル合金めっき鋼板) ・特殊釘の種類、形状、寸法等 ()	(9.3.2(a)) (表9.3.1) (9.3.2(b)) (2)	12 ひさし	・製材の寸法 (・) ・10.1.3(b) (3)による普通合板の接着の程度、厚さ (・) ・I類、9mm) ・化粧珪藻板に用いる合板 (・(1) ・(2)) ・工法 (・) ・表10.9.1標準とする。)	(10.9.2(a)) (10.9.2(b)) (10.9.2(a)) (10.9.3)		③ 見本の製作	・建具見本の製作 (※製作しない ・製作する)	(12.1.4)
	4 平葺 (一文字葺)	・葺き板の裁ち寸法 (・A種 ・B種)	(9.3.3(b)) (表9.3.5)	13 戸袋	・戸袋 (・) ・12章2節 [アルミニウム製建具] ・製材の寸法 (・) ・工法 (・) ・表10.10.1標準とする。)	(10.10.1(b)) (10.10.2) (10.10.3)		④ アルミニウム製建具	・アルミニウム製建具の耐風圧性、気密性、水密等の等級 (・外部に面するアルミニウム建具の性能等級 (※A種 ・B種 ・C種) ・防音サッシの適用 (・ドアセット ・サッシ) ・防音ドアセットの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・防音サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱ドアセットの断熱性の等級 (K 2) 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの断熱性の等級 (H 5) 。ただし、箇所は図示 ・耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ○網戸の防虫網の材料 ○合板指組製、縦径0.25mm、編目16~18メッシュ () ○形状及び仕上げ ・建具の枠の見込み寸法 (※表12.2.1による。) ・アルミニウム材表面処理の種類 (・透明系 (・標準色 ・注文色) ○着色系 (・色 ())) ○工法 ・水切り、ぜん版 (・) ○図示)	(12.2.2(b) (1)) (表12.2.1) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.3(a) (2)) (12.2.4(b)) (12.2.4(d))
	5 心木なし瓦葺葺	・瓦葺の軸き幅 (・450mm ・418mm ・364mm ・321mm)	(9.3.5(b)) (表9.3.6)	14 床の間及び床脇廊	・製材の樹種及び寸法 (・) ・既成部品の材質・形状・寸法 (・) ・工法 (床の間) (・) (床脇廊) (・)	(10.11.2) (10.11.2) (10.11.3) (10.11.3)		5 鋼製建具	・鋼製建具の性能値 ・簡易気密型ドアセットを適用する。ただし、箇所は図示。 ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性 (・S-2 ・S-4 ・S-5) ・防音サッシの適用 (・ドアセット ・サッシ) ・防音サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・防音サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱ドアセットの断熱性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの断熱性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 () 。ただし、箇所は図示	(12.3.1(b) (1)) (表12.3.1) (12.3.1(b) (1)) (表12.2.1) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (4))
	6 粘土瓦葺	・材料 ・粘土瓦の種類、大きさ、産地等 (※J形、S3A) ・役物瓦の種類 (※図示) ・瓦棟木 (材質)、寸法 (幅 ×高さ mm以上) ・補強用心材 (材質)、寸法 (幅 ×高さ mm以上) ・工法 ・野地板が木材以外の場合の枝木の留付け工法等 (※図示) ・瓦の取付け () ・粘土瓦葺の棟の工法 (・7号丸伏せ棟 ・のし一様棟 ・のし積棟)	(9.4.2(a) (1)) () (9.4.2(a) (2)) (9.4.2(b) (1)) (9.4.2(c)) () (9.4.3(c) (2)) (9.4.3(d)) (9.4.3(e))	① 適用範囲	・適用する節 (○1節 ○2節 ○3節 ○4節 ○5節 ○6節 ○7節 ○8節 ○9節) (11.1.1)	(11.1.1)		6 鋼製軽葺建具	・性能及び構造 ・簡易気密型ドアセットの気密性(A-2) (・適用する ・適用しない) ・防音サッシの適用 (・ドアセット ・サッシ) ・防音ドアセットの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・防音サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱ドアセットの断熱性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの断熱性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 () 。ただし、箇所は図示	(12.4.2(b) (1)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (4))
	7 住宅用屋根スレート葺	・種類、寸法及び形状、色彩等 ・役物スレートの種類 (※図示) ・強度地域又は高所に使用する場合での使用 ・接着剤による補強 (※図示) ・増量による補強 (※図示)	(9.5.3(d) (2)) () ()	② ラス系下地	・適用範囲 (・直張りラスモルタル下地 ・直張りラスシート下地 ・通気工法単層下地 ・通気工法二層下地)	(11.2.3(a) (2))		① 形状及び仕上げ	・鋼板の垂れ滴り防止の付着量 (※Z12又はF12) ・形状及び仕上げ ・鋼板の厚さ (・)	(12.3.3(a) (1)) (12.3.4(a))
	8 アスファルトシングル葺	・材料 (※図示) ・軒及びけらば等に曲面を設ける場合の半径 (※50mm)	(9.6.1(a)) (9.6.2(d))	③ 直張りラスモルタル下地	・ラス (・(2種波形ラス700) ・(2種コブラス700)) ・ステープル (・(1019)~s))	(11.2.3(b) (i) ③) (11.2.3(b) (i) ④)		② 性能及び構造	・鋼板の垂れ滴り防止の付着量 (※Z12又はF12) ・形状及び仕上げ ・鋼板の厚さ (・)	(12.3.3(a) (1)) (12.3.4(a))
	9 といの材料	・材料の種類及び板厚等 () ・谷といの板厚 () ・鋼板厚 (・谷といは0.4mm ・その他のとい0.35mm) ・硬質塩化ビニル樹脂製とい材の種類、外径、厚さ及び厚さ (・)	(9.7.2(a) (1)) (表9.7.1) () (9.7.2(a) (2)) (9.7.2(a) (3))	④ 直張りラスシート下地	・ラスシート (・(LS4以上) ・(LS2) ・(LS1))	(11.2.3(c) (i) ③)		③ 形状及び仕上げ	・鋼板の垂れ滴り防止の付着量 (※Z12又はF12) ・形状及び仕上げ ・鋼板の厚さ (・)	(12.3.3(a) (1)) (12.3.4(a))
	10 といの加工及び取付け	・硬質塩化ビニル製集水器及びびんこうの形等の指定 ()	(9.7.3(c) (3))	⑤ 通気工法単層下地	・ラス (・(2種リラス800) ・(2種防水紙付きリラス800)) ・ステープル (・(925)~s))	(11.2.3(d) (i) ③) (11.2.3(d) (i) ④)		④ 鋼製軽葺建具	・性能及び構造 ・簡易気密型ドアセットの気密性(A-2) (・適用する ・適用しない) ・防音サッシの適用 (・ドアセット ・サッシ) ・防音ドアセットの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・防音サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの遮音性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱ドアセットの断熱性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・断熱サッシの断熱性の等級 () 。ただし、箇所は図示 ・耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 () 。ただし、箇所は図示	(12.4.2(b) (1)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (2)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (3)) (12.2.2(b) (4))

10	ガラス	・鏡の数(※3本・〈 〉) (12.7.4(c))	・タイルカーベットの種別、パイルの形状等は、次による。(14.3.3(d))	・住宅用収納新仕切ユニットの製造所等 (15.3.6(b)(1))
		<ul style="list-style-type: none"> ・板ガラス (12.8.2(a)(1)~(9)) ○フロート板ガラスの厚さによる種類等(※図示・〈 〉) ○型板ガラスの品種及び厚さによる種類等(※図示・〈 〉) ・網入及び線入板ガラスの品種及び厚さによる種類等(※図示・〈 〉) ・合わせガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類等(※図示・〈 〉) ・強化ガラスの材料板ガラスの種類による名称及び特性による種類等(※図示・〈 〉) ・熱吸収板ガラスの板ガラスによる種類、厚さによる種類、及び性能による種類等(※図示・〈 〉) ○複層ガラスの材料板ガラスの種類、厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ及び断熱性・日射熱達へい性による区分。(※図示・〈 〉) ・熱線反射ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さによる種類並びに日射熱達へい性及び耐久性による区分。(※図示・〈 〉) ・倍強度ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さによる種類。(※図示・〈 〉) ・〈 〉 ・〈 〉 ・ガラス製め材 ○ガラスの製め材の種類、〈 〉、ビード (12.8.2(b)(i)) ○アルミニウム製建具のガラスはめ込み用いるガスケットの種類、〈 〉、メー仕様 (12.8.2(b)(ii)) 	<ul style="list-style-type: none"> 種別 パイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 電気抵抗(Ω) A種 ※ループパイル ※500×500 ※6.5 ※適用しない B種 ※カットパイル 〈 〉 〈 〉 〈 〉 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスの寸法、形状等 ○板ガラスをはめ込む溝の大きさ、〈 〉、メー仕様 (12.8.3(a)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タフテッドカーベットの形状、パイル長等は、次による。(14.3.3(b)) パイルの形状 パイル長(mm) 帯電性 工法の種類 ・カットパイル 〈 〉 ※人体帯電圧3kV以下 ・クリッパー工法 ・ループパイル 〈 〉 〈 〉 ※全面接着工法 	<ul style="list-style-type: none"> ・タフテッドカーベットの形状、パイル長等は、次による。(14.3.3(b)) パイルの形状 パイル長(mm) 帯電性 工法の種類 ・カットパイル 〈 〉 ※人体帯電圧3kV以下 ・クリッパー工法 ・ループパイル 〈 〉 〈 〉 ※全面接着工法 	<ul style="list-style-type: none"> ・〈 〉 ・住宅用複合サニタリーユニットの製造所等 (15.3.2(b)(1)) ・住宅用複合サニタリーユニットの部品及び部品の材質・形状並び寸法等 (15.3.2(b)(2)) ・住宅用浴室ユニットの製造所等 (15.3.3(b)(1)) ・住宅用浴室ユニットの部品及び部品の材質・形状並び寸法等 (15.3.3(b)(2)) ・住宅用便所ユニットの製造所等 (15.3.4(b)(1)) ・住宅用便所ユニットの部品及び部品の材質・形状並び寸法等 (15.3.4(b)(2)) ・トイレブースの構成材 (15.3.5(a)(1)) ・〈 〉 ・トイレブースの形状、材質、取付方法等 (15.3.5(a)(2)) 	

■計画概要

工事名称	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事		
建築主	住所 庁064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地 氏名 北海道森林管理局長		
敷地概要	地名地番 阿寒郡鶴居村鶴居西4丁目76-1の内 住居表示 敷地面積 635.99 m ² 都市計画区域 外 用途地域等 指定なし 防火地域 指定なし 法第22条区域：指定なし 指定建蔽率 指定なし 指定容積率 指定なし 高さ制限 指定なし 高度地区他 指定なし 日影規制 指定なし 道路 前面道路幅員 約18.00 m 接道長さ 15.879 m		

気象	積雪 1.00 m	凍結 1.0 m	基準風速V0: 30 m
地震	地震地域係数Z= 1.0	地震種別: II	
地盤	基礎形式: ベタ基礎	基礎底N値: 3	
	杭種:	先端N値:	

建築概要	建物用途	事務所	詰所	車庫1	車庫2	
	工事の種類	新築	既存	既存	既存	
	構造	木造	木造	LGS造	LGS造	
	階数	平屋	平屋	平屋	平屋	
	地盤面	BM+300				
	最高高さ (m)	7.20	2.70	2.70	2.70	
	最高軒高さ (m)	3.25	2.70	2.70	2.70	
	建築面積 (m ²)	59.54	13.74	18.08	12.00	103.36
	1階床面積 (m ²)	47.93	13.74	18.08	12.00	91.75
	2階床面積 (m ²)	47.93	13.74	18.08	12.00	91.75

設備概要	給水	給水本管より	電気	北電・太陽光
	給温水	電気温水器より	暖房	電気 (エアコン)
	排水	公共下水道へ		
	ガス	なし		
	換気	第3種機械換気		
	防災	消火器		

■面積表	用途地域	指定無し
	工程	新築
	棟	事務所
	敷地面積	1 635.99

建築面積	合計	635.99 m ²
	1	22.95 事務室
	2	7.02 倉庫
	3	17.96 車庫
	4	11.61 ポーチ
	5	13.74 詰所
	6	18.08 車庫1
	7	12.00 車庫2
	合計	103.36 m ²

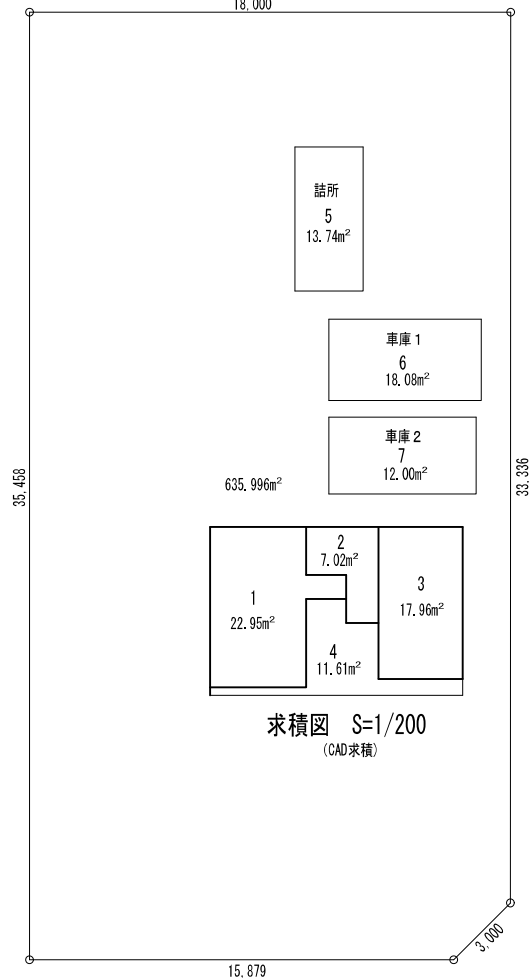
建蔽率	103.36 ÷ 635.99	16.25 %	≤ 指定なし %
1F床面積	1	22.95 事務室	
	2	7.02 倉庫	
	3	17.96 車庫	
	小計	47.93	
	5	13.74 詰所	
	6	18.08 車庫1	
	7	12.00 車庫2	
	小計	43.82	
2F床面積	計	91.75 m ²	

延床面積	合計	86.93 m ²	
容積対象面積	91.75 - 91.75 ÷ 5	73.40 m ²	
容積率	73.40 ÷ 635.99	11.54 %	≤ 指定なし %

備考	
----	--

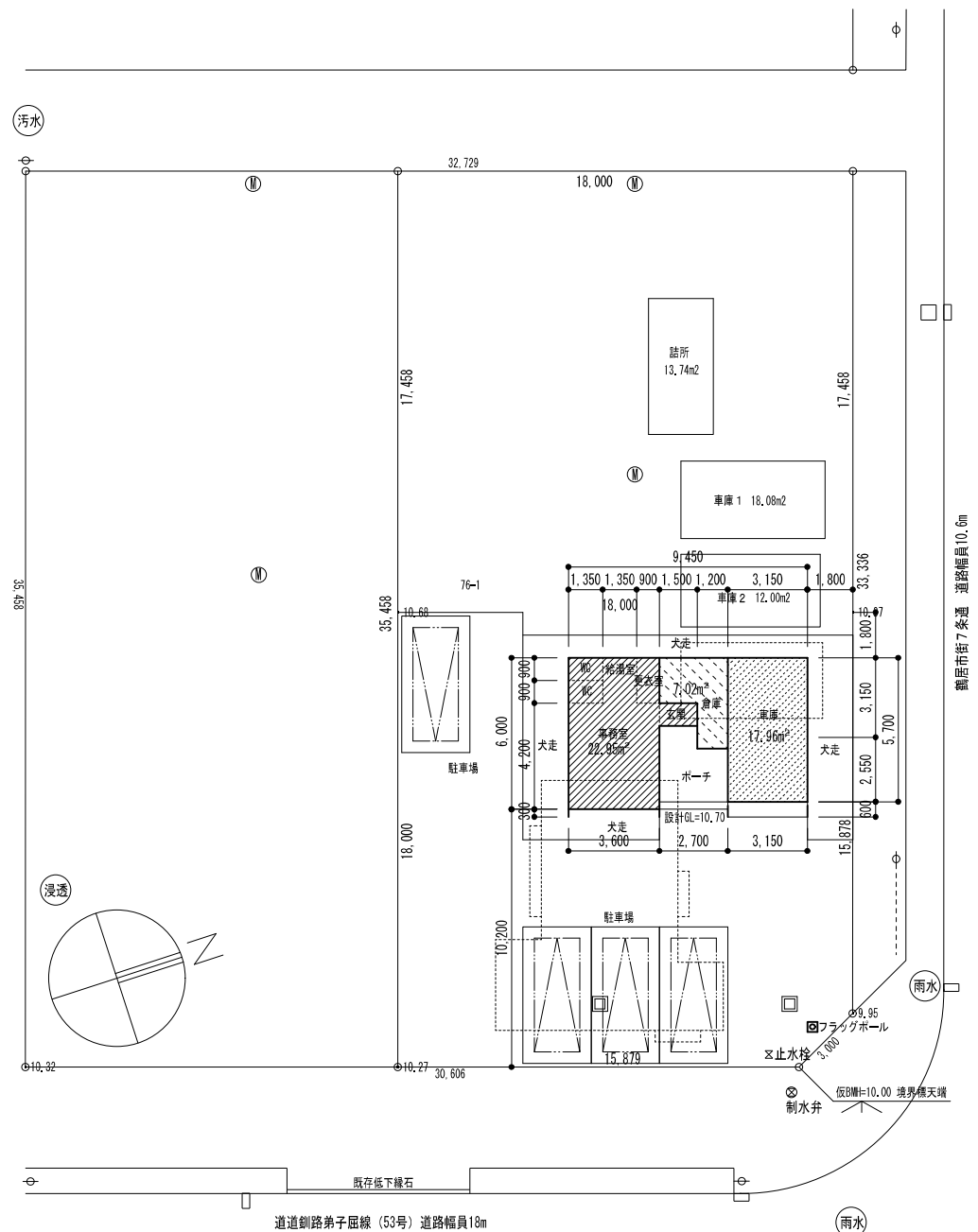


付近見取図

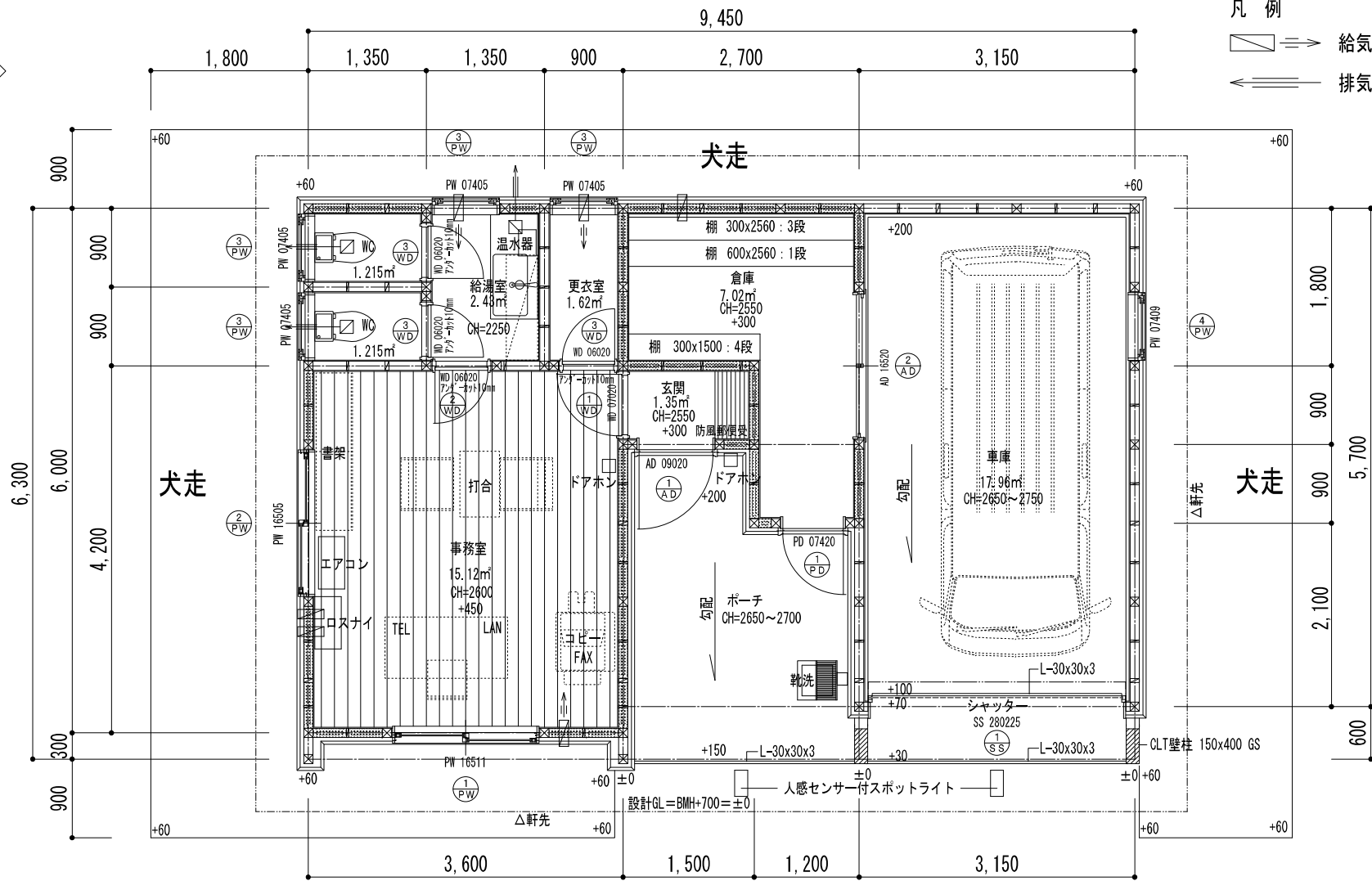
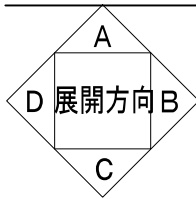


求積図 S=1/200 (CAD求積)

敷地求積図 S=1/200 (CAD求積)



配置図 S=1/200



1 F 平面図 S=1/50

事務所 22.950m²
 倉庫 7.020m²
 車庫 17.955m²
 計 47.925m²

法定算定表

階	室名	寸法 (m)	床面積 合計 (m ²)	サッシ番号	窓面積		窓面積 (m ²)	採光				換気			排煙			
					W 1	H 1		補正 係数	採光 面積 (m ²)	必要採光面積		判定	有効 開口 (m ²)	床面積 × 1/20 (m ²)	判定	有効 開口 (m ²)	床面積 × 1/50 (m ²)	判定
										床面積 × 1/7 (m ²)	床面積 × 1/20 (m ²)							
1階	事務室	3.600 × 4.200 =	15.12	PW-1	1.650	1.100	1.81	1.00	1.81	-	0.76	OK	H1. 10 × W0. 825 = 0. 91	0. 76	OK	H0. 40 × W0. 825 = 0. 33	0. 30	OK
				PW-2	1. 650	500	0. 82	1. 00	0. 82									

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

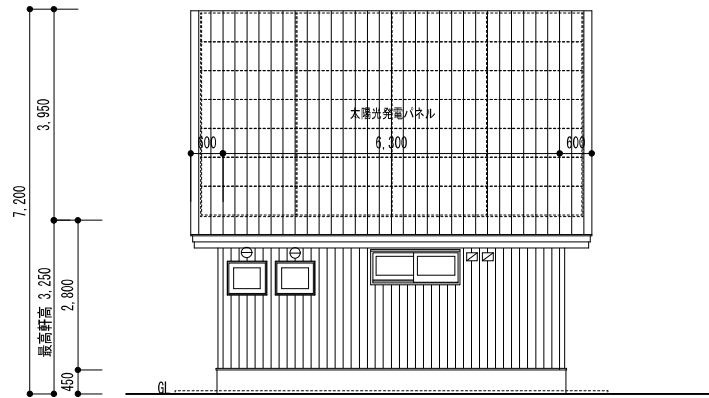
1級建築士
 建設大臣登録 177664号
 若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
 図面名 平面図

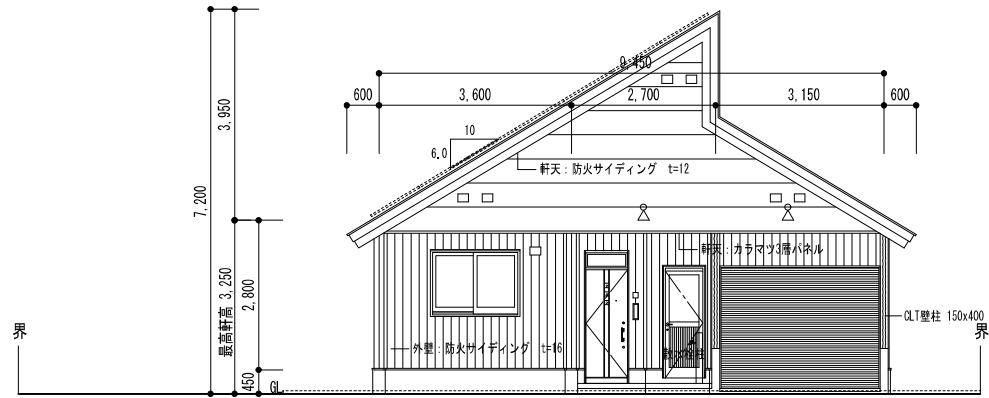
図番 TU-PLN1
 縮尺 1/50
 年月日 R04.09.30

承認
 担当

意匠
 07

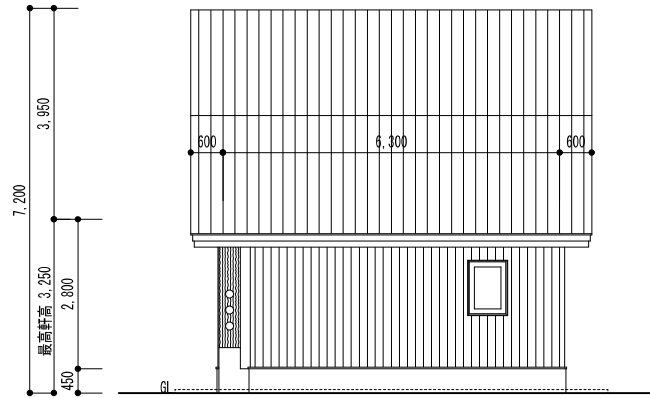


南立面図 S=1/100

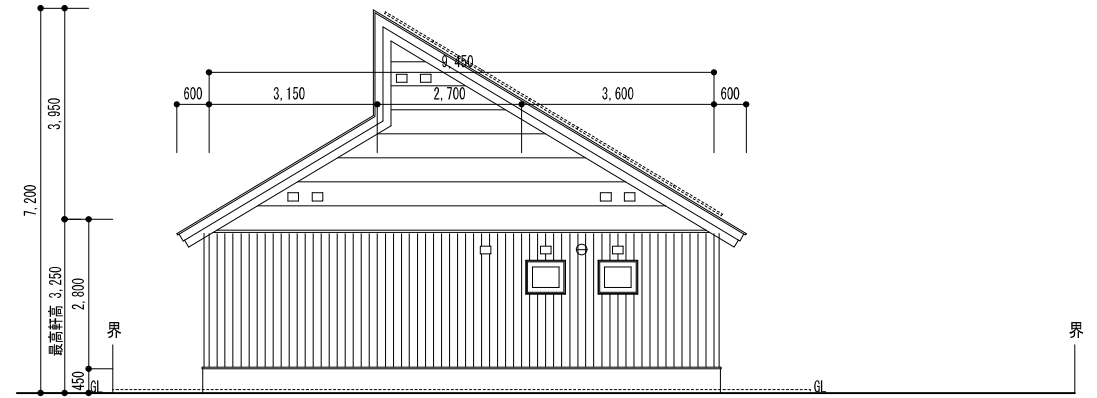


東立面図 S=1/100

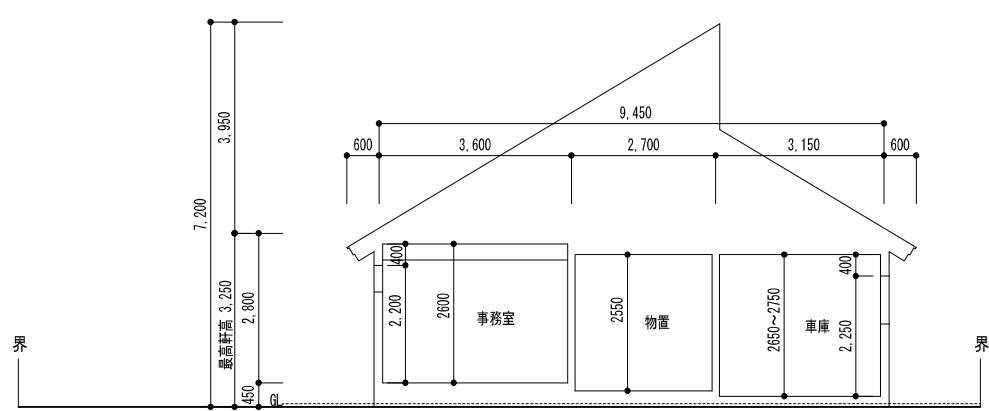
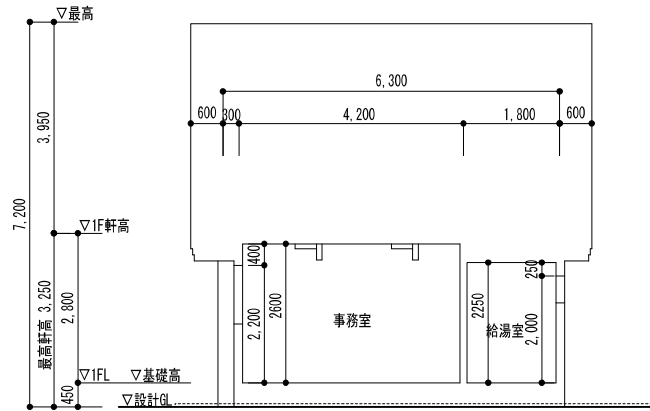
- 換気シャワーフード
- 排気フード
- ☒ 空調換気扇吸排気フード
- 小屋裏換気フード



北立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100



備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

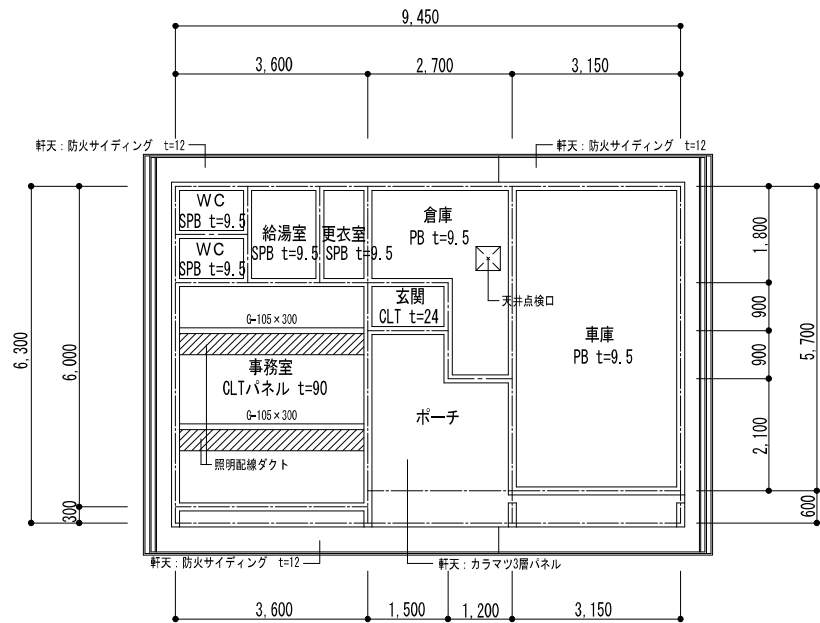
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
図面名 立面図・断面図

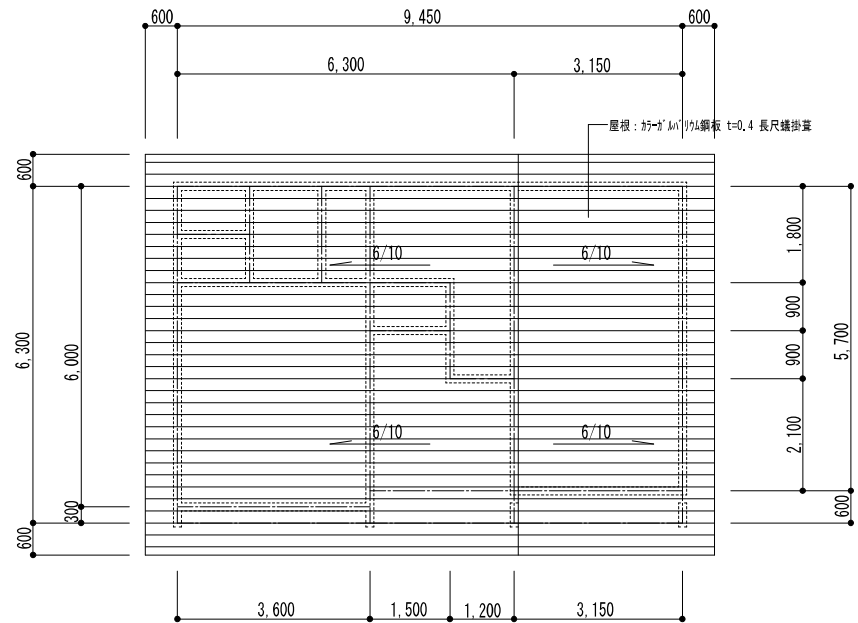
図番 TU-ELV
縮尺 1/100
年月日 R04.09.30

承認
担当

意匠
08



天井伏図 S=1/100



屋根伏図 S=1/100

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

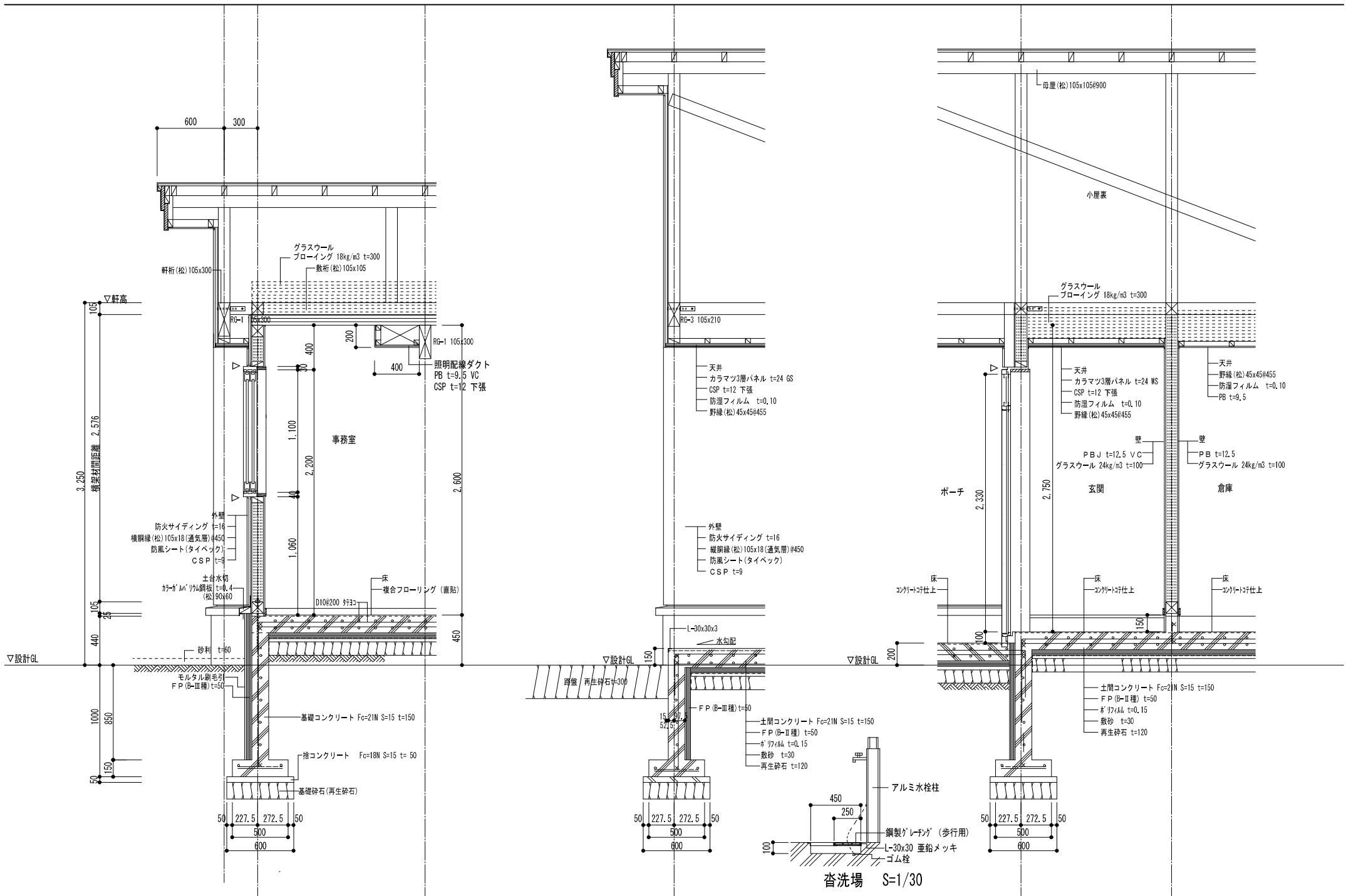
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
図面名 天井伏図・屋根伏図

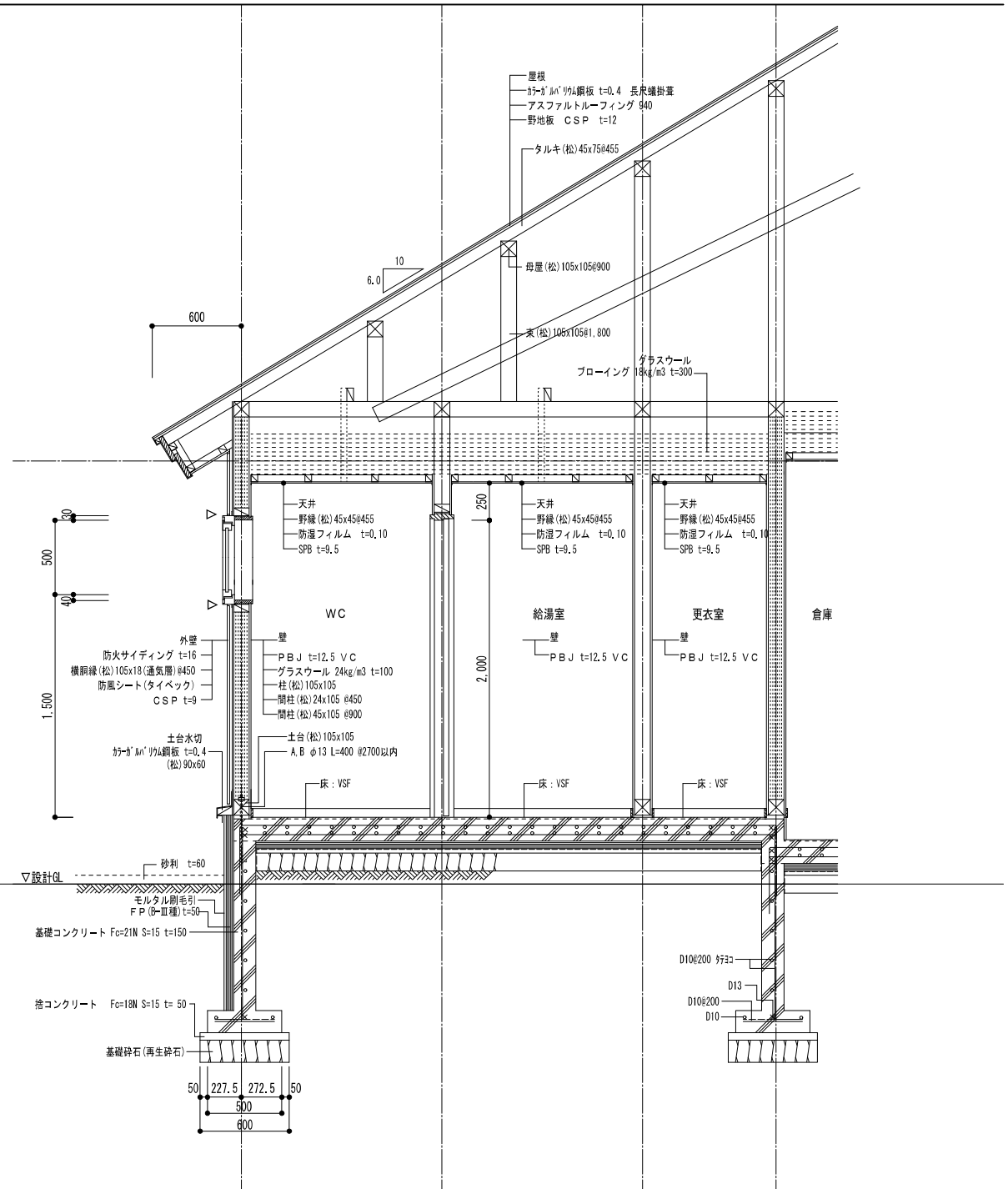
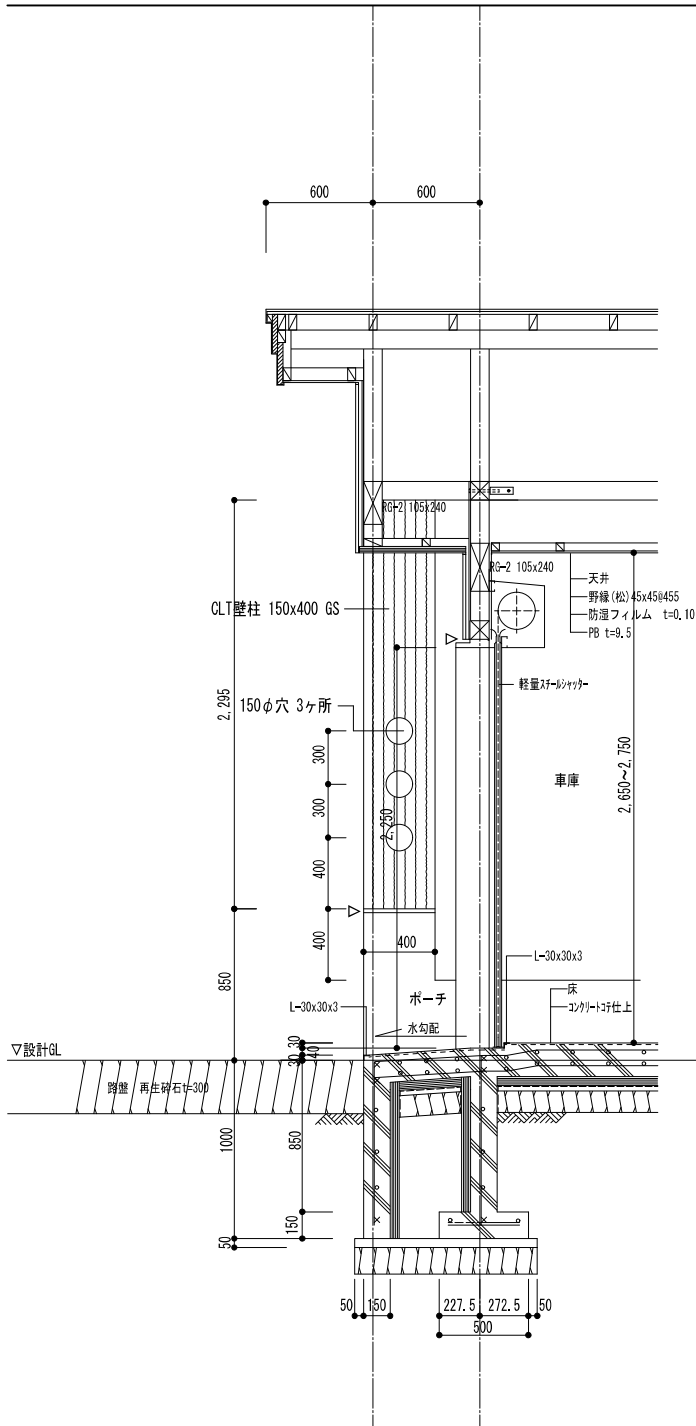
図番 TU-FUS
縮尺 1/50
年月日 R04.09.30

承認
担当

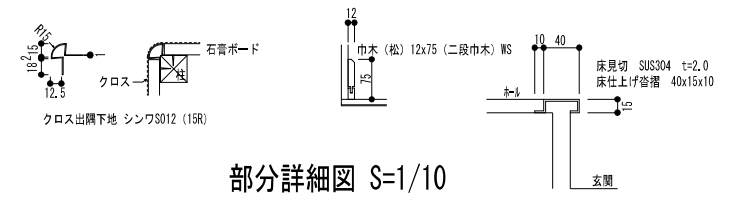
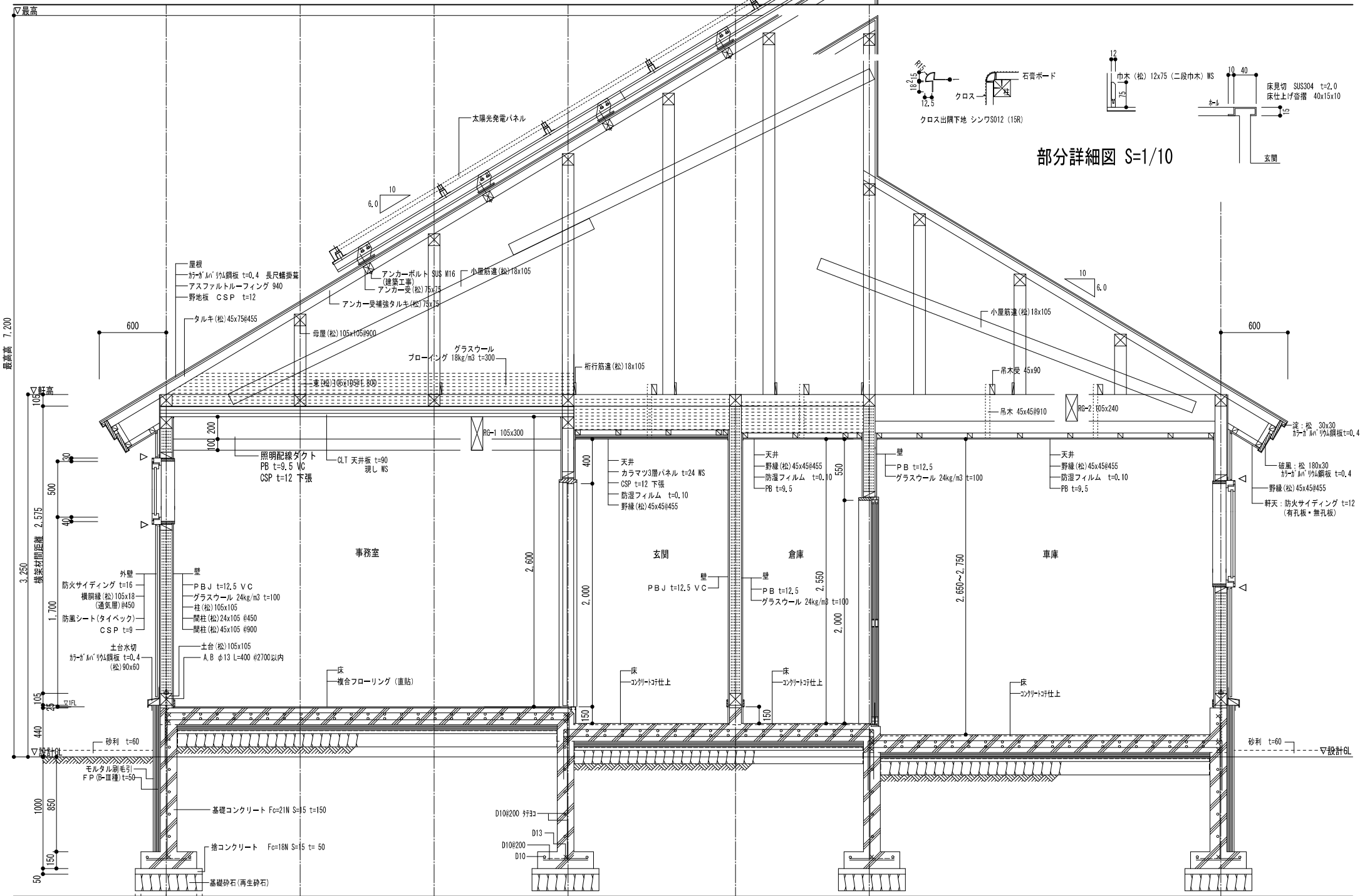
意匠
09



備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務	図番	TU-K1A1	承認	意匠
			図面名	矩計図-1	縮尺	1/30	担当	
			年月日	R04.09.30				



備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務	図番	TU-KNA2	承認	意匠
			図面名	矩計図-2	縮尺	1/30	担当	
			年月日	R04.09.30	11			



部分詳細図 S=1/10

最高高 7.200

100

3.250

1.700

1.700

1.000

440

105

50

850

150

50

227.5

272.5

150

500

600

備考	50	227.5	272.5	150
		500		
		600		

1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号

チカラ総合設計株式会社

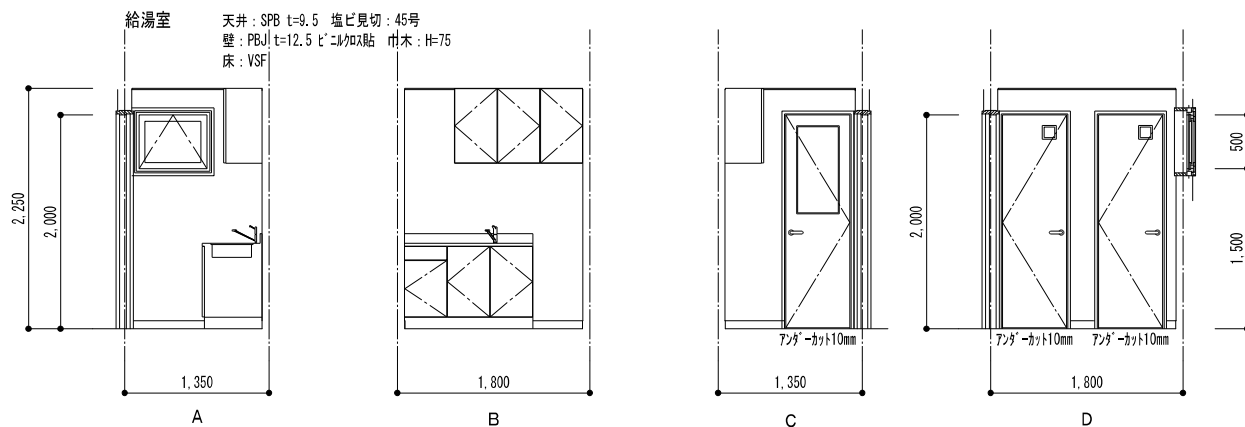
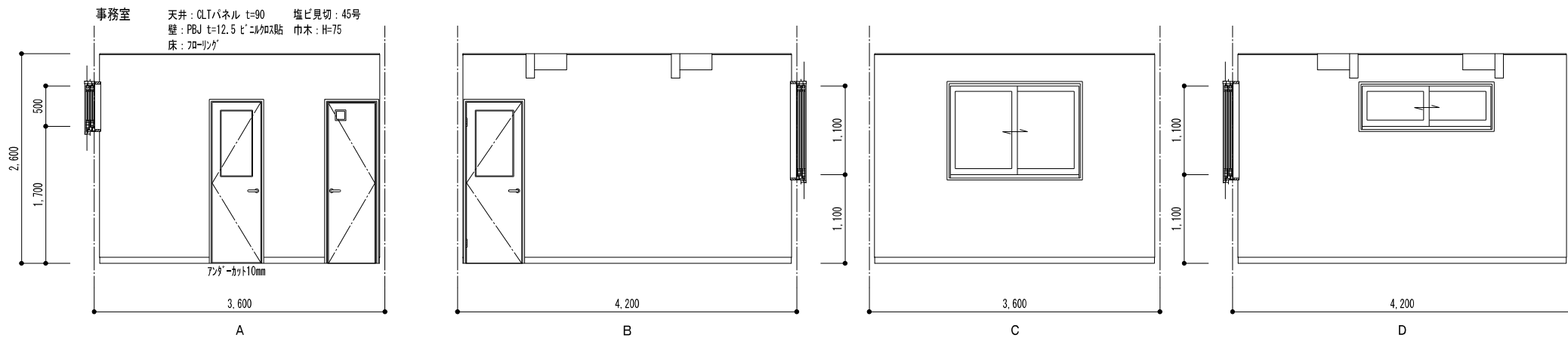
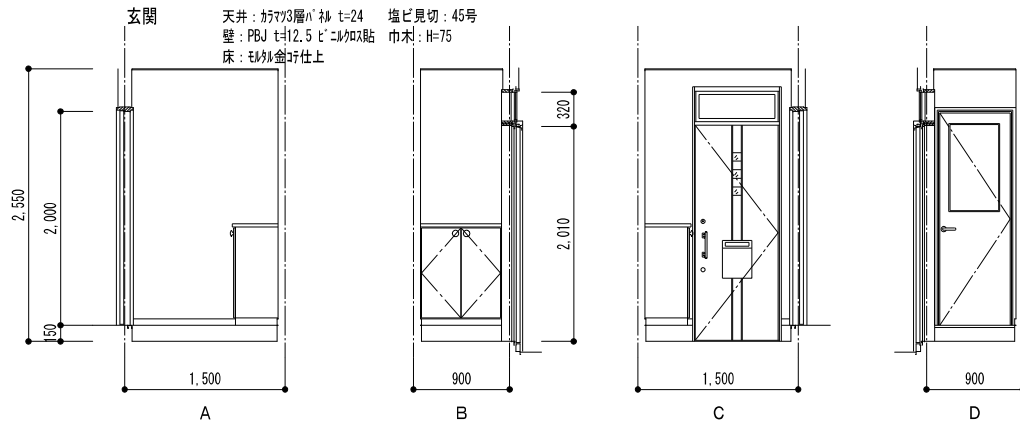
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務
図面名	矩計図-3

図番	TU-KMA3
縮尺	1/30
年月日	R04.09.30

承認	
担当	

意匠	12
----	----



機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

記号	名称	取付高(mm)
●	スイッチ	1,150
Ⓧ	コンセント	300
Ⓧ	TV用ジャック	300
●	TEL用パネル	300

☑ リモコンローラー 1,350
 ※取付高は、FL~中心までの距離

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

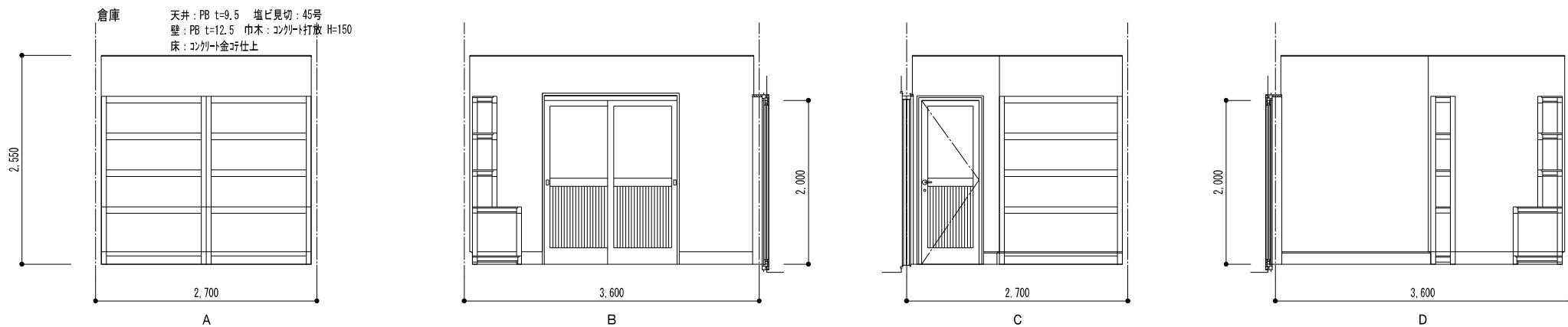
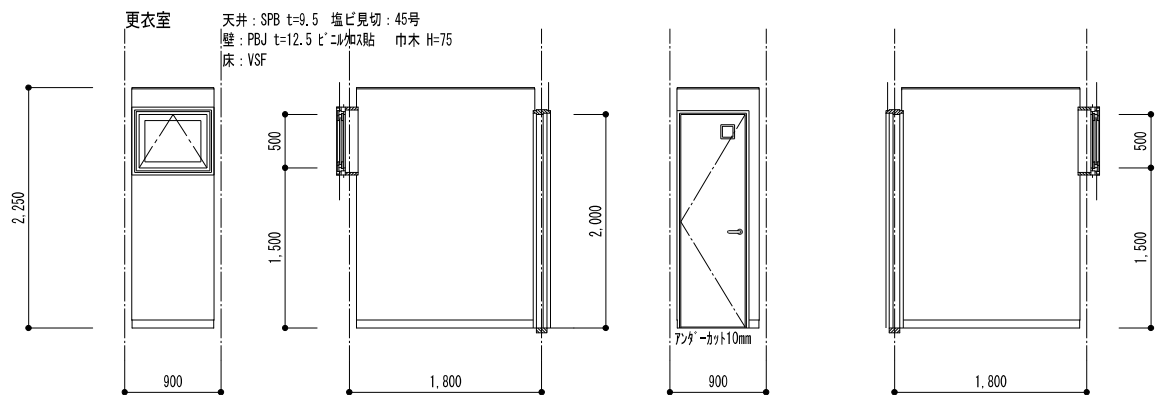
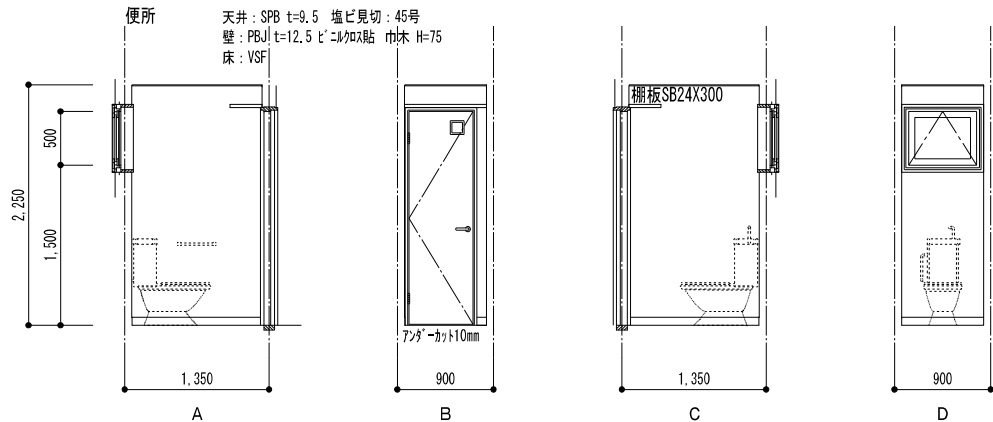
1級建築士
 建設大臣登録 177664号
 若本 隆志


工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
 図面名 展開図-1

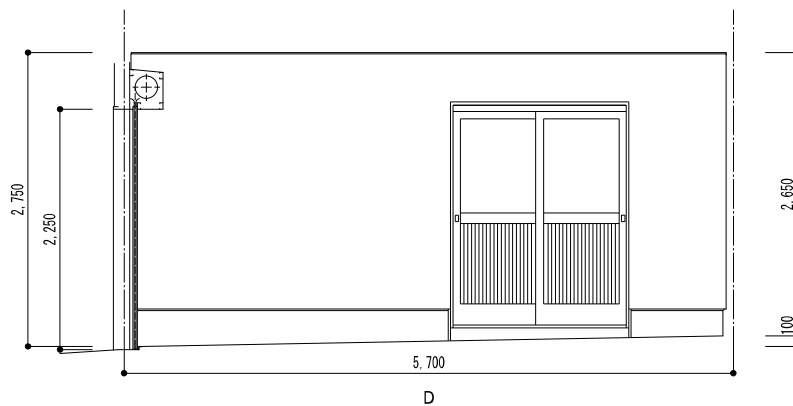
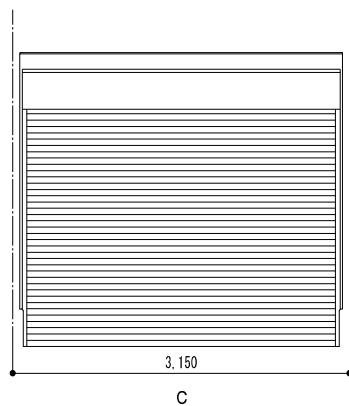
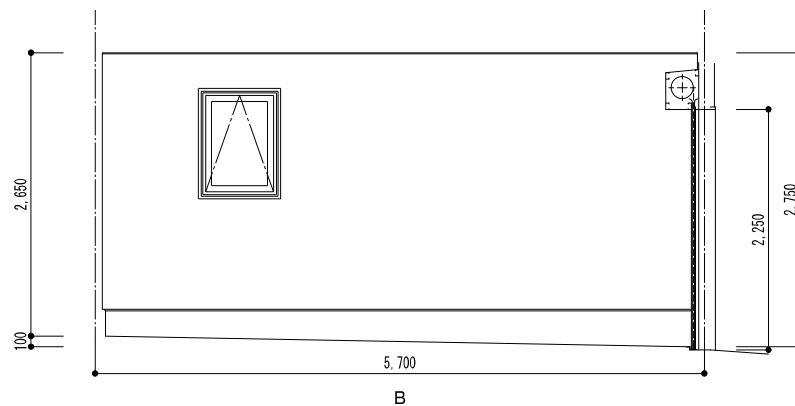
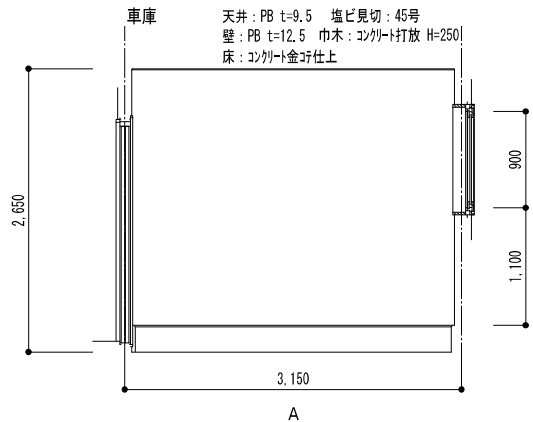
図番 TU-DEV1
 縮尺 1/50
 年月日 R04.09.30

承認
 担当

意匠
 13



備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事	図番	TU-DEV2	承認	意匠	
			図面名	展開図一2	縮尺	1/50	担当		14
			年月日	RC4.09.30					



備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

1級建築士
 建設大臣登録 177664号
 若本 隆志

工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
図面名	展開図-3

図番	TU-DEV3
縮尺	1/50
年月日	R04.09.30

承認	
担当	

意匠	15
----	----

記号・室名・数量	PW-1 事務室 1ヶ所	PW-2 事務室 1ヶ所	PW-3 更衣室・便所・給湯室 4ヶ所	PW-4 車庫 1ヶ所	PD-1 倉庫 1ヶ所
図					
形式・見込	引違い樹脂製窓 (半外付)	引違い樹脂製窓 (半外付)	横じり出し樹脂製窓	横じり出し樹脂製窓	片開戸
材質・仕上	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック
ガラス	PG P3+A12+P3 Low-e	PG P3+A12+P3 Low-e	PG F4+A12+P3 Low-e	PG F4+A12+P3 Low-e	PG F4+A12+P3 Low-e
金物	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式 本錠錠付
備考	16511 網戸	16509 網戸	07405 網戸	07409 網戸	07420

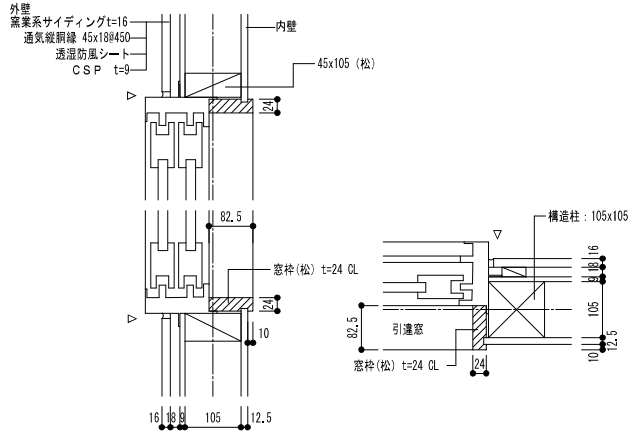
記号・室名・数量	MD-1 事務室 1ヶ所	MD-2 給湯室 1ヶ所	MD-3 便所・更衣室 3ヶ所
図			
形式・見込	片開フラッシュ戸	片開フラッシュ戸	片開フラッシュ戸
材質・仕上	プリント合板 t=4	プリント合板 t=4	プリント合板 t=4
ガラス	P3	F4	F4
金物	丁番: SUS レバーハンドル空錠	丁番: SUS レバーハンドル空錠	丁番: SUS 表示付きレバーハンドル 小窓付
備考			

記号・室名・数量	AD-1 玄関 1ヶ所	AD-2 倉庫 1ヶ所	SS-1 車庫 1ヶ所
図			
形式・見込	片開ド7	引違いフラッシュ戸	軽量バランスシャッター
材質・仕上	7&S	アルミパネル	スチール
ガラス	PG F4+A12+M6.8 Low-e	F4	
金物	付属品1式	引手: SUS 錠錠: SUS	錠 其他付属品
備考	1574 7&S用断熱玄関ド7-VX2-72型(k2) 同等品	レール: SUS 戸車: 樹脂	

- ガラス
- P : フロート板ガラス
 - F : 型板ガラス
 - PS : スリ板ガラス
 - N : 網入型板ガラス
 - W : 網入型板ガラス
 - NP : 網入磨板ガラス
 - WP : 網入磨板ガラス
 - L : 合わせガラス
 - T : 強化ガラス
- 塗装
- OP : 合成樹脂調合ペイント
 - EP : 合成樹脂エマルジョンペイント
 - VE : 塩化ビニル樹脂エマルペイント
 - OS : オイルステン塗
 - CL : クリアラッカー塗
 - UC : ウレタン樹脂ニス塗
 - GS : 木材保護着色剤塗
- PG : 複層
A : 空気層
AR : アルゴンガス

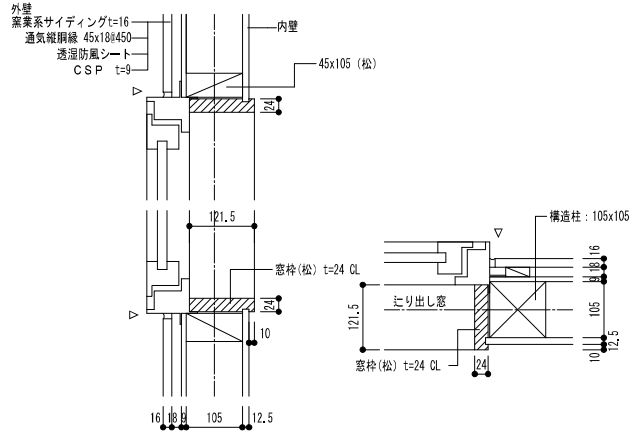
特記以外の金物はステンレスとする。

樹脂製建具詳細図 (PW-1・PW-2) S=1/10



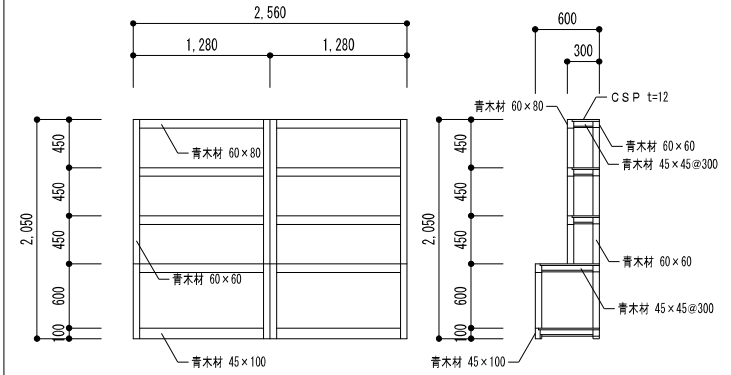
断面図 平面図

樹脂製建具詳細図 (PW-3・PW-4) S=1/10

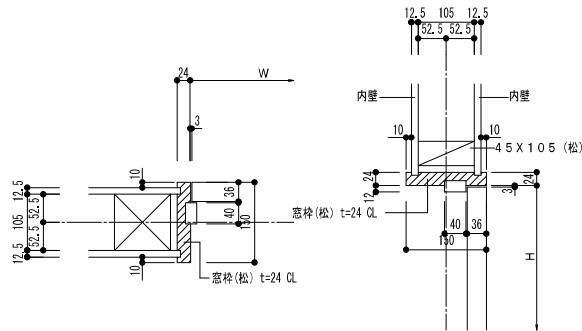


断面図 平面図

倉庫造作タル木棚 (300-600x2560) S=1/50

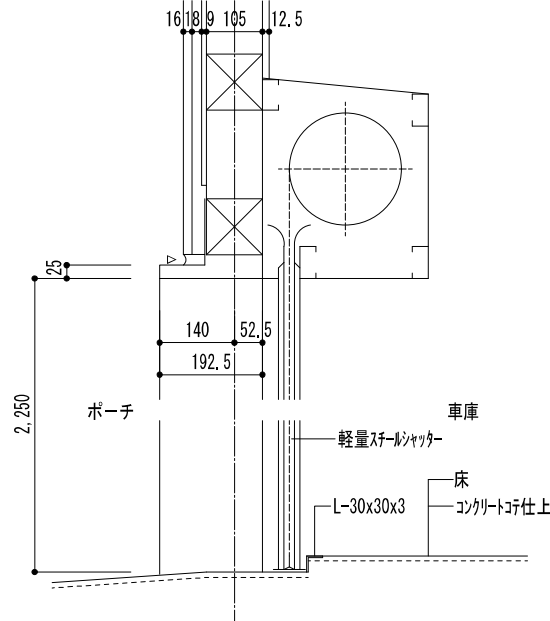


木製建具枠詳細図 (開き戸) S=1/10

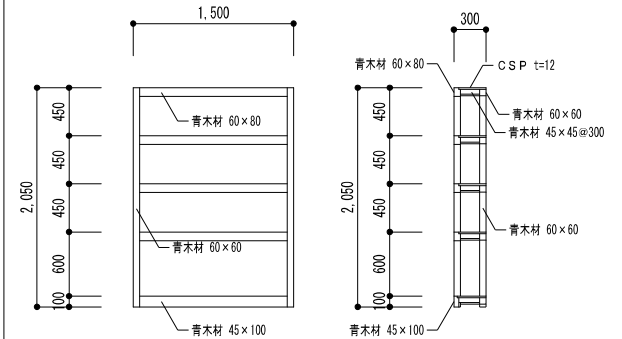


平面図 断面図

シャッター詳細図 (SS-1) S=1/10



倉庫造作タル木棚 (300x1500) S=1/50



備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

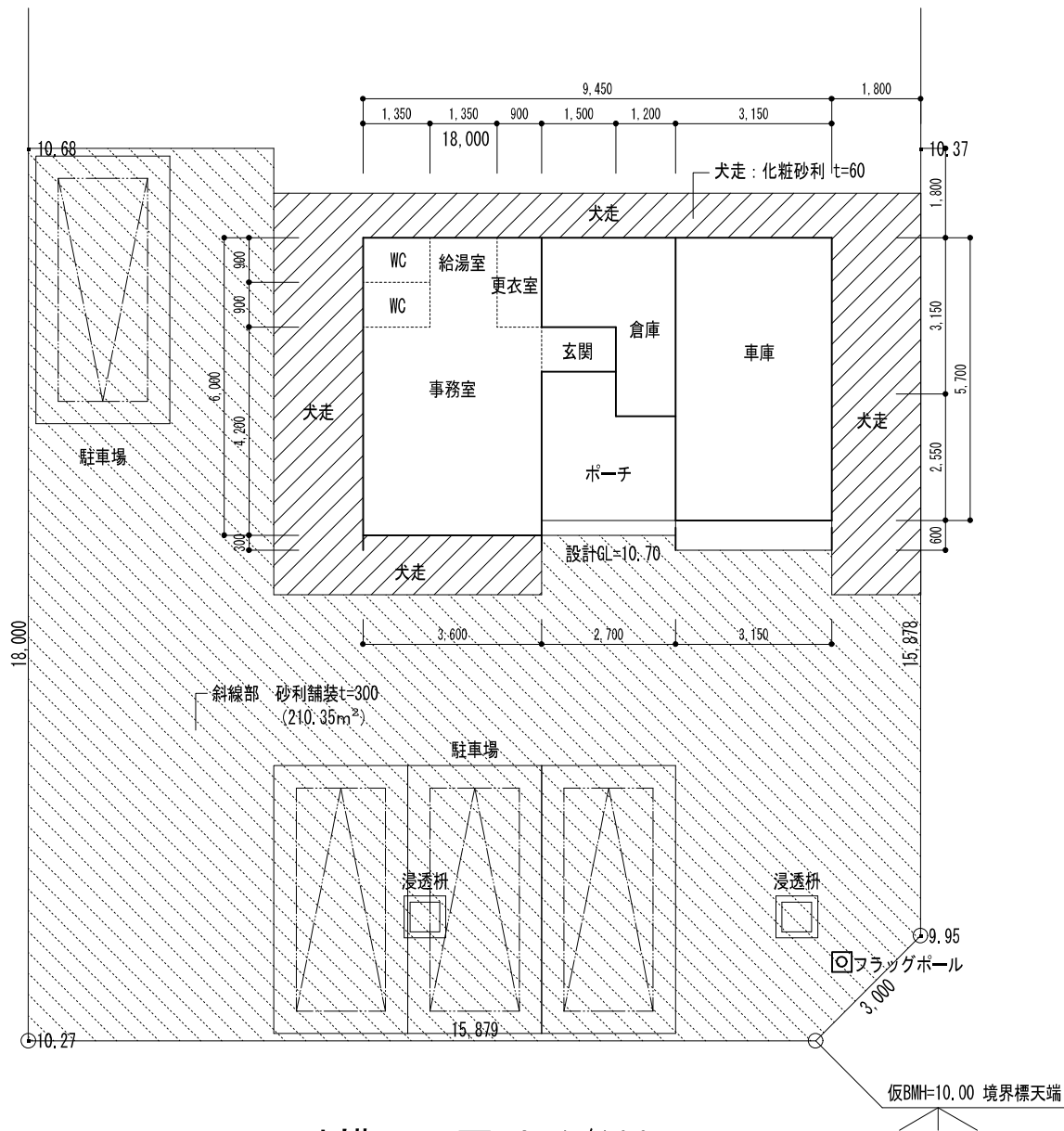
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務
図面名 部分詳細図

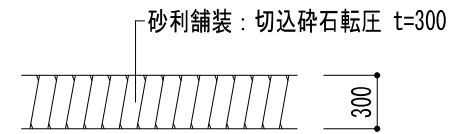
図番 TU-07L1
縮尺 図示
年月日 R04.09.30

承認
担当

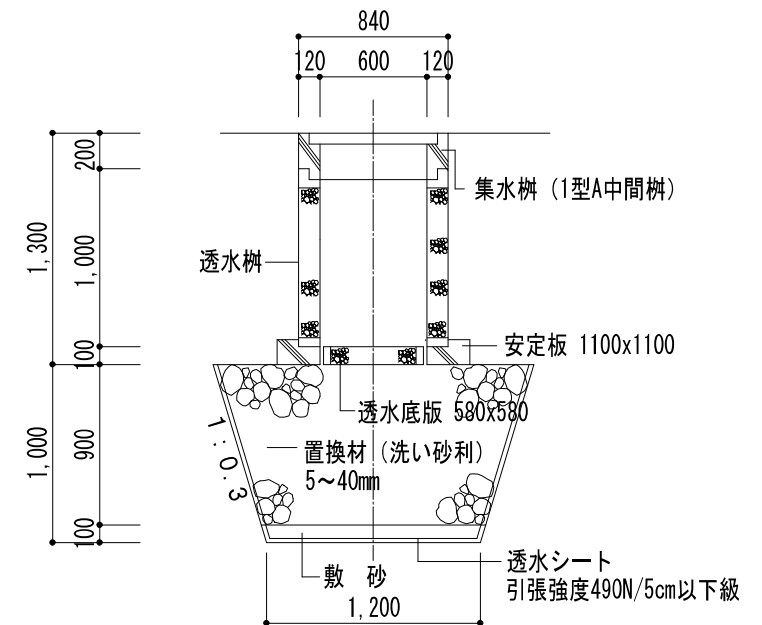
意匠
17



外構平面図 S=1/100



砂利舗装詳細図 S=1/30



雨水浸透枮詳細図 S=1/30

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

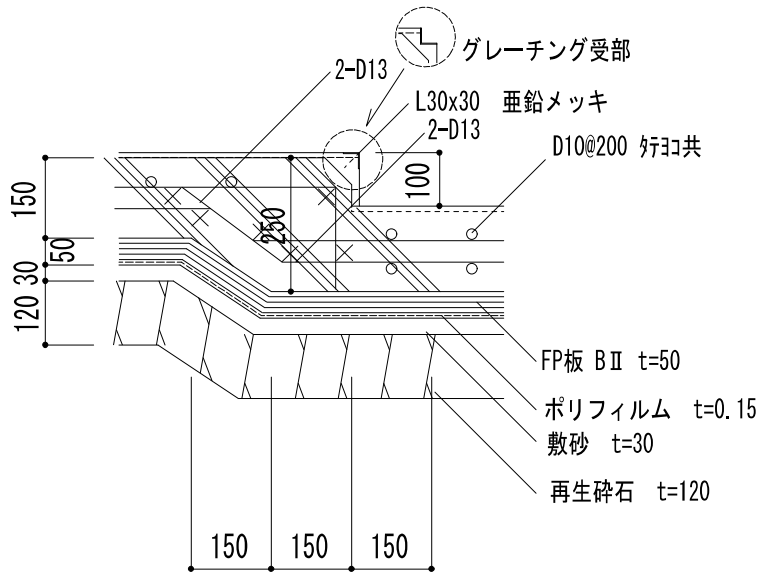
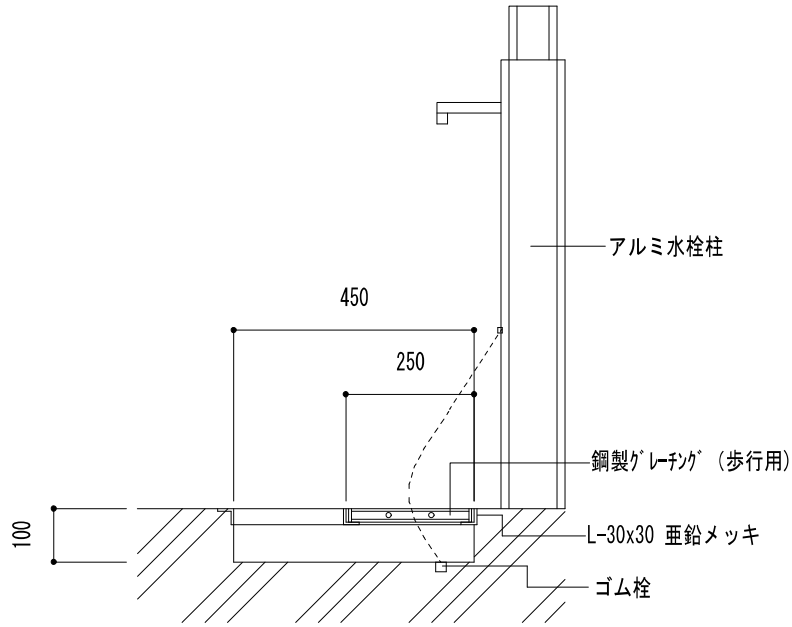
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務
図面名 外構図-1

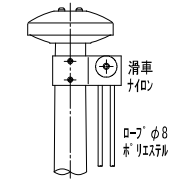
図番 TU-GPLN1
縮尺 図示
年月日 R04.09.30

承認
担当

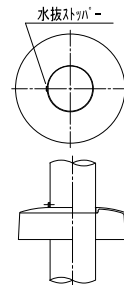
外構
01



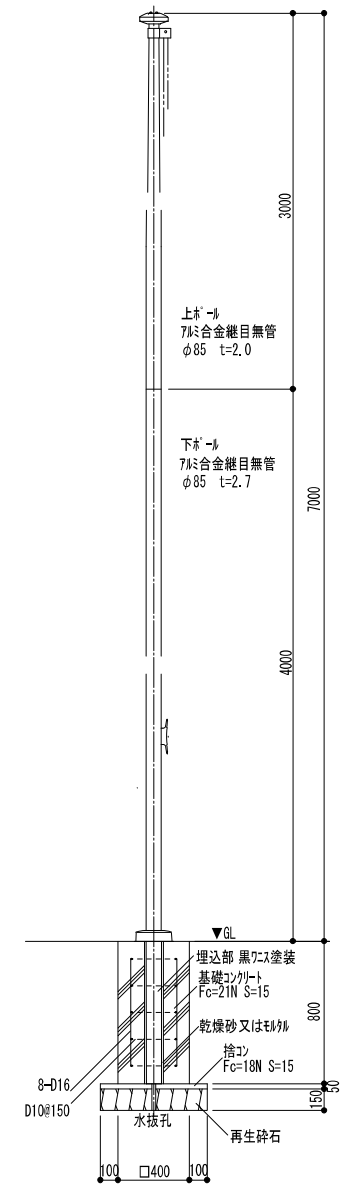
※アングルは使用グレーチングの形状に合わせる。



冠頭部詳細図
S=1/10



グラウンドセット詳細図
S=1/10



5.1 一般事項

1.1 適用範囲

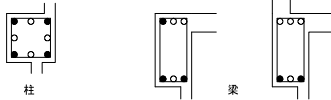
- a) 本規準は木造建築物の基礎に適用する。
- b) 本規準は一般的な事柄について記載してあるもので特殊な場合は設計図及び監督員の指示による。

1.2 鉄筋の表示記号

異型鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
記号	●	×	◇	●	○	◎	⊗	⊙
	SD295A				SD345			

1.3 鉄筋の加工、組立

- a) 鉄筋は設計図書に指定された寸法及び形状に合わせて常温で切断、加工する。
- b) 鉄筋の径 (d) は、呼び名に用いた数値 (mm) とする。
- c) 有害な曲がり、あるいは損傷のある鉄筋は使用しない。
- d) 切断は、シアカッター又は電動切断砥石を使用する。
- e) 柱、大梁の主筋 (D19以上) は、ガス圧接とする。
- f) 鉄筋の溶接は、アーク溶接とし、有資格者が行うとする。
- g) 異型鉄筋の末端部には下記の場合フックをつける。
 - 1) 柱の四隅の主筋 (●印) で最上階の柱頭にある場合。
 - 2) 梁主筋の重ね継手や梁の出隅及び下側にある場合 (●印) 但し、地中梁は除く。



- h) 加工形状 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書 最新版による。
- i) 加工寸法の許容差 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書 最新版による。

1.4 鉄筋のかぶり厚さ、間隔

a) 鉄筋のかぶり厚さ

部分	部位	かぶり厚さ (mm)	
		屋内	屋外
土に接しない	屋根、床スラブ	30	40
	非耐力壁	30	40
	柱、梁	40	40
土に接する部分	耐力壁	40	40
	擁壁	40	40
	床スラブ、耐力壁、柱、梁	40	40
	基礎、擁壁、耐力版	60	60
	煙突	60	60

- 1) かぶり厚さには、捨てコンクリートは含まない。
- 2) 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。

b) 鉄筋の間隔、あき

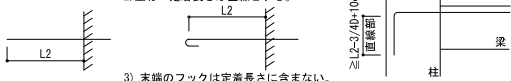
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書 最新版による

1.5 定着及び継手

a) 定着及び継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリート設計基準強度 N/mm ²	重ね継手の長さ (L1)	定着の長さ (L2)		
			小梁	屋根、床スラブ	10d かつ 150mm
SD 295A	18 以下	45d (35d)	40d (30d)	25d (15d)	10d かつ 150mm
SD 345	21-27	40d (30d)	35d (25d)		
	30 以上	35d (25d)	30d (20d)		

- 1) () 内の数値はフック付の場合。
- 2) 重ね・定着長さは直線とする。
- 3) 末端のフックは定着長さに含まない。
- 4) 径の異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い方の d を使用する。
- 5) 耐力版の下端筋の定着長さは L2 とする。
- 6) 大梁及び柱主筋は圧接とする。



b) 隣り合う継手の位置及び鉄筋の間隔

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書最新版による。

c) 溶接金網の継手長さ ひび割れ防止 (後打ちコンクリート)



1.6 スペースカー

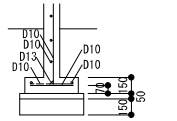
部位	スラブ	梁	柱
種類	鋼製、コンクリート製		
数量配置	上端筋、下端筋 1.3 個/m ²	間隔 1.5m 程度 端部 1.5m 以内	上段は梁下より 0.5m程度 中段は柱の中間 柱巾方向 1mまで2個 1m以上3個
備考	端部上端筋及び中央部下端筋には必ず設置 側梁以外の梁は上又は下に配置。側梁は側面にも配置。		
部位	基礎	地中梁	壁、地下外壁
種類	鋼製、コンクリート製		
数量配置	面積 4m ² 程度 1.6m ² 程度 2.0個	間隔 1.5m 程度 端部 1.5m 以内	上段梁下より 0.5m程度 中段上段より 1.5m間隔 横間隔は 1.5m程度 端部は 1.5m以内
備考	上又は下と側面に設置		

梁、柱、地中梁、壁、地下外壁のスペースカーはプラスチック製でもよい。

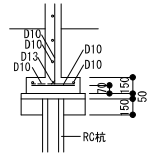
5.2 基礎

2.1 布基礎

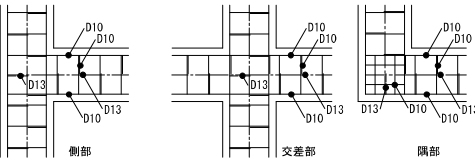
a) 直接基礎



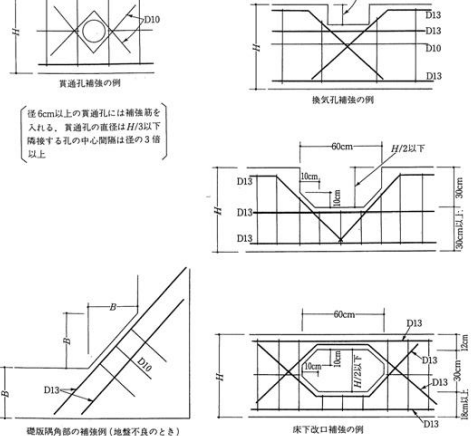
b) 杭基礎 (杭状地盤補強)



2.2 基礎底版 ベース筋の配筋



2.3 スラブ・開口補強



鉄筋工事

鉄筋

- ◎SD295A SD345 SD390 SR235
- ◎JIS G 3112

溶接金網

- ◎JIS G 3551

ガス圧接試験

引張り試験

- ・D19以上の主筋
- ・JIS Z 3062

超音波探傷試験

- ・D19以上の主筋
- ・JIS Z 3120

梁貫通補強

- ・I・II型ウエブレ
- ・MAXウエブレ
- ・新SGリング
- ・新型ダイヤレンス
- ・BCJ-C1533(変1)
- ・BCJ評定-R00097-03
- ・BCJ-C1612
- ・BCJ評定-R00124-02

コンクリート工事

材料

- ◎レディーミックスコンクリート
- ◎ポルトランドセメント
- ◎砂利、砂
- ◎水
- ◎混和材 AE剤、AE減水剤
- ◎JIS A 5308
- ◎JIS R 5210
- ◎JIS A 5308 砂利25mm以下
- ◎JIS A 5308に合格した地下水
- ◎JIS A 6204

調合

- ◎単位水量の最大値 185kg/m³
- ◎単位セメント量の最小値 270kg/m³
- ◎水セメント比の最大値 65%
- ◎混和剤を用いた場合の所要空気量 4.5%
- ◎塩化物量 0.30kg/m³以下

供試体

- ◎採取方法
- ◎供試体の作成方法
- ◎養生方法
- ◎JIS A 1115
- ◎JIS A 1132
- ◎JIS A 1132

試験

- ◎スラブ
- ◎空気量
- ◎塩化物量
- ◎圧縮試験
- ◎JIS A 1101
- ◎JIS A 1128
- ◎(財) 国土開発技術研究中心の技術評価による
- ◎JIS A 1108

養生

- ◎打込み後 5日間以上、コンクリート温度を2℃以上とする
- ◎打込み後 5日間以上、湿潤を保つ

型枠の存置期間

- 普通ポルトランドセメントの場合
 - せき板 15℃以上 3日 圧縮強度 5N/mm² 以上
 - 5日 "
 - 0℃以上 8日 "
- 支柱 (スラブ下) 15℃以上 17日
- 5℃以上 25日
- 0℃以上 28日
- 圧縮強度 12N/mm² 以上且つ 0.85Fc (設計基準強度) 以上
- 支柱 (梁下) 28日 圧縮強度 設計基準強度以上

取外し方法

- ◎存置期間を過ぎた後、静かに取り外す。
- ◎取り外し後、検査・補修を行なう。
- ◎仕上げがない箇所は錆止め塗料を塗付する。
- 工事監督者の承認
- ◎JIS K 5621 B種

地業工事

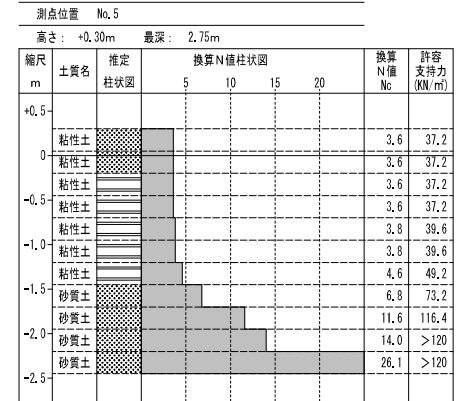
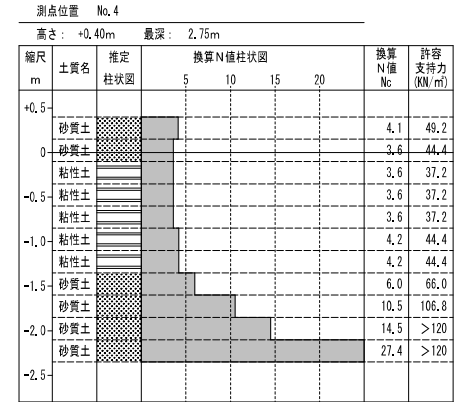
杭工事

杭 材

打設工法

カ-7式カゲン試験

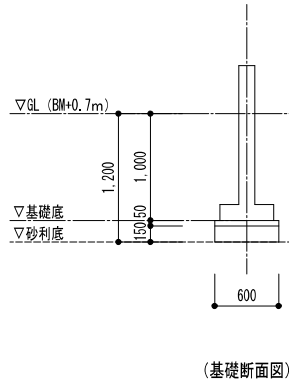
換算N値別推定断面図



鉄骨工事

- 材料
 - ・SS400
 - ・軽量形鋼
 - ・角パイプ
 - ・JIS G 3101
 - ・JIS G 3350
 - ・JIS G 3466
- ・形/形高力ボルト
 - ・国土交通大臣認定・MBLT-9007
 - ・国土交通大臣認定・MBLT-0052
- ・ターンバックル
 - ・JIS A 5540
 - ・JIS A 5541
 - ・JIS A 5542
- ・ターンバックルボルト 羽子板ボルト
 - ・JIS A 5542
- ・デッキプレート
 - ・ALB12
 - ・JIS G 3352

換算N値別推定断面図



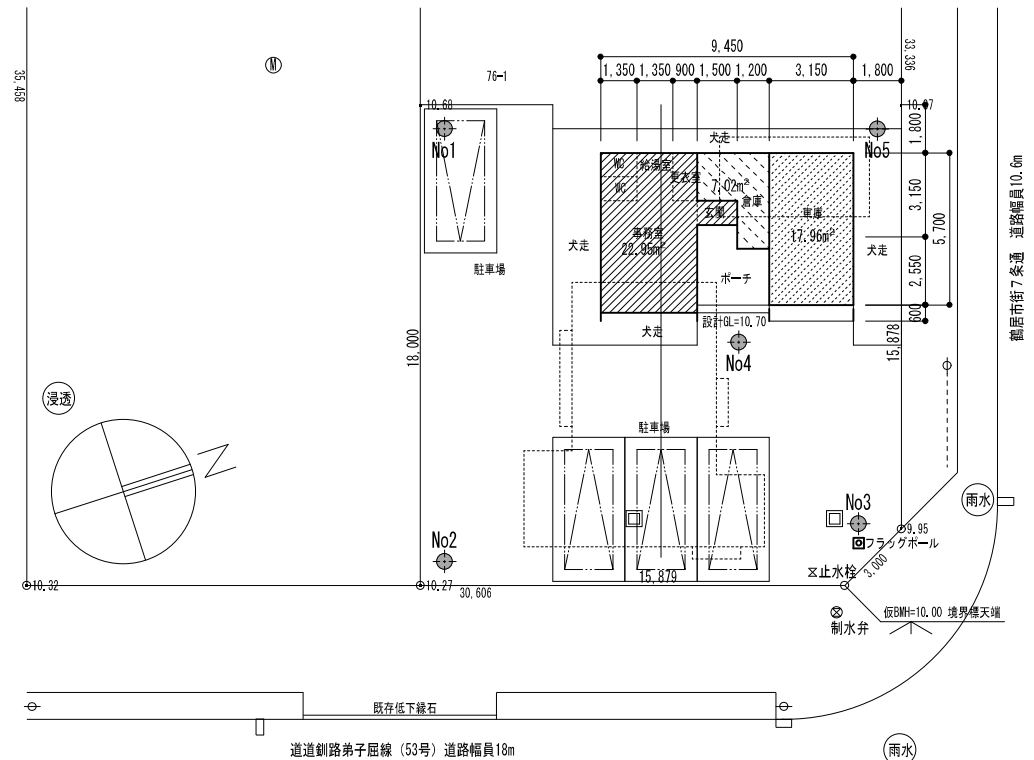
測点位置 No. 4
高さ: +0.40m 最深: 2.75m

縮尺 m	土質名	推定 柱状図	換算N値柱状図				換算 N値 Nc	許容 支持力 (KN/m ²)
			5	10	15	20		
+0.5	砂質土					4.1	49.2	
0	砂質土					3.6	44.4	
	粘性土					3.6	37.2	
-0.5	粘性土					3.6	37.2	
	粘性土					3.6	37.2	
-1.0	粘性土					4.2	44.4	
	粘性土					4.2	44.4	
-1.5	砂質土					6.0	66.0	
	砂質土					10.5	106.8	
-2.0	砂質土					14.5	>120	
	砂質土					27.4	>120	
-2.5								

測点位置 No. 5
高さ: +0.30m 最深: 2.75m

縮尺 m	土質名	推定 柱状図	換算N値柱状図				換算 N値 Nc	許容 支持力 (KN/m ²)
			5	10	15	20		
+0.5	粘性土					3.6	37.2	
0	粘性土					3.6	37.2	
	粘性土					3.6	37.2	
-0.5	粘性土					3.6	37.2	
	粘性土					3.8	39.6	
-1.0	粘性土					3.8	39.6	
	粘性土					4.6	49.2	
-1.5	砂質土					6.8	73.2	
	砂質土					11.6	116.4	
-2.0	砂質土					14.0	>120	
	砂質土					26.1	>120	
-2.5								

サウンディング試験調査位置 (5側点)



備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

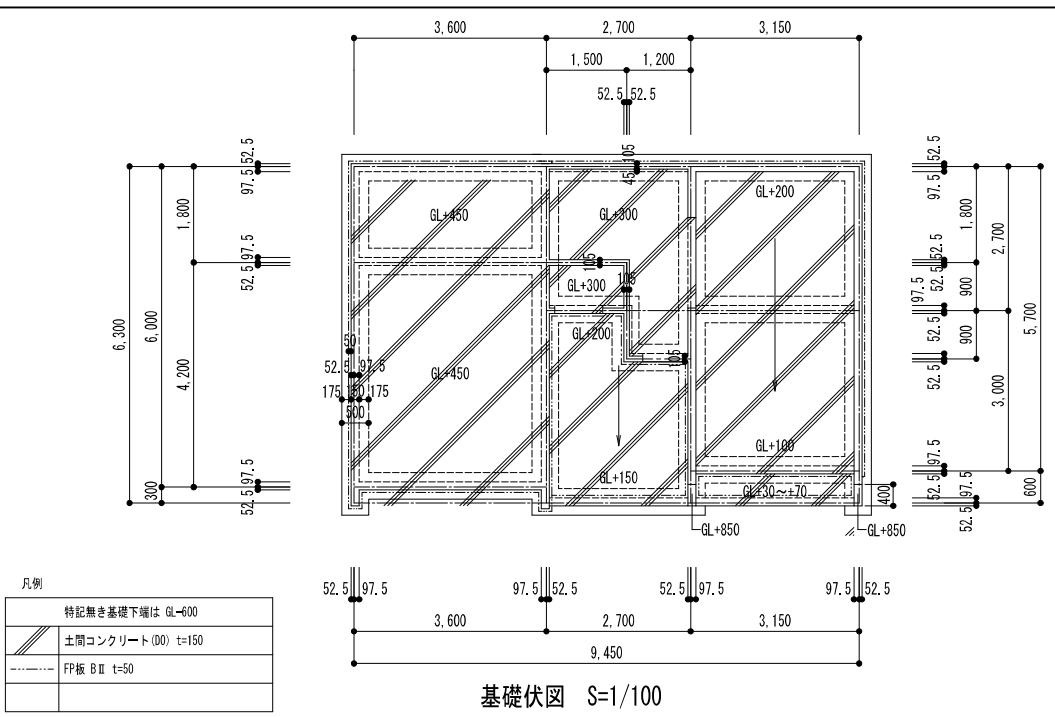
工事名 根釧西部森林管理署釧路森林事務所新築工事設計業務
図面名 土質調査位置図・換算N値断面図

図番 TU S 02
縮尺 図示
年月日 R04.09.30

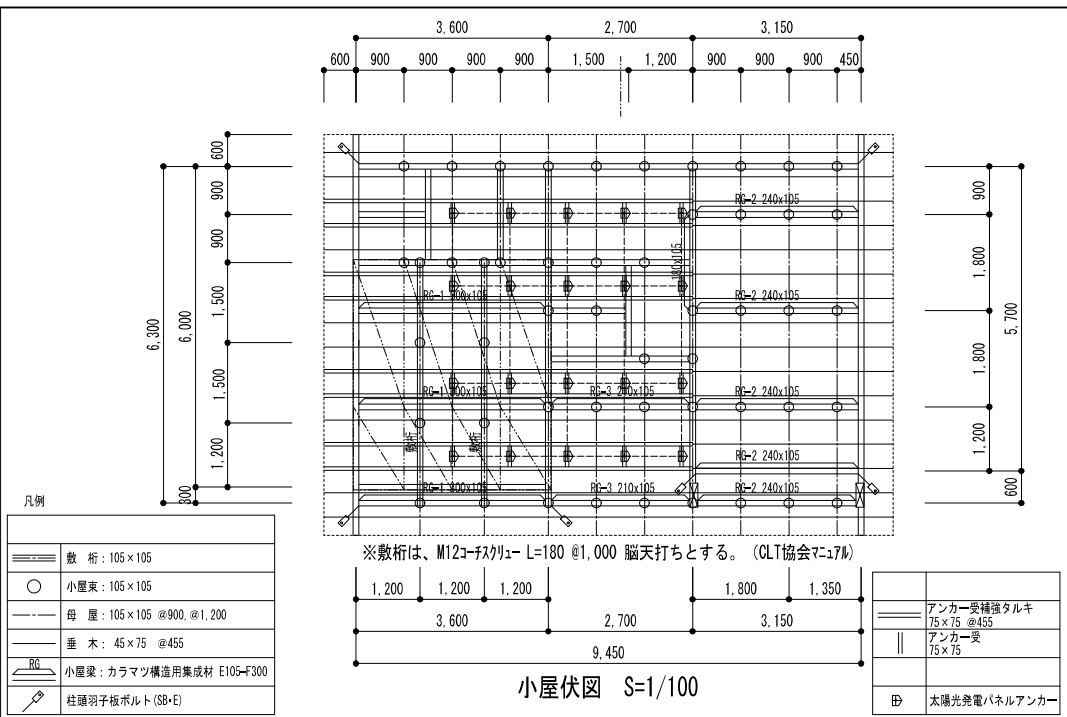
承認
担当

新設浸透枳

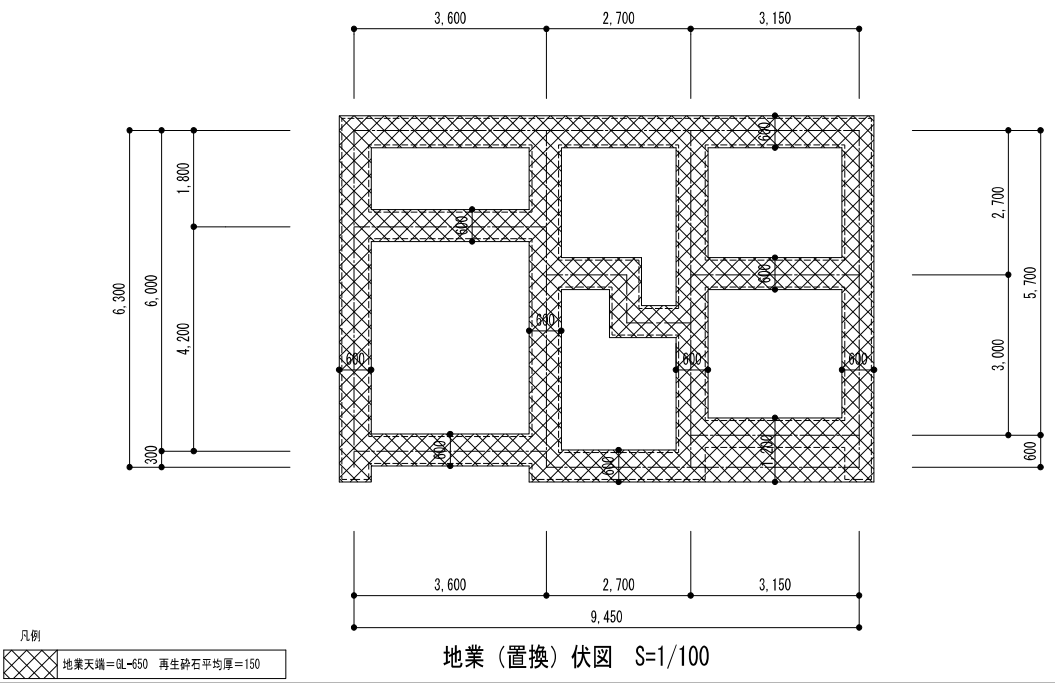
構造
02



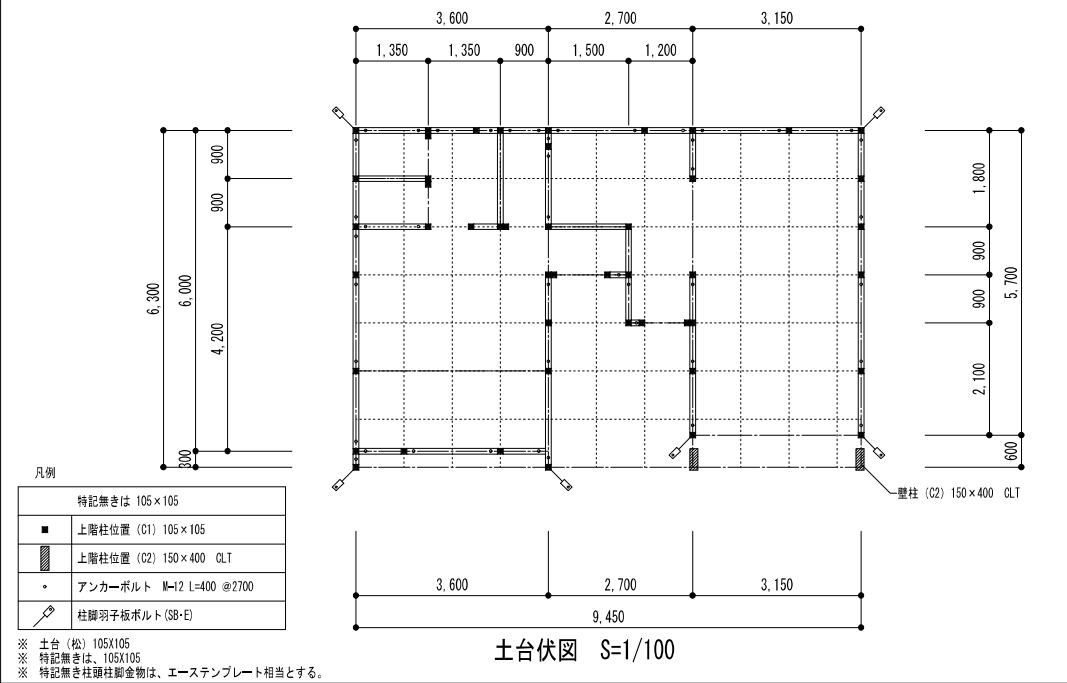
基礎伏図 S=1/100



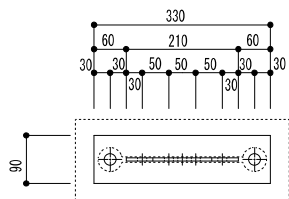
小屋伏図 S=1/100



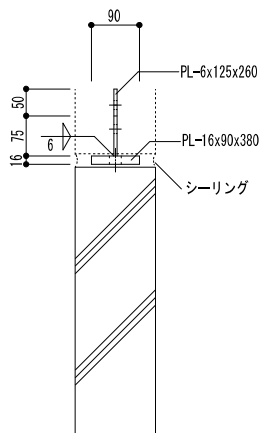
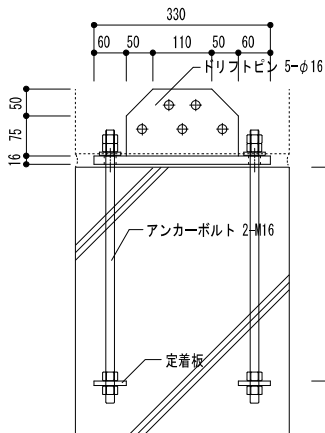
地業(置換)伏図 S=1/100



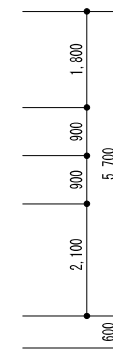
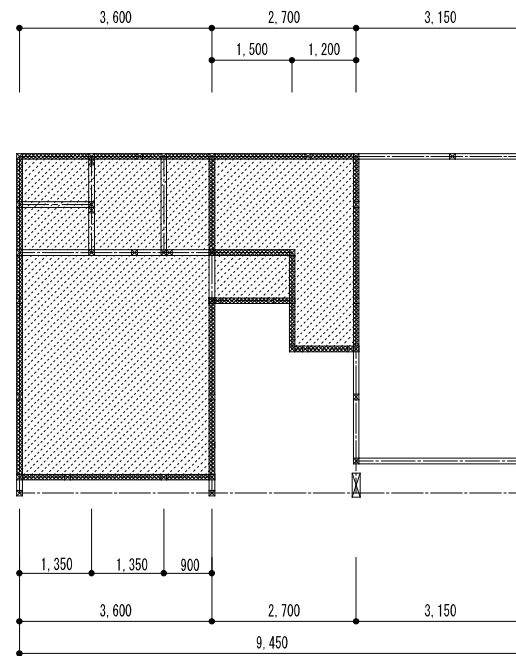
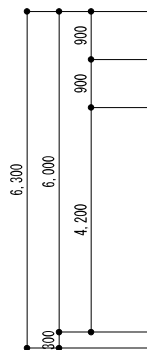
土台伏図 S=1/100



鋼板 SS400
溶融亜鉛メッキ



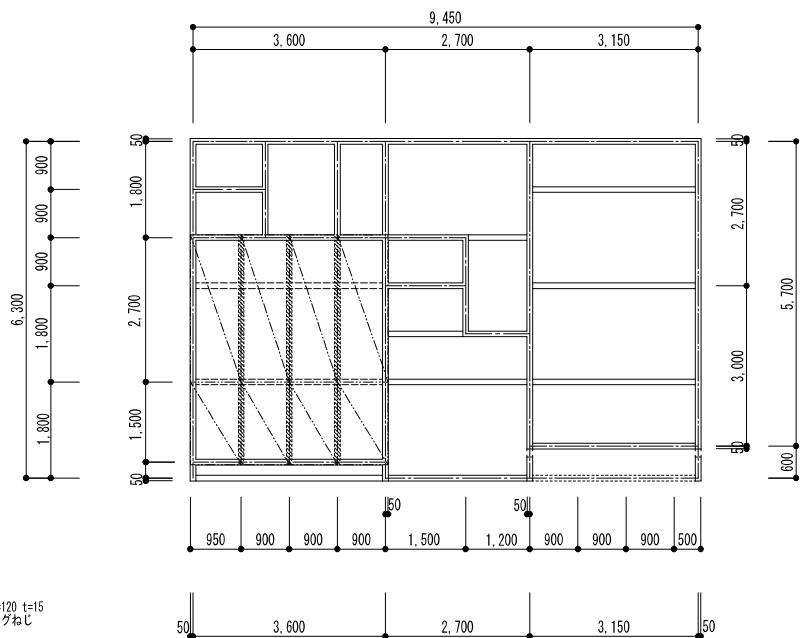
壁柱 (CLT 150x400) 柱脚金物 S=1/10



凡例

	外壁：壁GW (24K) t=100
	天井GWブローイング (18K) t=300

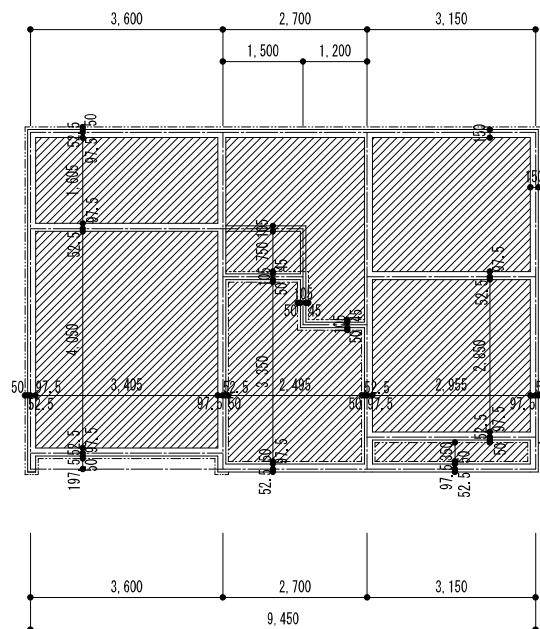
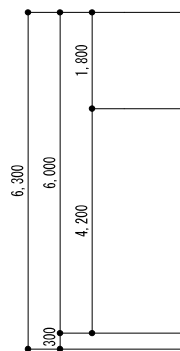
1階断熱伏図 S=1/100



床版伏図 S=1/100

凡例

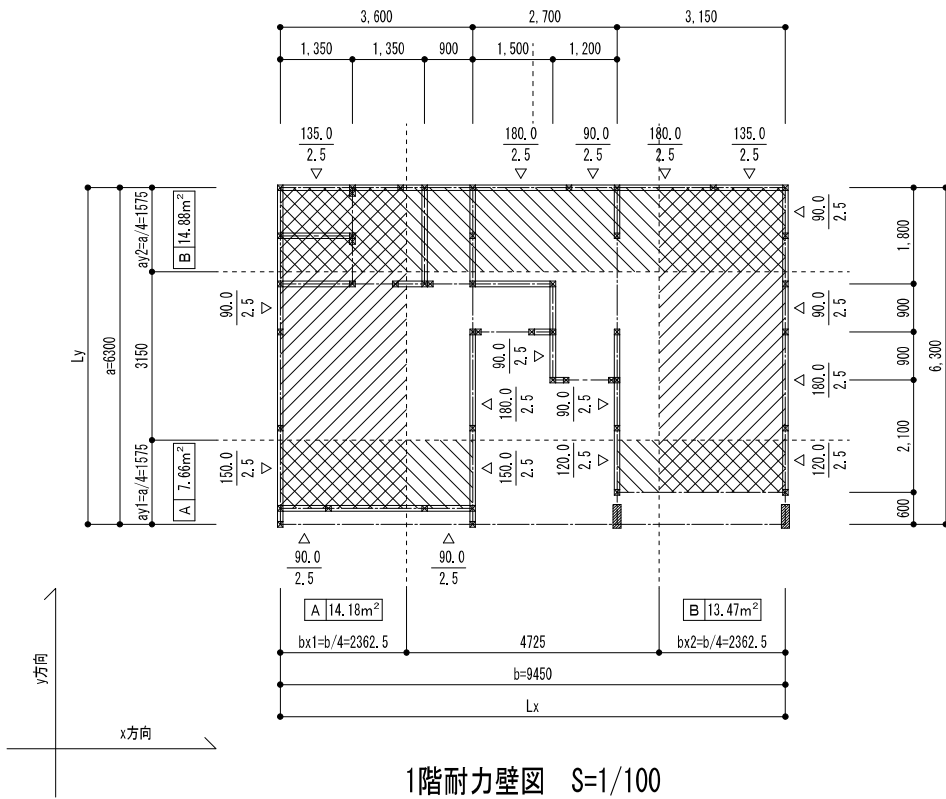
	CLT t=90 カラマツ Mx60-3-3
	スプライン接合部 JAS構造用合板 (特種2級) W=120 t=15 Zマーク四角穴付タッピングねじ STS6, 5-F85 #200
	CLT-梁接合部 梁 105x150以上 Zマーク四角穴付タッピングねじ STS6, 5-F180 #250



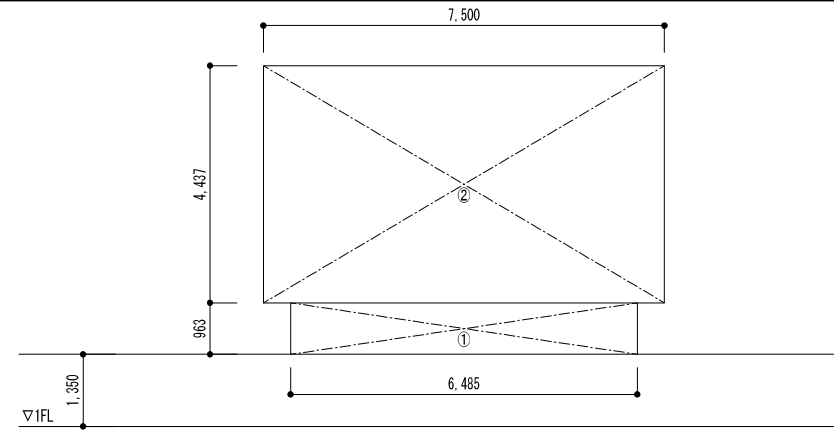
凡例

	基礎外周：FP (II種b) t=50
	土間下：FP (II種b) t=50

基礎断熱伏図 S=1/100

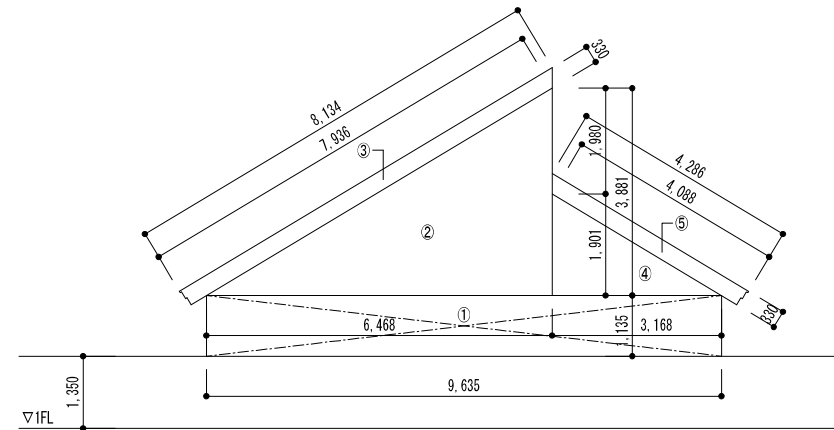


1階耐力壁図 S=1/100



x方向見付面積求積図 S=1/100

x方向見付面積	
計算式	① 6,485 × 0,963 = 6.25
	② 7,500 × 4,437 = 33.28
1階見付面積	①+② 39.53



y方向見付面積求積図 S=1/100

y方向見付面積	
計算式	① 9,635 × 1,135 = 10.94
	② 6,468 × 3,881 × 0.5 = 12.55
	③ (8,134 + 7,936) × 0.33 × 0.5 = 2.65
	④ 3,168 × 1,901 × 0.5 = 3.01
	⑤ (4,286 + 4,088) × 0.33 × 0.5 = 1.38
1階見付面積	①+②+③+④+⑤ 30.53

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務
図面名 見付面積求積図・軸組計算図

図番 TU S 05
縮尺 図示
年月日 R04.09.30

承認
担当

構造
05

軸組の長さ

軸組の種類	軸組の長さ	倍率	図面記号	当該軸組長さ				倍率×当該軸組長さ=軸組長さ			
				1階		2階		1階		2階	
				X	Y	X	Y	X	Y	X	Y
1	構造用合板 厚9mm	2.5		9.00	13.50			22.50	33.75		
合計								22.50	33.75		

必要軸組の長さ及び判定

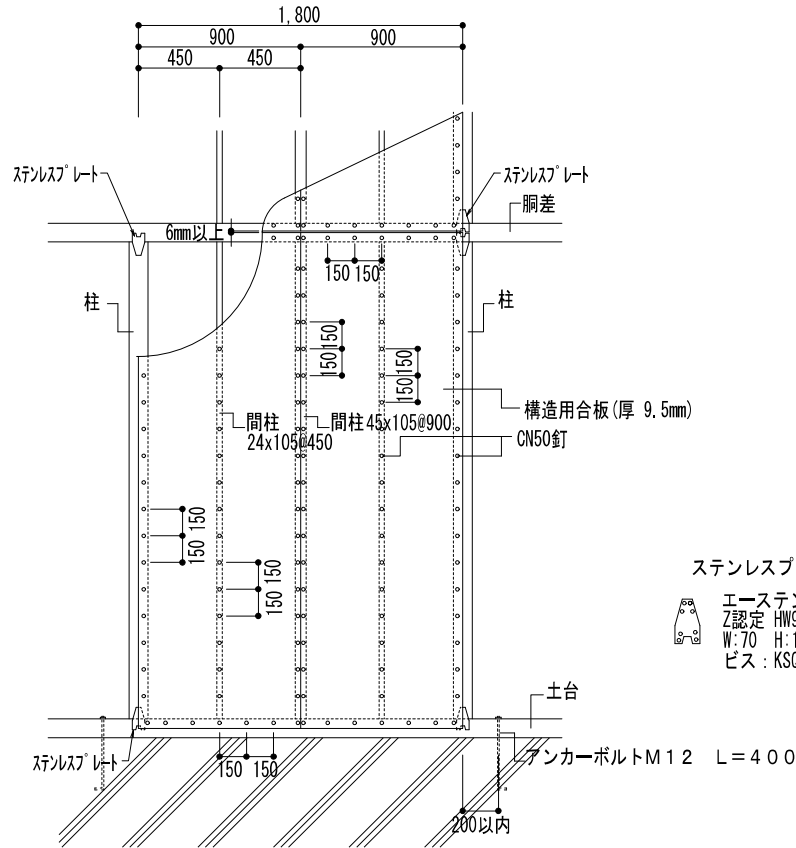
必要軸組 長さ 階	地震力に対して			風圧力に対して					地震力と風圧力大きい方		X方向の検討		Y方向の検討					
	床面積	係数	床面積×係数 軸組長さ	壁見付面積		軸組長さ			必要軸組長さ		存在軸組	必要軸組	存在軸組	必要軸組				
				X	Y	係数	X	Y	X	Y								
平家建	47.93	0.15	7.19	39.53	30.53	0.50	19.77	15.27	19.77	15.27	22.50	>	19.77	OK	33.75	>	15.27	OK
2階建	2階																	
	1階																	

令46条4項に基づく軸組計算

計算方向	X方向				Y方向					
	軸組長さ	軸組種類	倍率	存在壁量	軸組長さ	軸組種類	倍率	存在壁量		
2階建 1階及び 平屋部分	側端部分A	1.80	1	2.5	4.50	2.40	1	2.5	6.00	
	側端部分B	7.20	1	2.5	18.00	4.80	1	2.5	12.00	
必要壁量	床面積㎡		倍率 (m/㎡)		必要壁量	床面積㎡		倍率 (m/㎡)		必要壁量
	側端部分A	7.66	0.15		1.15	14.18	0.15		2.13	
	側端部分B	14.88			2.23	13.47			2.02	
偏心の検討	壁量充足率		側端部分A	3.91	OK	壁量充足率		側端部分A	2.81	OK
			側端部分B	8.07	OK			側端部分B	5.94	OK
	壁率比		(≥0.5or≤2.0)				壁率比		(≥0.5or≤2.0)	

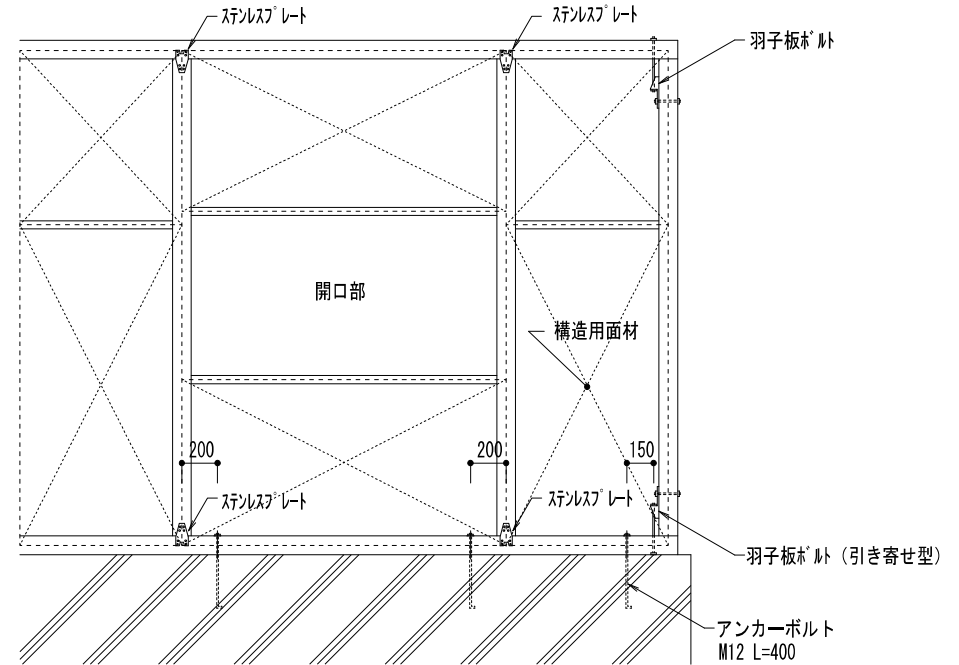
※壁率比の判定がNGでも充足率が共に1以上であればOKとする。

※柱の継手、仕口については国土交通省告示第1460号の構造方法の基準による。
 ※ステンスプレート 〈Zマーク CP-T同等認定品〉



ステンスプレート 参考図

エーステンプレート
 Z認定 HW98-12-38
 W:70 H:125 t:0.6
 ビス: KSO-45



耐力壁標準図 S=1/30

耐力壁金物配置標準図 S=1/30

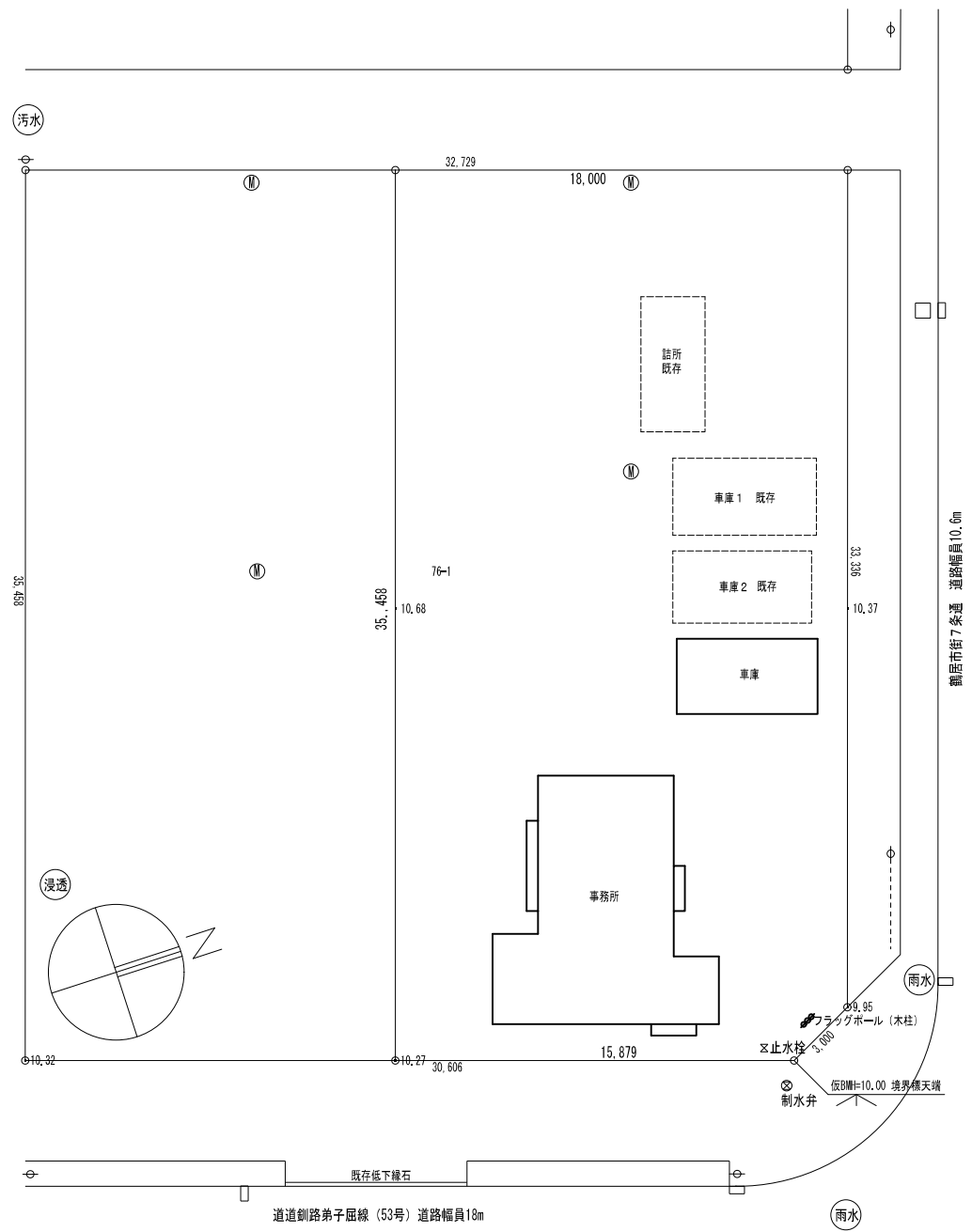
※釘はN50 (径2.68mm) 又は、エアネイルCN50 (径2.9mm) とし、釘頭をめり込ませてはならない。
 ※断熱材の性能確保のため外壁の屋内側をPBt=12.5 (3"x9"版) とし、屋内側壁下地横胴縁を設けない。
 ※アンカーボルトの位置は柱心より200mm以内とし、耐力壁の外側に設ける。

備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務	図番	TU S 07	承認	構造
			図面名	耐力壁標準図	縮尺	図示	年月日	

■計画概要				
工事名称	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事（解体工事）			
建築主	住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目7〇番地 氏名 北海道森林管理局長			
敷地概要	地名地番 阿寒郡鶴居村鶴居西4丁目76-1の内 住居表示 敷地面積 635.99 m ² 都市計画区域 外 用途地域等 指定なし 防火地域 指定なし 法第22条区域：指定なし 指定建蔽率 指定なし 指定容積率 指定なし 高さ制限 指定なし 高度地区他 指定なし 日影規制 指定なし 道路 前面道路幅員 ≈18.00 m 接道長さ 15.879 m			
	気象	積雪 1.00 m	凍結 1.0 m 基準風速V0: 30 m	
	地震	地震地域係数Z= 1.0 地盤種別: II		
	地業	基礎形式: 布基礎	基礎底N値: 杭種: 先端N値:	
建築概要	建物用途	事務所	車庫	
	工事の種類	解体	解体	
	構造	木造	LGS造	
	階数	平屋	平屋	
	地盤面			
	最高高さ (m)	4	2.7	
	最高軒高さ (m)	3	2.7	
	建築面積 (m ²)	65	13	合計 78
	1階床面積 (m ²)	65	13	78
	2階床面積 (m ²)			
延べ面積 (m ²)	65	13	78	
設備概要	給水	給水本管より	電気 北電	
	給湯水	ガス湯沸器	暖房 灯油・電気	
	排水	公共下水道へ		
	ガス	LPG		
	換気	第3種機械換気		
	防災	消火器		




付近見取図



配置図 S=1/200

備考	
----	--

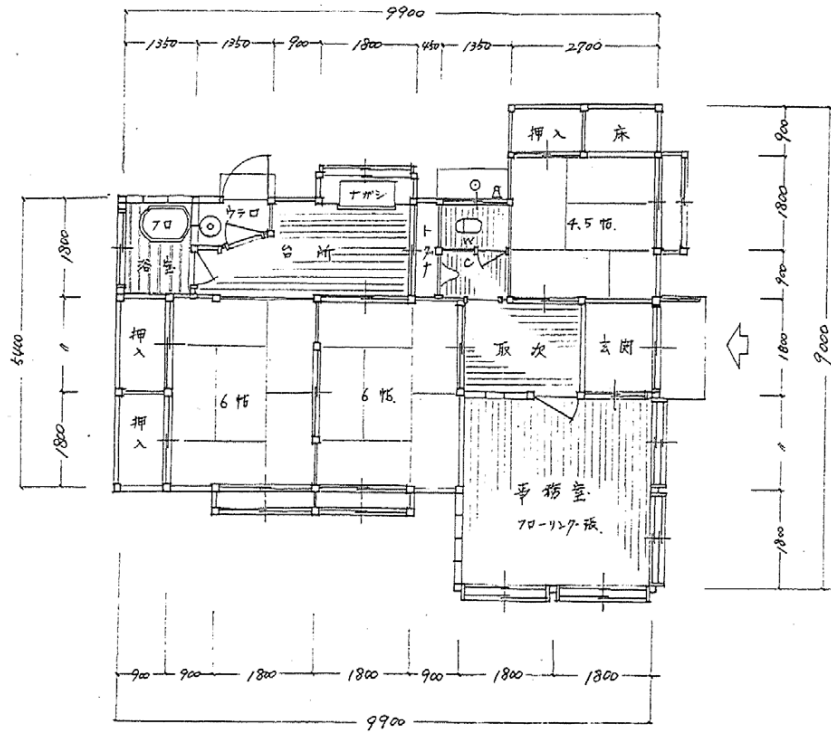
1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
 **チカラ総合設計株式会社**

1級建築士
 建設大臣登録 177664号
 若本 隆志

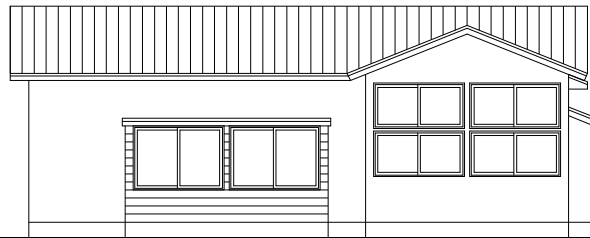
工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務
図番	TU-BHT
縮尺	図示
年月日	R04.09.30

承認	担当	解体
		01

□ 新設浸透枳



平面図



南 立面図



東 立面図

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

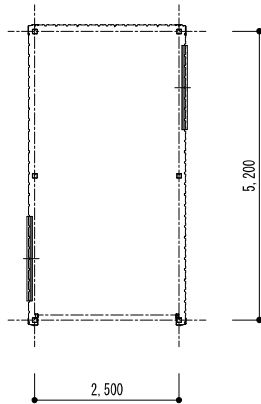
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
図面名 解体庁舎

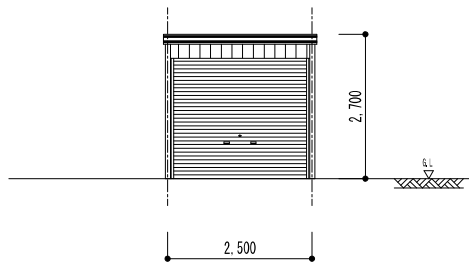
図番 TU-BSRC4
縮尺 S=1/100
年月日 RC4.07.06

承認
担当

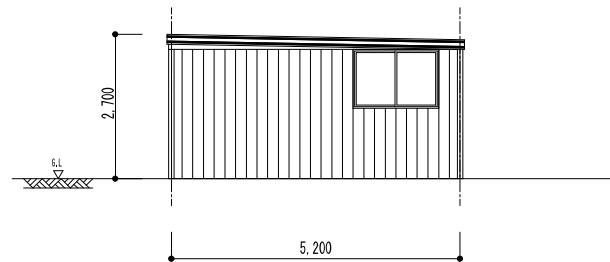
解体
02



平面図



正面立面図



側面立面図

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

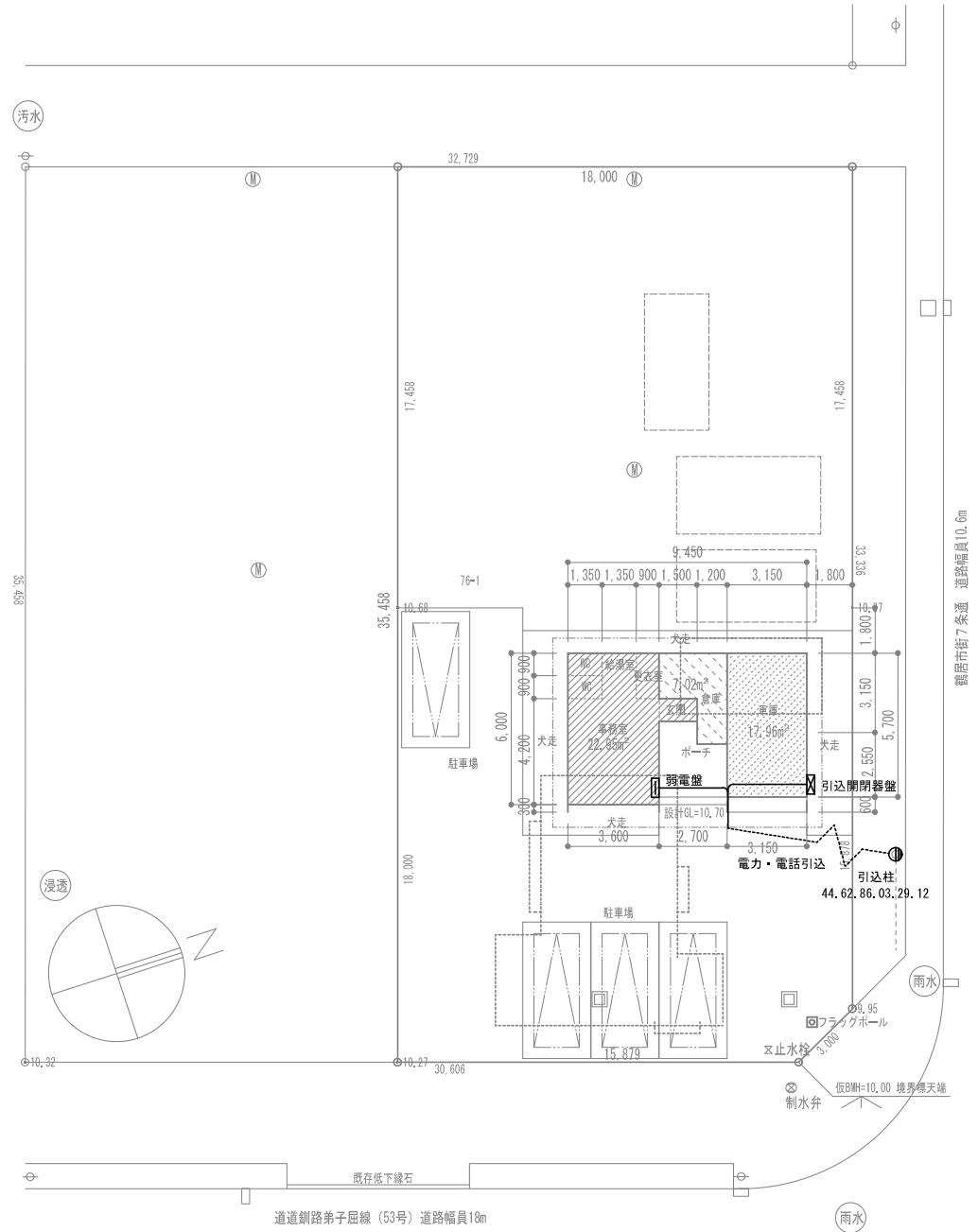
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
図面名 解体車庫

図番 TU-BSRG4
縮尺 S=1/100
年月日 R04.07.06

承認
担当

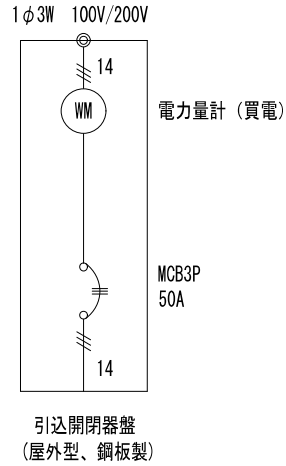
解体
03



配置図 S=1/200

□ 新設浸透枡

備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事	図番	TU-E02	承認	電 気
			図面名	配置図・電力電話引込図	縮尺	図示	年月日	



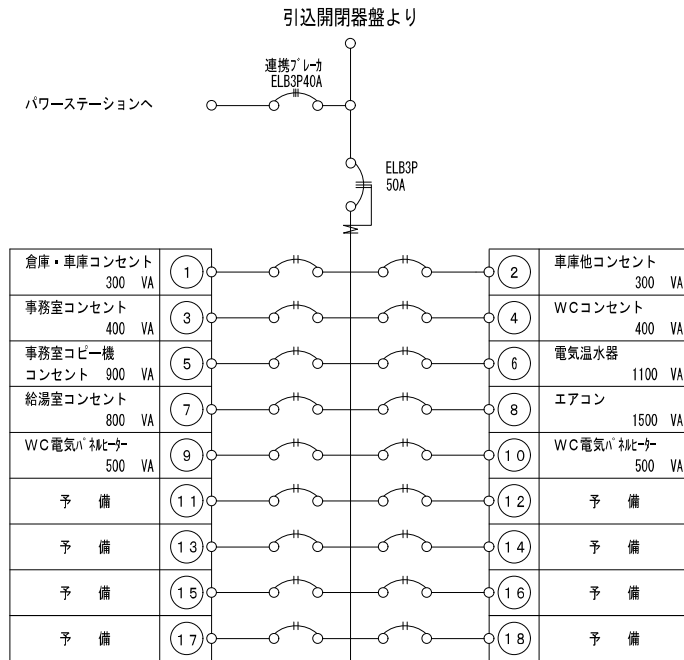
W=150 2500lm 5000K	W=150 1600lm 5000K	W=80 3200lm 5000K	W=150 5200lm 5000K
倉庫 16.3	給湯室、更衣室、倉庫 11.6	車庫 20.6	事務室 31.9
A LSS9-4-23-LN	B LSS9-2-15-LN	C LSS1-4-30-LN	D LSS9-4-48-LN
5000K	白熱灯 60W 相当 SBタイプ	白熱灯 60W 相当 SBタイプ	150W 相当 センサー付
給湯室 参考型番 LGB85045LE1 9.5	トイレ、玄関 参考型番 LGD1108NLE1 4.5	ポーチ 参考型番 LRD1100LLE1 4.5	外部 参考型番 LGMC40114 10.7
SP-1 LED 棚下灯 (FL15W相当)	SP-2 LED ダウンライト (5000K)	SP-3 LED ダウンライト (2700K)	SP-4 LED スポットライト (2700K)

照明器具姿図

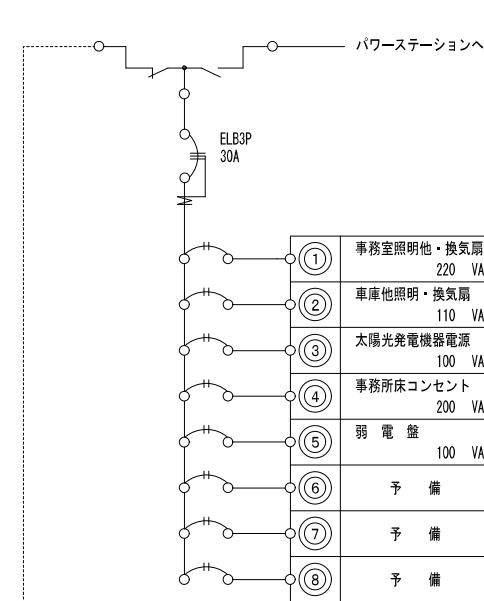
インターホン親機		ドアホン子機 (防雨型)	
電源電圧	AC100V 50/60Hz	電源電圧	モニター付親機から供給
形状	壁取付型 (JIS1専用スイッチボックス)	形状	壁取付型 (JIS1専用スイッチボックス)
材質	本体:自己消火性樹脂 パネル部:難燃性樹脂	材質	自己消火性樹脂
通話方式	拡声自動交互通話/プレストーク通話	通話方式	自動交互通話
カメラ	3.5型TFTカラー液晶	カメラ	1/5型カラーCMOS

<参考型番: アイホン JS-12>

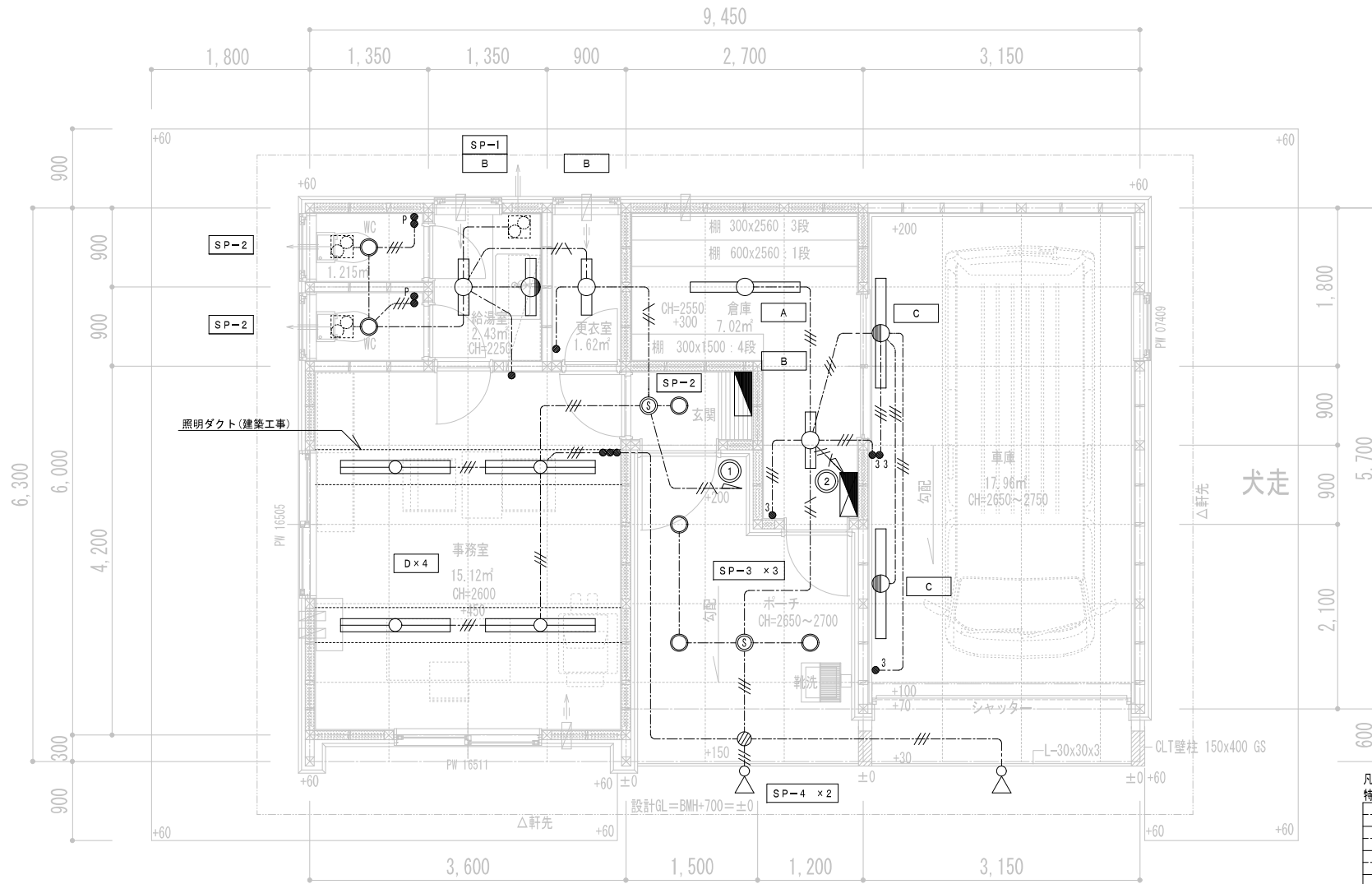
弱電機器姿図



電灯分電盤 想定負荷容量 7,430 VA
樹脂製 太陽光発電システム対応盤
※逆潮流検出用CTは太陽光発電設備に含む



電力切替ユニット
※太陽光発電設備



凡例
特記なき記号は下記による

記号	保護管
---	EM-EEF1.6-2C (16)
---	EM-EEF1.6-3C (22)
---	EM-EEF2.0-2C (16)
---	EM-EEF2.0-3C (22)

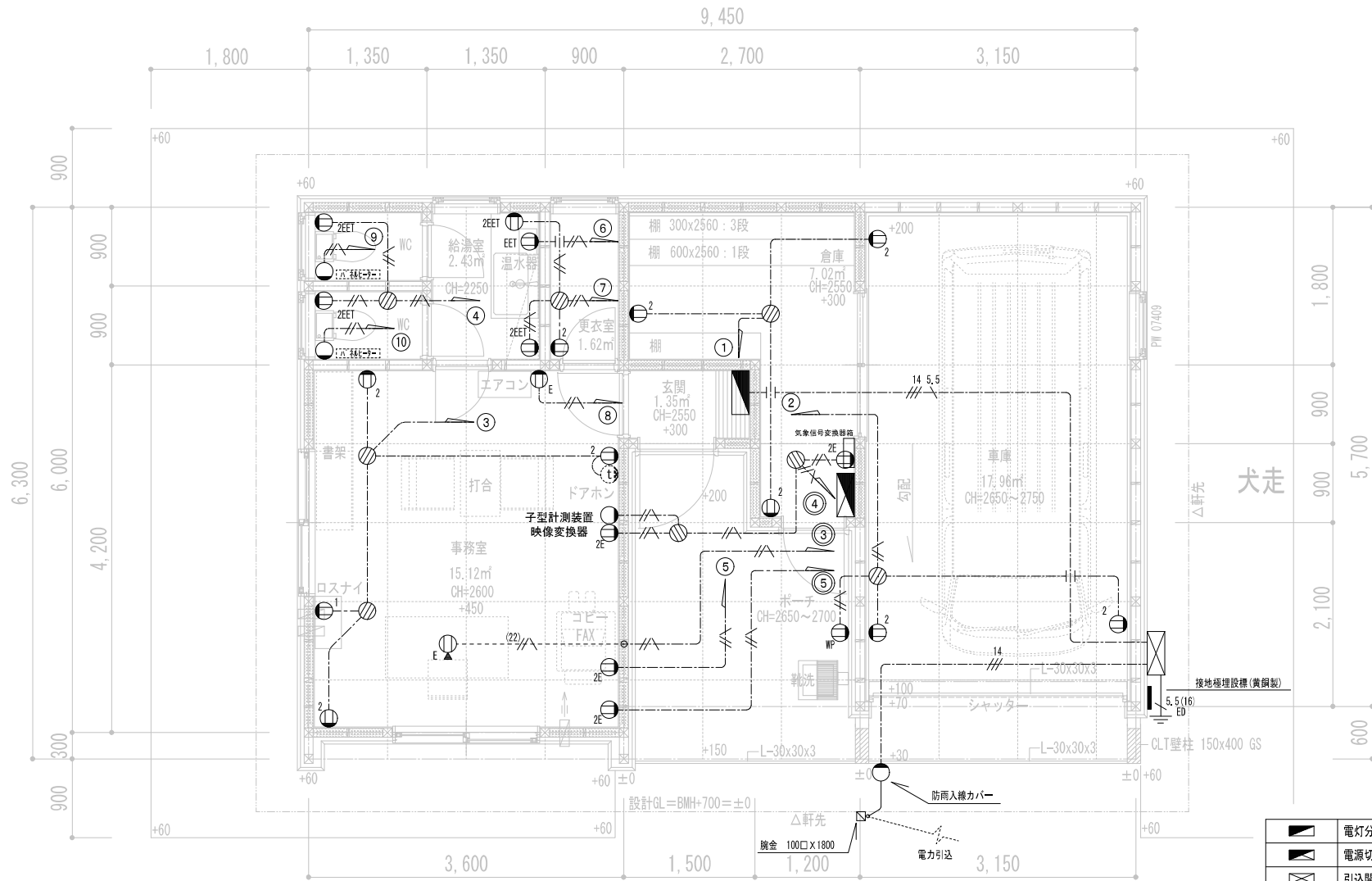
間仕切内配線はPF管で保護する。

1 F 平面図 S=1/50

■	電灯分電盤 樹脂製 太陽光発電システム対応
■	電源切替ユニット 樹脂製 ※太陽光設備
●	片切スイッチ
● ₃	3路スイッチ
● _p	片切スイッチ (ONレ' 0.5A)
Ⓢ	熱線センサー 天井埋込型 3A 親機
Ⓢ	VVケーブル用ジョイントボックス

配線器具は大角連用型+新金プレートとする





1 F 平面図 S=1/50

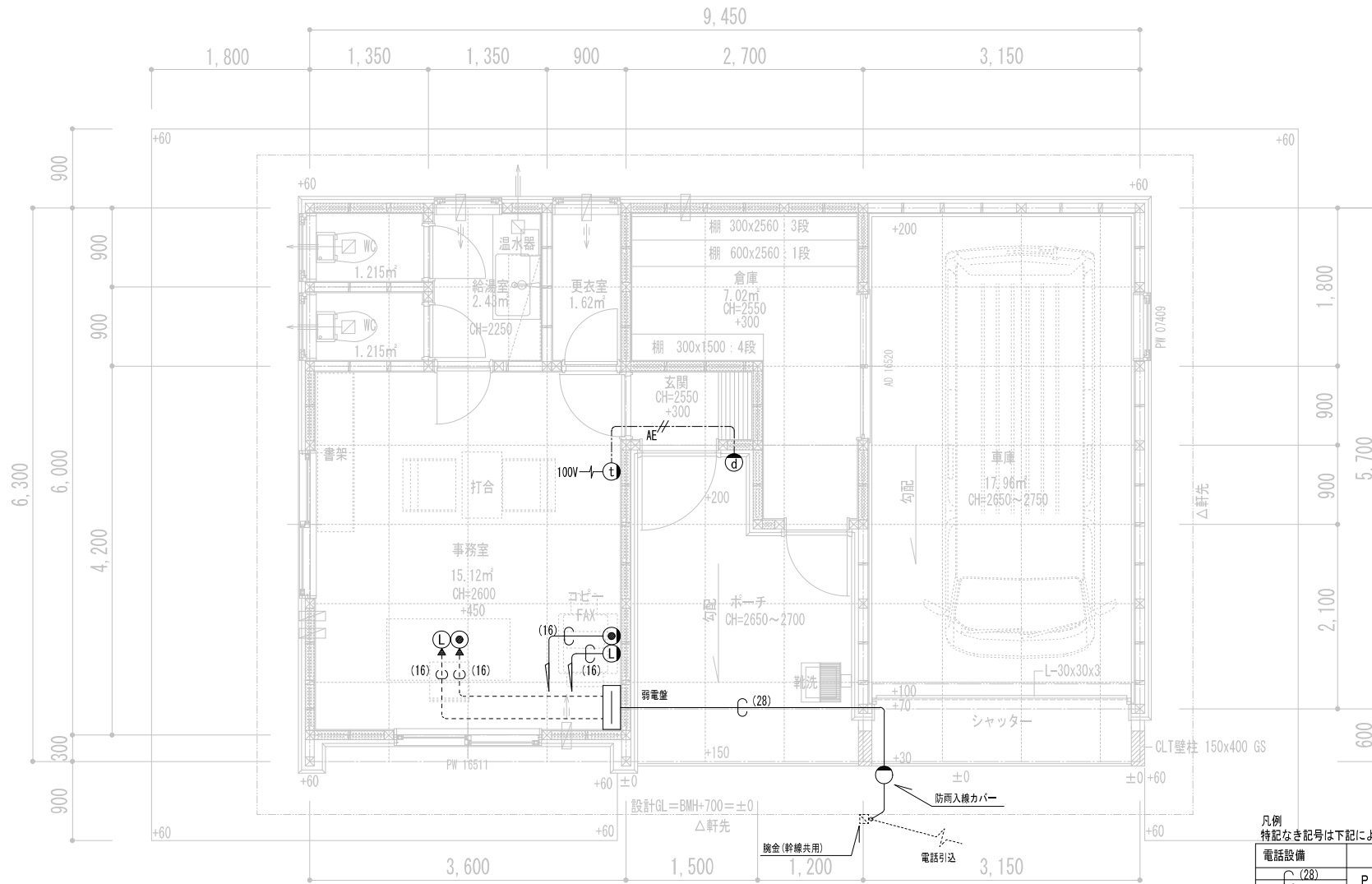
凡例
特記なき記号は下記による 保護管

---	EM-EFF2.0-2C	(16)
---	EM-EFF2.0-3C	(22)
---	EM-IE5.5	(16)
---	EM-OET14	(28)
---	EM-EFF2.0-3C 打込	(22)

間仕切内配線はPF管で保護する。

	電灯分電盤 樹脂製 太陽光発電システム対応
	電源切替ユニット 樹脂製 ※太陽光設備
	引込開閉器盤 計量器ハブ付 屋外防雨型鋼板製
	埋込コンセント 2P15A X 1
	埋込コンセント 2P15A X 2
	埋込コンセント 接地2P15A X 1 ET付
	埋込コンセント 接地2P15A X 2 ET付
	埋込コンセント 接地2P15A X 1
	埋込コンセント 接地2P15A X 2
	防水コンセント 2P15A X 2
	マスプレート 機器接続用
	707-コンセント 接地2P15A X 1 (DUM7001MH相当品)
配線器具は 大角運用型+新金プレートとする	





1F平面図 S=1/50

電話スペース 10P
LANスペース
弱電盤
500 X 500 X 120

凡例
特記なき記号は下記による

電話設備	
(28)	PF28 導入線
(16)	PF16 導入線
●	電話用 / スプレット
▲	707-コネクタ(電話線引出用)
情報設備	
(16)	PF16 導入線
●	LAN用 / スプレット
▲	707-コネクタ(LANケーブル引出用)
その他設備	
AE	EM-AE0.9-2 保護管(PF16)間仕切り内
d	カメラ付きドアホン
t	インターホン親機

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事
図面名 弱電設備図

図番 TU-E06
縮尺 1/50
年月日 R04.09.30

承認
担当

電気
06

太陽光発電設備工事 特記仕様書

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、太陽光発電電気設備工事における
系統系用太陽光発電システムについて適用する。

1.2 適用規格・仕様等

本工事の設計・施工に当たっては、下記の法令・規格等に基づくものとする。

- (1) 労働基準法 (8) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 労働安全衛生法 (9) 日本電気工業規格 (JICB)
- (3) 電気事業法 (10) 日本電気工業規格 (JEM)
- (4) 電気設備技術基準 (11) 日本電気規格調査会標準規格 (JELC)
- (5) 電気工事士法 (12) 内線規程
- (6) 消防関係法規 (13) 系統連系規程
- (7) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン

1.3 保証条件

竣工後1年以内に設計もしくは製作不良、その他工事者の責任に帰すべき不都合が
発生した場合は、速やかにこれを無償で修理、又は、良品と交換するものとする。

2. システム概要

2.1 設備の概要

名称	太陽光発電設備工事
連系する電力系統	低圧連系
発電設備の種類	太陽電池発電所
設備容量	太陽電池容量 5 kW相当 パワーコンディショナ容量 5.5 kW相当 リチウムイオン蓄電池容量 1.1、2 kWh

2.2 システム構成

本システムは、太陽電池モジュール、太陽電池架台、系統系保護機能を備えた
パワーコンディショナ、バッテリーボックス（リチウムイオン蓄電池内蔵）、
電力切替ユニット特定負荷ブレーカ付、計測装置より構成する。

- 太陽電池は太陽からの日射を受けることで直流電力を発生。
- パワーコンディショナは、この直流電力を並列する商用電源の電圧、周波数、
位相と同期した交流電力に変換し、電力会社電力系統に供給する。
- 系統保護装置により、パワーコンディショナ及び系統の異常には連系を遮断する。
- 平常時は商用電源から蓄電池への充電が可能とする。
- 非常時は太陽電池モジュールとパワーコンディショナが連携しバックアップ回路へ
電力供給する。また曇天に太陽光発電による発電電力が生じた場合、蓄電池に充電し
後発等に再利用が可能とする。
- 運転リータ等は計測装置により収集する。

2.3 運転方式

- 連系運転
太陽光発電により得られた直流電力を交流電力に変換し、その電力は負荷電力に使用する。
また、太陽光発電の不足分を蓄電池で補い、下記のモードによりその動作を変更することが
可能。
○タイマー優先モード
あらかじめタイマー設定された時間帯に蓄電池への充電、蓄電池からの放電を行う。
充電時、太陽光発電による不足分は系統から補う。放電時、太陽光発電による放電量不足分
は蓄電池から補う。
○連続放電モード
太陽光発電の余剰分で蓄電池に充電し、太陽光発電の不足時に蓄電池の放電により電力不足
を補う。
○常電圧モード
常に蓄電池が満充電になるまで充電し、停電に備えた状態を保持する。
- 自立運転
停電時は系統電源から切断し、自立運転により太陽光発電と蓄電池からバックアップ回路へ
電力供給を行う。
復旧にあたっては手動で切替を行うこととする。（自動復帰も可能）

2.4 系統連系保護機能

本システムにおける連系保護機能装置は、電気設備技術基準に沿って設置するものとする。
電気設備技術基準解釈による保護継電器の種類・保出場所を表-1に示す。

表-1

保護継電器の種類	保出場所
(1) 過電圧継電器 (OVR)	インバータ出力点など 低圧回路の保出可能な 場所
(2) 不足電圧継電器 (UVR)	
(3) 周波数上昇継電器 (OFR)	
(4) 周波数低下継電器 (ULFR)	
(5) 単相運転検出継電器 (単動・能動)	
(6) 逆電力継電器 (RPR)	

2.5 納入機器範囲

納入機器は表-2に示す通りとする。

表-2

NO	機器名	仕 様	数 量	備 考
1.	太陽電池モジュール	※1	15枚	
2.	太陽電池架台	横置	1式	
3.	パワーコンディショナ (ベース含む)	屋内/約6.5kW	1台	
4.	リモコン設定器	屋内	1台	
5.	接続箱	屋内/壁掛	1台	
6.	バッテリーボックス (1.1、2)	屋内1.1、2kWh	1台	
7.	電力切替ユニット特定負荷ブレーカ付	屋内	1台	
8.	小型計測装置	屋内	1式	
9.	気象情報交換装置	屋内	1台	
10.	日時計	屋外	1台	
11.	気道計	測温絶縁体	1台	

※1 単結晶シリコン太陽電池

3. 機器仕様

3.1 太陽電池モジュール

種類	単結晶シリコン太陽電池
容量	375W
外形寸法	図面参照
出力特性	表-3参照

太陽電池モジュール電気出力特性表 (参考値)

項 目	単 位	特 性 値
最大出力	P _m	W 375.0
最大出力動作電圧	V _{p,m}	V 34.8
最大出力動作電流	I _{p,m}	A 10.94
開放電圧	V _{oc}	V 41.0
短 路 電 流	I _{sc}	A 11.61

条件 : AM1.5 全天日射基準太陽光
: 放射強度 1000W/m² モジュール温度 25℃

3.2 太陽電池架台

構造	積層型に適合する構造とする
外形寸法	別添図面を参照
材質	一般構造用鋼 防錆処理メッキ防錆品とする (高防食性メッキ鋼板も含む)
強度	関係法規に基づき必要な強度を有するものとする。

3.3 パワーコンディショナ (ベース含む)

蓄電池入出力	
定格入力電圧	: DC93.6V
定格入出力電力	: 3.0kW (充電時) 4.0kW (放電時)
太陽電池入力	
使用入力電圧範囲	: DC70~420V
定格入力電力	: 1.6kW (1入力あたり)
系統系出力	
定格出力電圧	: 単相2線 (接続方式 単相3線) AC200V 50/60Hz
定格出力有効電力	: 0.9kW (力率0.95時) 5.5kW (力率1.00時)
定格出力最大電力	: 0.79kVA (力率0.95時) 5.5kVA (力率1.00時)
自立出力	
定格出力電圧	: 単相3線AC101V/202V 50/60Hz
定格出力最大電力	: 3.0kVA

その他
使用周囲温度 : -20℃~+40℃
保護等級 : IP44相当
運転音 : 45dB以下
設置場所 : 屋内/壁掛 (自立)
質量 : 約110kg (本体: 約60kg・ベースメイン: 約50kg)
強度 : アンカーボルトは「商品仕様書、施工説明書の指定方法に準じ」
耐震計算を実施し決定すること。
※建築物の2階以上の場所に設置する場合は、アンカーボルト固定の他に
別売の転倒防止金具を使用し壁面にも固定して下さい。(壁支持自立)

3.4 リモコン設定器

定格電圧	: DC12V
消費電力	: 2W以下
使用周囲温度	: -10℃~+40℃
設置場所	: 屋内 (壁掛)
質量	: 280g

3.5 接続箱

回路数	: 入力回路
接続数	: 入力回路出力回路用開閉器
外形寸法	: 別添図面を参照
設置場所	: 屋内/壁掛 (壁掛)

3.6 バッテリーボックス (1.1、2)

内蔵蓄電池	: リチウムイオン蓄電池
使用容量	: 1.1、2kWh
使用周囲温度	: 0℃~+40℃、-10℃~+40℃ (ヒーターユニット使用時)
設置場所	: 屋内 (自立)
質量	: 約225kg (本体: 約85kg・蓄電池群: 約140kg)
強度	: アンカーボルトは耐震計算を実施し決定すること。 ※建築物の2階以上の場所に設置する場合は、アンカーボルト固定の他に 別売の転倒防止金具を使用し壁面にも固定して下さい。(壁支持自立) ※床材 (壁掛時) と蓄電池群は別として積重ねし取り扱ってください。

3.7 電力切替ユニット特定負荷ブレーカ付

定格電圧	: 単相3線 AC100/200V 50/60Hz
定格電流	: 30A
設置場所	: 屋内 (壁掛け)
質量	: 約9.6kg

3.8 小型計測装置

使用規格	: DataCube4、他一式
入力電圧	: DC12V±10%
消費電力	: 10W未満
周囲条件	: 温度-10℃~60℃、湿度85RH以下 (結露なきこと)
設置場所	: 屋内

3.9 気象情報交換装置

定格入力電圧	: AC100/200V
気道計用	: 抵抗/電圧変換
日時計用	: 電圧/電圧変換
送信出力	: RS485
外形寸法	: 別添図面を参照
設置場所	: 屋内
周囲条件	: 周囲温度 -10℃~40℃

3.10 日時計

対象	積層日時計
計測精度	: ISO Second Class 相当とする。
外形寸法	: 別添図面を参照
設置場所	: 屋外

3.11 気道計

種類	測温抵抗体
センサー	Pt100Ω (-40℃~+60℃)
精度	A級 JISによる。
外形寸法	: 別添図面を参照
設置場所	: 太陽電池架台付近に設置

4. 工事範囲

4.1 機器取付工事

- 太陽電池架台取付工事
 - 納入機器取付工事
- ※架台に設置されない機器の取付は電気工事

4.2 電気工事

- 受電盤までの配管配線工事<連系系から分電盤側> (電気工事)
- 基礎工事 (建築工事)

5. 試運転・完成検査

5.1 モジュール出力検査

- 各モジュールの試験成績表の出力値がJISに適合していること。
- 出力の合計値が3.1に示す容量の合計値以上であること。

- 下表の項目については試運転・検査・測定を行うこと。
ただし、太陽電池の工場立検査は実施しない。

項目	太陽電池	接続箱	PO-37-21	バッテリーボックス	配線ケーブル	計測システム
外觀検査	○	○	○	○	○	○
絶縁抵抗測定	○ 注1	○ 注1	○ 注1		○	
絶縁耐圧	○ 注1	○ 注1	○ 注1			
保護装置特性			○ 注1			
システム動作			○			○
出力測定	○ 注1		○ 注1			

注1) 接地検査又は工場検査のいずれれか可。

凡例

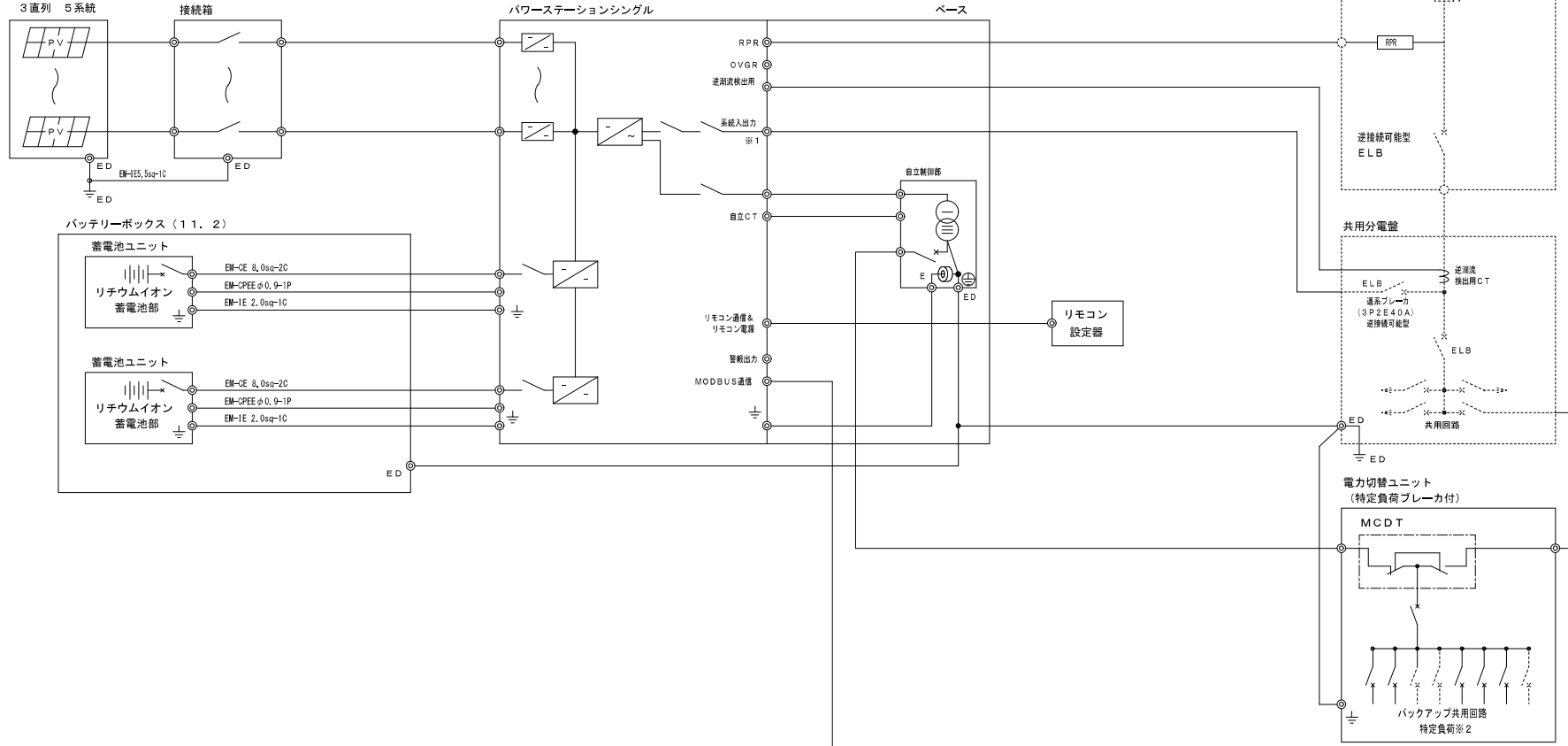
- 太陽光工事 (架台に設置されない機器の取付は電気工事)
- 電気工事
- 太陽光工事
- 電気工事 (接地工事は電気工事)

※1: 蓄電システムの系統電源として、発電機等の出力を接続することは禁止としています。
 ※2: 特定負荷として接続するLED照明は、照明器具の定格消費電力合計を、6 kW程度までとさせていただきます。

・連系ブレーカ、逆潮流CTの位置は当該位置固定
 ・逆潮流CTを接続する電線サイズは150mm²以下、定格電流225A。

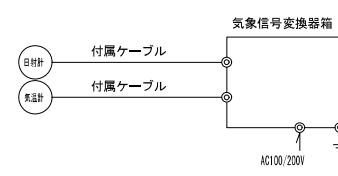
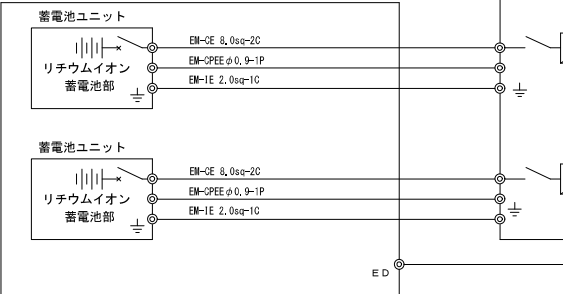
太陽電池モジュール

375W 15枚
 3直列 5系統



単相3線式 210/105V 50Hz/60Hz

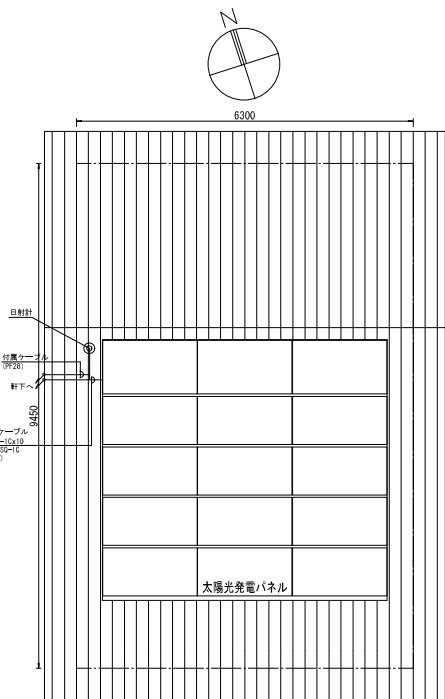
バッテリーボックス (11.2)



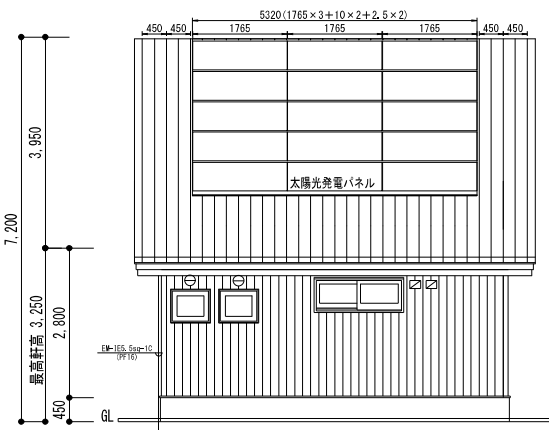
* 太陽電池モジュール—接続箱間、接続箱—パワーコンディショナ間のケーブル長の合計は最大80m (太陽電池モジュール—接続箱間のケーブル長により短くなります。)

備考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事	図番 TU-S0L12	承認	電気 08
		チカラ総合設計株式会社	図面名 太陽光発電設備 システム系統図	縮尺	年月日 R04.09.30	担当	

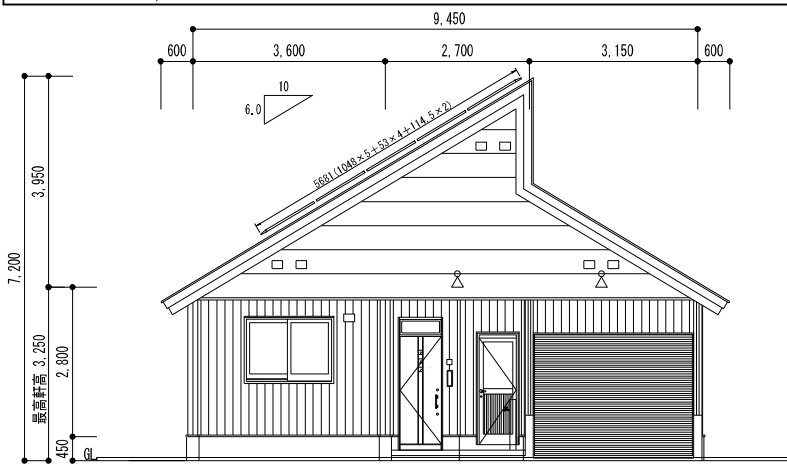
<p>太陽電池モジュール (参考図)</p> <p>仕様 種類 単結晶シリコン太陽電池 最大出力 0.75kW 質量 21.0kg</p>	<p>パワーコンディショニングレギュレーター (参考図)</p> <p>仕様 種類 パワーコンディショニングレギュレーター 質量 約110kg 設置条件 2.5Y×1.1 材質 鋼板</p> <p>アンカーボルトは別途計算を要し決定すること。</p>	<p>バッテリーボックス (1.1, 2) (参考図)</p> <p>仕様 種類 バッテリーボックス (1.1, 2) 質量 約25kg 設置条件 2.5Y×1.1 材質 鋼板</p> <p>アンカーボルトは別途計算を要し決定すること。</p>	<p>接続箱 (参考図)</p> <p>仕様 質量 2.1kg 色 10YR5/2.5 材質 合成樹脂製</p>
<p>電力計ユニット (参考図)</p> <p>仕様 質量 約5.0kg 材質 合成樹脂製</p>	<p>小型制御盤 (参考図)</p> <p>仕様 質量 約5.0kg 材質 合成樹脂製</p>	<p>気象伝送受信機 (参考図)</p> <p>仕様 質量 約2.0kg 材質 鋼板</p>	<p>目録計 (参考図)</p> <p>仕様 質量 200g</p>
<p>気流計 (参考図)</p> <p>仕様 質量 0.7kg</p>			



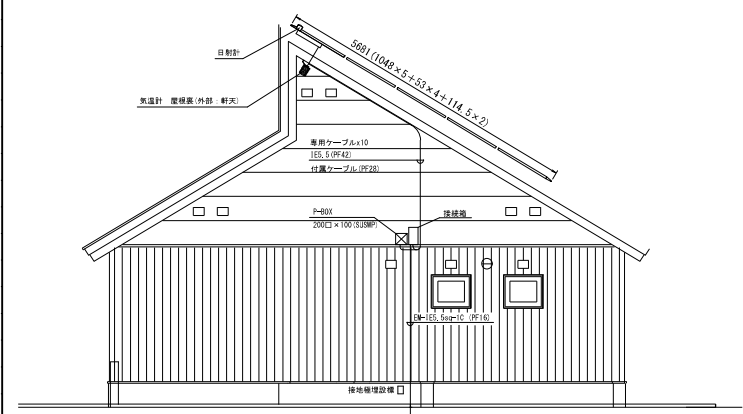
屋根伏図 S=1/100



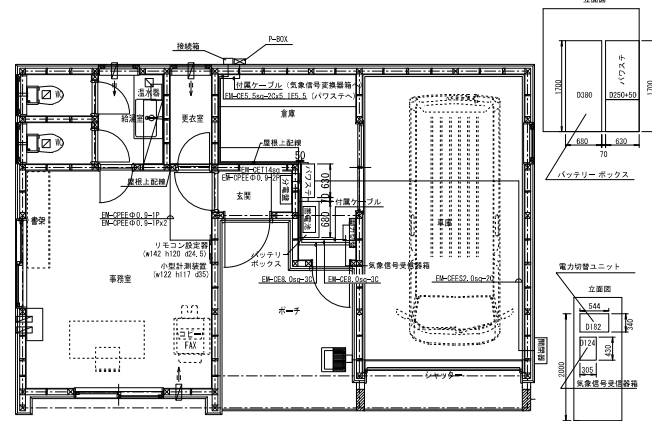
南立面図 S=1/100



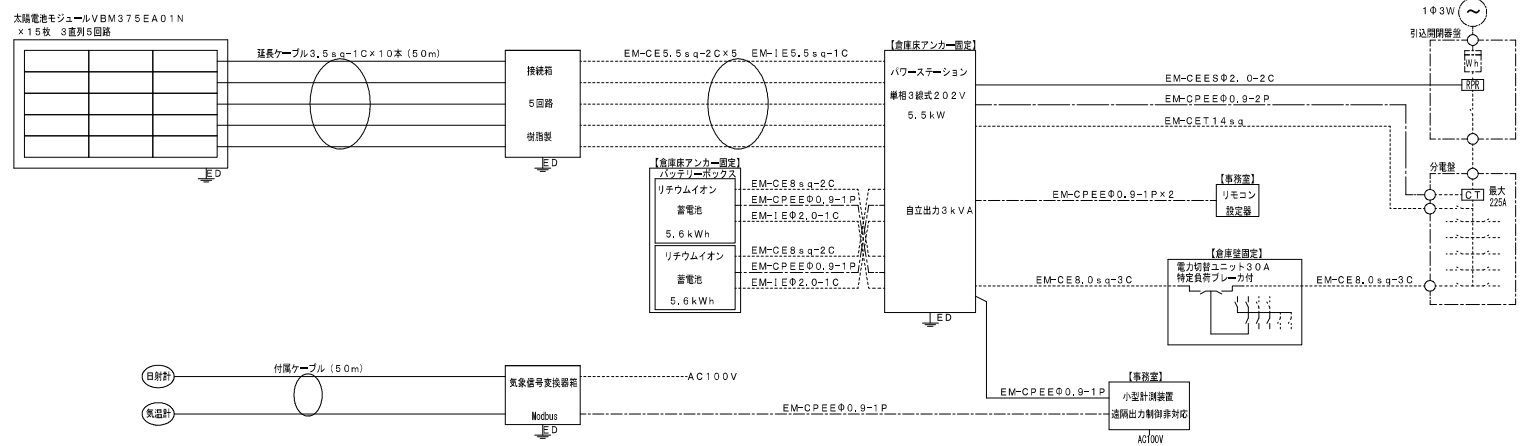
東立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100

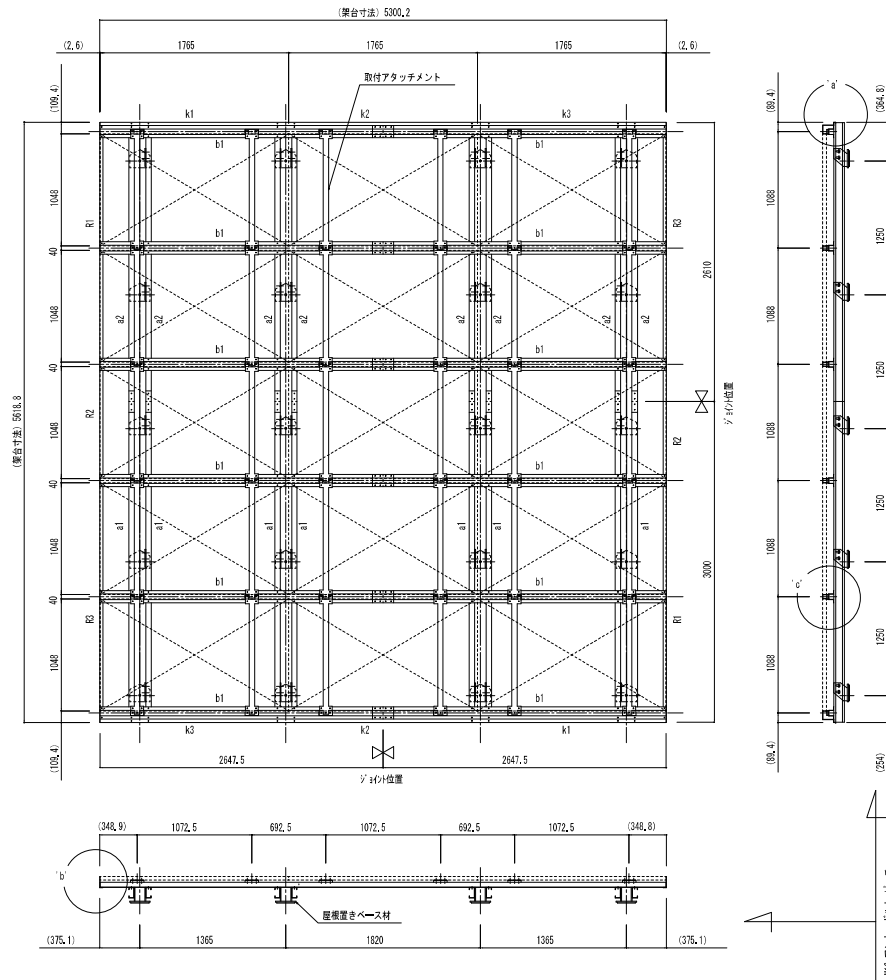


平面図 S=1/100



単線結線図

【主要機器】	(PV5.625kW・蓄電池11.2kWh)
太陽電池モジュール	・単結晶375W VBM375EA01N x15枚=5.625kW
延長ケーブル	・3.5sq-1Cx10本 50m x5組
増結箱	・5回路 樹脂製 VBCD3005K x1台
P-BOX	・樹脂製FRP10-22 x1台
単層型システム	・XLJSK11BBK x1セット
パワーステーション	・単相3線式 202V 5.5kW x1台
蓄電池	・リチウムイオン蓄電池 5.6kWh x2台=11.2kWh
バッテリーボックス	・銅板製 リチウムイオン蓄電池上下2台収納
付属品	・電力制御ユニット 逆潮流用CT リモコン設定等
計測表示	・小型計測装置 (DataLabel: 送開出力制御非対応) 目録計 気温計 気象信号変換器箱
屋根置き型架台	・5段3列 2AM鋼板製 周面化粧カバー
架台用アンカーボルト	・設置工事



部材リスト

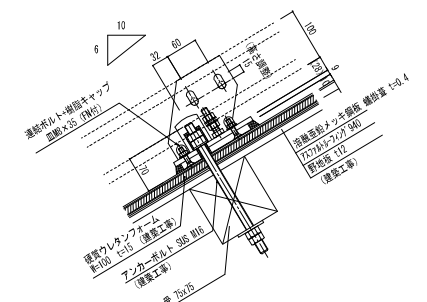
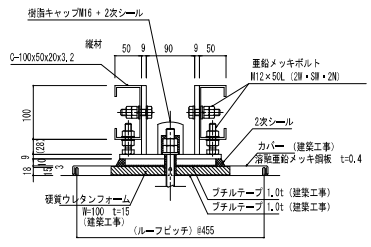
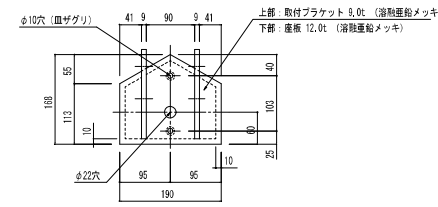
記号	数量	形状	長さ
a1	8	□ 100x50x20x3.2	3000
a1	8	□ 100x50x20x3.2	2610
b1	12	□ 54x50x3x3.2	2647
k1	2	□ 30x80x102x30x2.3	1765
k2	2	□ 30x80x102x30x2.3	1765
k3	2	□ 30x80x102x30x2.3	1765
R1	2	L 104x30x2.3	2261
R2	2	L 104x30x2.3	1088
R3	2	L 104x30x2.3	2261

架台仕様

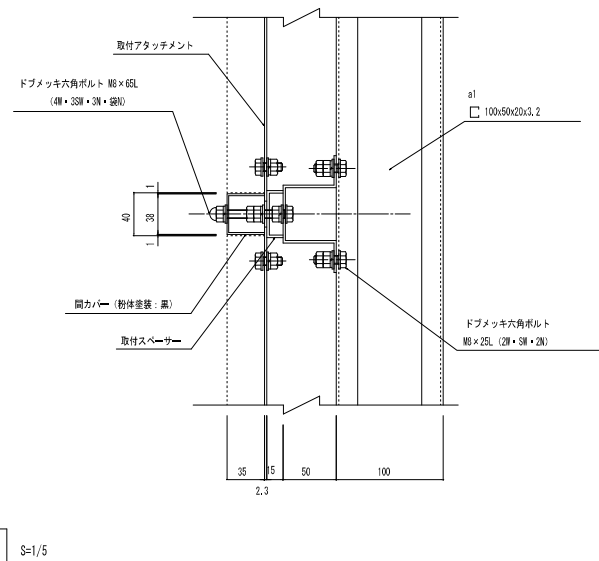
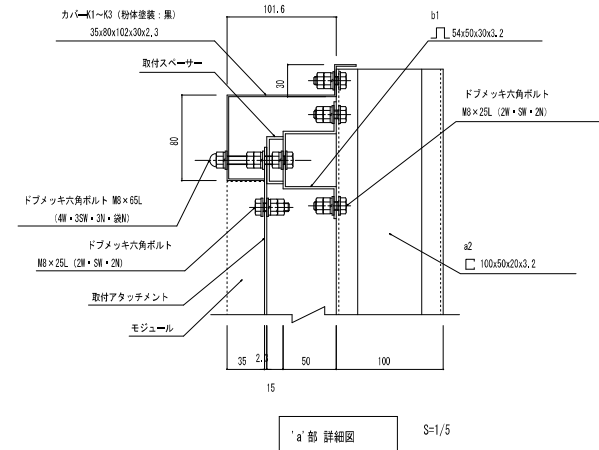
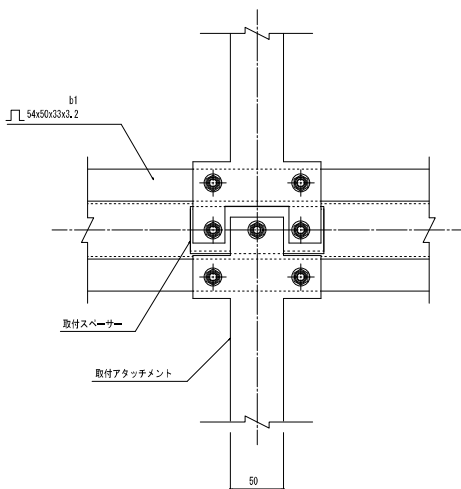
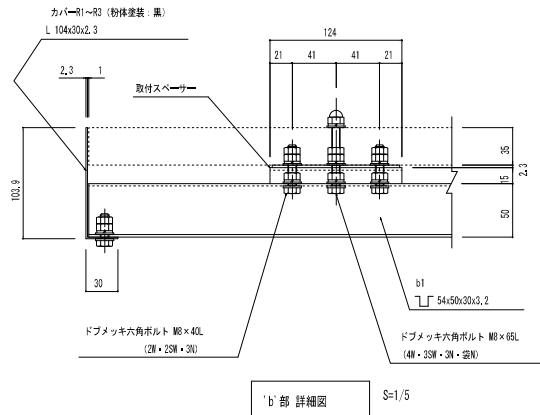
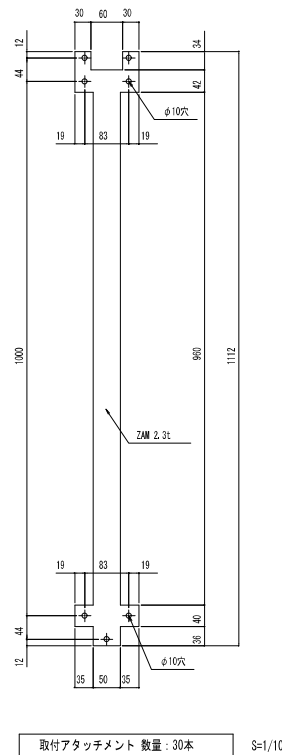
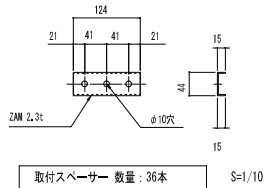
設置モジュール容量	: 5,625 kW
取り付けパネル枚数	: 15枚
モジュール型式	: VM775E401N
パナソニック株式会社	
架台材質	: ZAM鋼板
	: 構造用溶融亜鉛-70ミクロン/ガルバリウム合金めっき
上下カバー材質	: ZAM鋼板
	: 表面仕上 見掛部のみ粉体塗装 色: 黒
取付ボルト	: 溶融亜鉛メッキボルト

架台重量 (1アレイ分の重量を示します。)

太陽光モジュール	: 21.0kg/枚
15 × 21	= 315 kg
架台	: 700 kg (ボルト除く)
合計	: 1075 kg



屋根置きベース材 納まり詳細図 S=1/10
20ヶ所設置



根創西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事

工事特記仕様書 (その1)

I 工事概要

1. 工事場所 阿寒郡鶴居村鶴井西4丁目76-1の内

2. 建物概要

名称	構造種別	数量	単位	備考(工事内容)
○ 事務所	木造	1	棟	
○				
○				
○				
○				
○				

※上記●は、建設リサイクル法の対象範囲を示す。

3. 工事項目

※種目は●印を付したものを適用する。

名称	新設	改修	備考
空気調和設備工事	●一式	○一式	
換気	●一式	○一式	
排煙	○一式	○一式	
給油	○一式	○一式	
自動制御	○一式	○一式	
給水	●一式	○一式	
排水	●一式	○一式	
給湯	●一式	○一式	
衛生器具	●一式	○一式	
消火	○一式	○一式	
ガス漏れ警報	○一式	○一式	
厨房機器	○一式	○一式	
グラウンド散水	○一式	○一式	

4. 施工区分

※該当は●印とする。

項目	工種	建築	電気	換気	衛生	備考
全体の設備配管用のスリーブ箱等及びモルタル等の充填			○	○	●	
上記の補強		●				
設備機器用天井・壁・床下地の開口及び開口補強		●				吹出口、吸込口、ファン等
設備機器用天井・壁・床土上材の切込			○	●	○	
設備用天井、床点検口		●				補強は建築
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備用機械基礎		○	○	○	○	
ルーフドレイン排水金物及び配管					○	
換気扇用取付枠		○	○	○		
同上 防雪フード		○	○			
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		○		

5. 指定部分工事

(1) 工事範囲 ()
 (2) 指定工期 契約日より 平成 年 月 日まで

6. 別途工事

II 工事仕様

1. 共通仕様 図面およびこの特記仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)同標準図(令和4年版)による。
 電気設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、標準仕様書(電気設備工事編)(建築工事編)を適用する。
 2. その他 (注) 特記事項は●印を付したものを適用する。●印のない場合は○印を適用する。

●一般共通事項	土工事	(1)管周囲の保護 (2)埋戻し土 (3)砂利地業 (4)建設発生土等の処理 ○場外搬出(約 km 捨て場所) 捨て土均し(○有り ○無し) *構内敷均し ○構内指示の場所に堆積	*山砂の種類 ○良質土 ○その他 *掘削土の良質土 ○山砂の種類 *再生クラヤラン ○切込砕石 粒径 0~40mm程度 砂利地業の厚さ *60mm ○ mm
	断熱材	特定フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと	

① 空気調和設備

主要熱源機器及び付属機器

ばい煙濃度計
煤じん量測定口
放熱器

●

空

気

調

和

設

備

② 換気・排煙設備

方式 ○全空気 ○空気水 ○全水 ●冷媒式
 ○蒸気暖房 ○温水暖房 ○温風暖房
 熱源 ○蒸気 ○温水 ○冷水 ○冷温水 ●電気 ○ガス その他 ()
 図内機器表による。容量等の表示、機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は、原則として表示された数値以上とする。
 ○設けない ○設ける
 ○設けない ○設ける (煙道直線部に100φ以上の盲フランジ付とする。)
 種別 ○鋳鉄製放熱器 ○パネルヒーター ○ファンコイルユニット ○ヒートポンプユニット
 ○ファンコンベクター ○ユニットヒーター ○パッケージエアコン ○FF暖房機
 ○電気ヒーター ○遠赤外線暖房機
 ○その他 ()

③ 給油設備

地下貯油槽 イ、基礎杭 ○要 ○不要 ○本工事 ○別途工事
 ロ、タンク室 ○要 ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク
 遠隔式油量指示計 ○設けない ○次により設ける
 a) 取付方法 ○専用蓋 ○油槽室内 ○その他 ()
 b) 指示ユニット、製造者標準型とし図示による。
 地上タンク ○市販品 ○製作 (板厚 mm)
 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」
 によるほか所轄消防署が承認したもの。
 防油堤 ○本工事 ○別途工事
 オイルサーピスタック イ、給油ポンプ ○設ける ○設けない
 ロ、汲油ポンプ ○設ける ○設けない

4. 自動制御設備

イ、制御方式 ○電気式 ○電子式 ○デジタル式
 ロ、計測範囲 ○温度 ○湿度 ○その他 ()
 ハ、計測箇所 図示による。
 ニ、計測機器 図内機器表による。
 ホ、低圧屋内配線に該当する配線は標準仕様書(電気設備工事編)による。

5. 風道

イ、方式 ○低速 ○高速 ○その他 ()
 ロ、工法 ○アングルフランジ ○コーナーボルト(○共板 ○スライド)
 ハ、種別 ○鉄板 ()
 ○スパイラルダクト ()
 ○ビニル管 ()
 ○その他 ()

6. 吸出口・吸込口

材質 ○鋼板製 ○アルミニウム製 ○その他 ()

7. 防雪フード

イ、材質 ステンレス鋼板製 (OSUS430 OSUS304) ○その他 ()

8. 排気フード

ロ、板厚 () m/m
 ハ、幕板 本工事 (ステンレス鋼板製OSUS430 OSUS304 m/m) ○別途工事

9. セルフフード

材質 ●ステンレス製 ○アルミニウム製 ○その他 ()

① 給水方式

●水道直結方式 ○受水槽方式 ○高置タンク方式 (○上水 ○井水) ○圧力タンク方式 (○上水 ○井水) ○インバーター方式

② 屋外配管

イ、本管施工内容 ○既設配水管 ●配水管新設 (○負担金 ●専用) ○布設替

③ 量水器

●借受品 ○新品購入 (水道管理者指定品)
 量水器別 ○水道管理者指定品 ○図内規格品

① 排水方式

●自然流下 ○強制排水

② 排水樹

イ、インバート樹 ○角型○丸型○市販コンクリート管○現場打●埋込樹 [蓋●埋込○T20T8] ○その他 () 市・町・村・型)
 ロ、ため樹 ○角型○丸型○市販コンクリート管○現場打○埋込樹 [蓋○埋込○T20T8] ○その他 () 市・町・村・型)
 ハ、蓋 ○鋼鉄製 (○耐重 ○重量 ○軽量) ○コンクリート製 ○その他 () 市・町・村・型)

●給湯

① 給湯方式

○給湯ボイラー ○暖房併設 ○熱交換器 ○貯湯タンク
 ○ガス湯沸器 (○貯湯式 ○瞬間式) ●電気湯沸器 ○その他 ()

●衛生器具

① 衛生器具及び付属機器

●図内器具表による。

2. その他

○その他 ()

○ガス設備

1. 種類

○都市ガス ○液化石油ガス ○その他 ()

2. 機器

図内機器表による。

3. 施工

都市ガス………ガス事業者の責任施工とする。
 液化石油ガス……標準仕様書第6編第3章による。
 その他のガス……高圧ガス保安法の規定に基く。

4. ガス漏れ警報設備

○有 ○無

1. 配管材料

Table with columns for pipe types (工種) and construction areas (施工区分). Rows include various pipe materials like galvanized steel, stainless steel, and plastic pipes.

※該当項目に●印をつける、2列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする。

- * 弁類 特記部分、水道直圧及び高置タンクまで10kgf/cm2、他は5kgf/cm2とする。
* 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。

2. 保温 標準仕様書第2編3. 1. 4及び5のうち保温材及び外装材は次にによる。

- イ. 配管 保温材 ●グラスウール ○ロックウール ●ポリスチレンフォーム
外装材 イ) 屋内露出 ○綿布 ○アルミガラスクロス ●その他
ロ) 機械室・倉庫 ○アルミガラスクロス ○綿布 ○その他
ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 ●アルミガラスクロス ○その他

- ロ. ダクト 保温材 ●グラスウール ○ロックウール板 1号 2号 ●ロックウール帯 1号 ○その他

- 外装材 イ) 屋内露出 ○綿布 ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○アルミガラスクロス ○その他
ロ) 機械室・倉庫 ○アルミガラスクロス ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○綿布 ○その他
ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 ●アルミガラスクロス ○その他
ニ) 入気ダクト及び外壁より1.5m以内の排気ダクト ○アルミガラスクロス ○その他

- ハ. 機器類 ○冷水水ヘッダー○冷水ヘッダー○冷水タンク○冷水タンク ○蒸気ヘッダー○温水ヘッダー○熱交換器○温水タンク○膨張タンク

保温材 ○グラスウール ○ロックウール ○その他

外装材 ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○その他

ニ 冷媒 被覆鋼管

Table with columns for pipe diameter (外径) and insulation thickness (被覆厚).

ホ. 煙道 排気筒

保温材 ○ロックウール ○その他
外装材 ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○その他

3. 塗装・防食

イ. 保温外装…露出 調合ペイント 但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。
ロ. 裸管 ●調合ペイント ○アルミニウムペイント
蒸気管露出は、アルミニウムペイント 隠ぺいは、さび止めペイント
ハ. 支持金物及び架台類 ○調合ペイント ○アルミニウムペイント
ニ. 埋設 ○ペトラタム系防食テープ (○土中 ○コンクリート内)

4. 配管洗浄

○冷温水管 ○冷却水管 ●給水管 ○給湯管
高周波洗浄もしくは同等以上の方法による。
水道法に準じて消毒を行い水質試験報告書を提出する事。

5. 地中埋設標

Table for ground marking (地中埋設標) with columns for pipe type and depth. Includes a sub-table for marking methods.

6. 耐震措置

機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取り付け支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて建築設備耐震設計施工指針 (国土交通省住宅局建築指導課監修1997年版)による。

7. 総合調整項目

○ 風量調整 ● 水量調整 ○ 室内外空気の温度 ○ 室内外空気の湿度
○ 室内気流及びじんあいの測定 ○ 騒音の測定
総合調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定表を提出する。
測定表には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。

- 1. 穴埋補修
2. 吊ボルト
3. スリーブ
4. コルゲド強度
5. 断熱化シート
6. 研り
7. その他

穴埋補修は無収縮モルタルで補修する

ピット内及び床下は被覆全ネジ又は丸鋼とし9φ以上とする。

貫通部分は紙製又は木材を使用し、外壁の地中部分等水密を要する部分はつば付き鋼管を使用する。

機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

Table for concrete strength and reinforcement (コンクリート強度、鉄筋) with columns for strength and reinforcement type.

Table for reinforcement types (鉄筋種別) and reinforcement details (補強筋).

断熱材使用箇所におけるインサートは、断熱インサートとする。

既設のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
口径は、原則として管の外径 (保温されるものにあつては保温厚さを含む) より20mm程度大きなものとする。

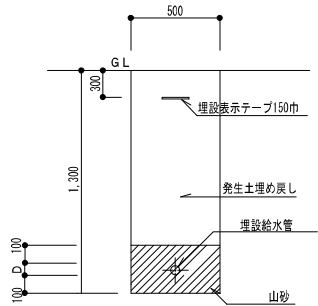
本工事における工事監理業務委託の有無 *無し...○有り...

メーカーリスト

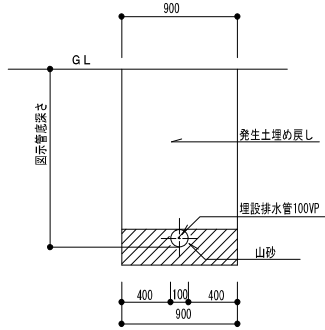
Table for equipment list (機器名) with columns for name, specification, and manufacturer.



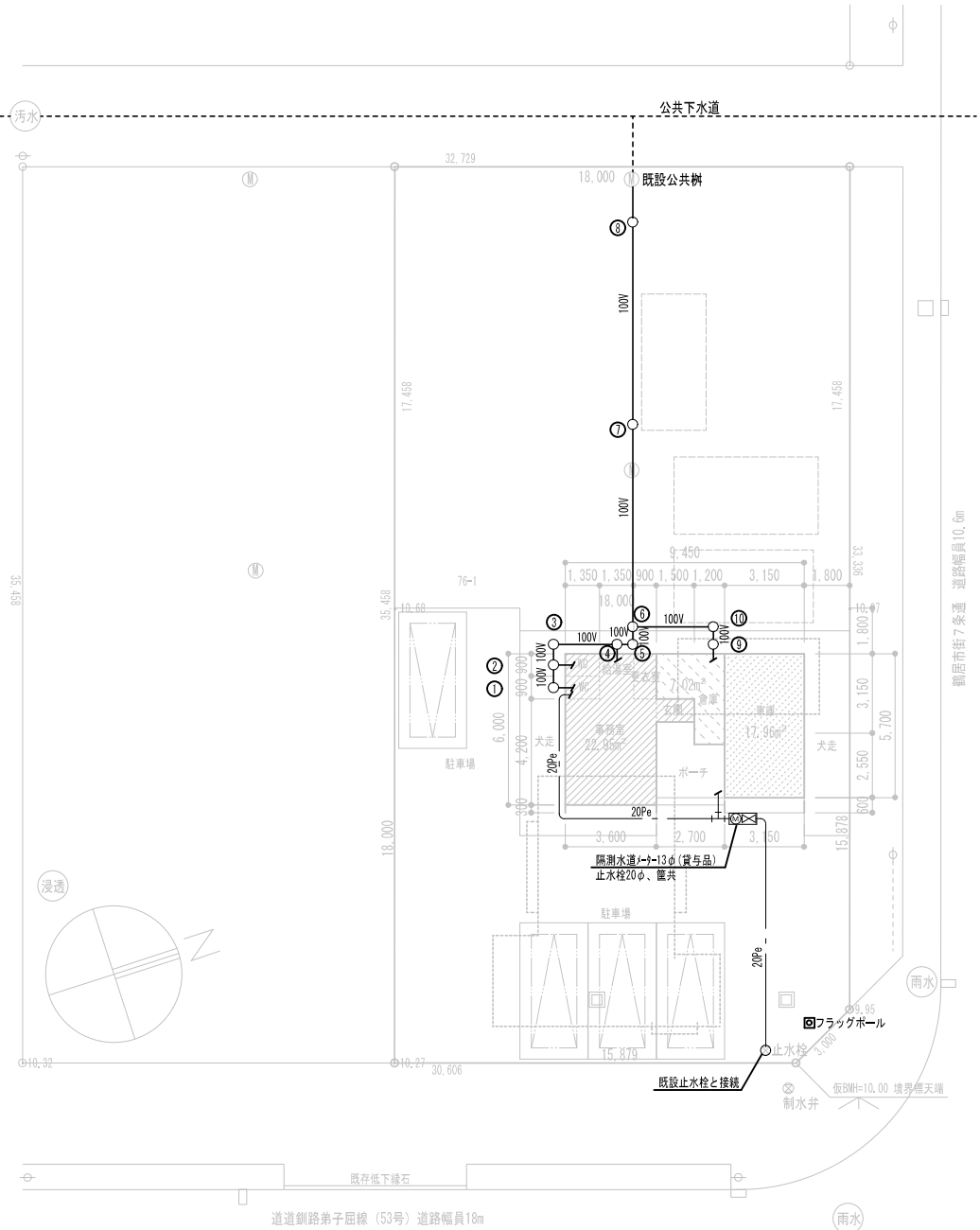
樹一覽表					
記号	樹名称	樹径・形状	管底高	蓋種類	備考
1	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	710H	塩ビ蓋	
2	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LT	740H	塩ビ蓋	
3	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	765H	塩ビ蓋	
4	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LT	855H	塩ビ蓋	
5	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	925H	塩ビ蓋	
6	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LT	955H	塩ビ蓋	
7	塩ビ製汚水樹	150φ×100 ST	1210H	塩ビ蓋	
8	塩ビ製汚水樹	150φ×100 ST	1465H	塩ビ蓋	
9	塩ビ製汚水樹	150φ×100 ST	895H	塩ビ蓋	
10	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	925H	塩ビ蓋	
	既設公設樹		1525H		



埋設給水管掘削断面図 S=1/30



埋設排水管掘削断面図 S=1/30



配置図 S=1/200

備考	
----	--



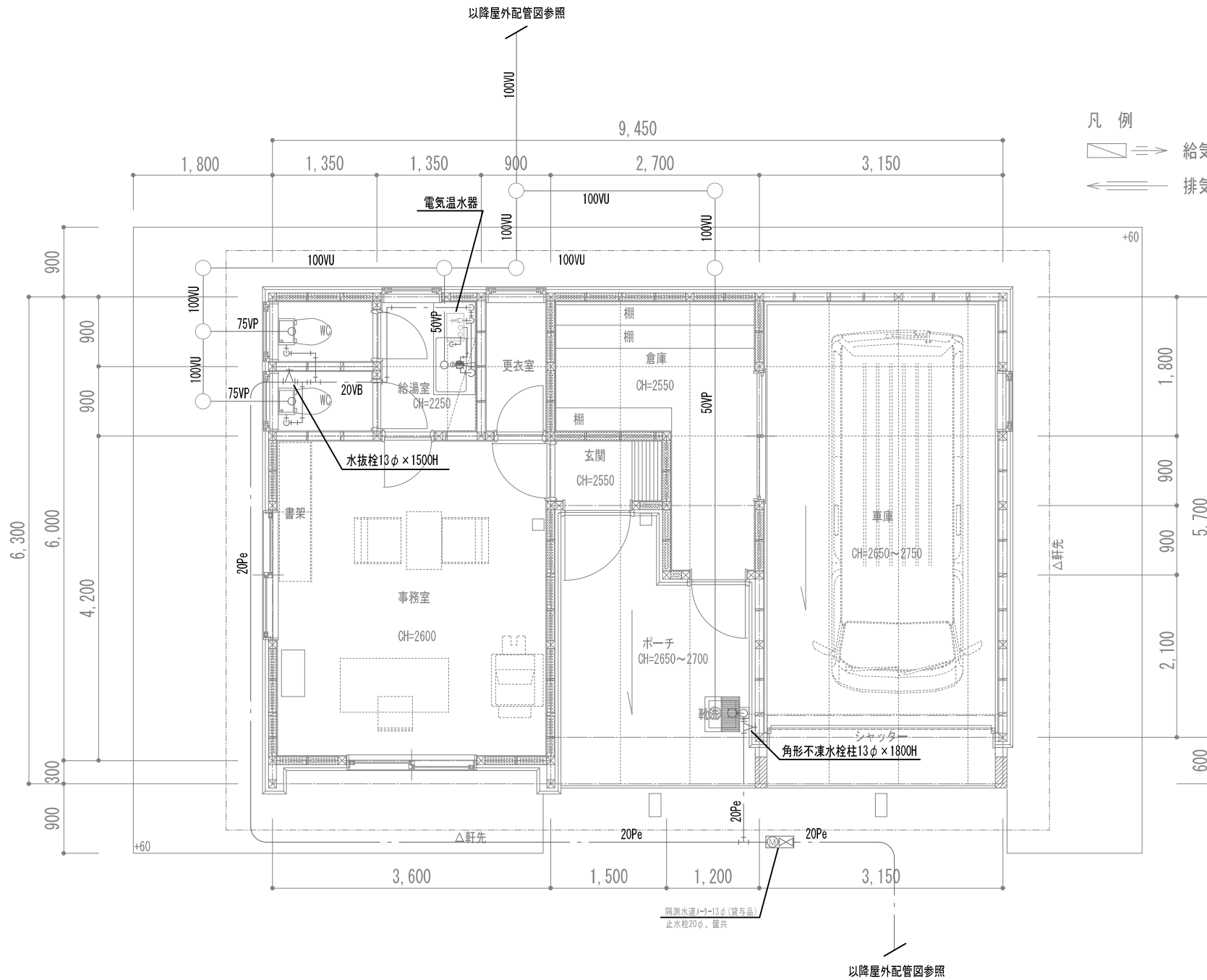
チカラ総合設計株式会社
1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
建設大臣登録 177664号
若木 隆志

1級建築士
建設大臣登録 177664号
若木 隆志

工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事設計業務
図面名	衛生設備 屋外配管図

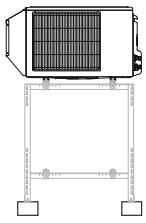
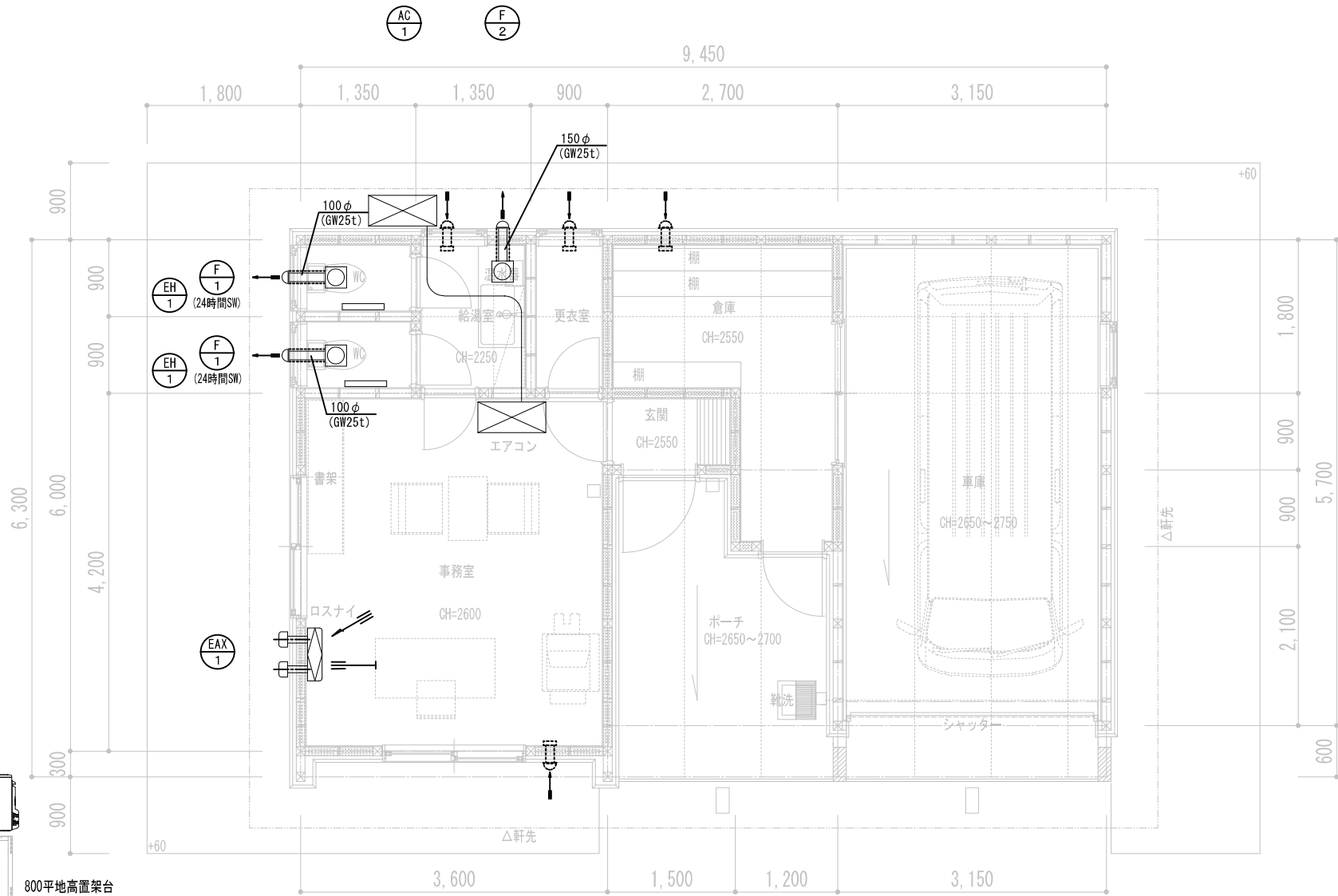
図番	MK-W03	承認	
縮尺	図示	担当	
年月日	R04.09.30		

機械
03



凡例
 給気口：レジスター KS-V20R
 排気機

備考	 チカラ総合設計株式会社 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事 図面名 衛生設備図	図番 MK-W04	承認	機械
			縮尺 1/50	担当	
			年月日 R04.09.30		



800平地高置架台

室外機吹出側・吸込側（左及び後）に防雪フード設置のこと

エアコン室外機周り詳細図

- ※ 給気口は建築工事とする。
- ※ 冷媒配管は保温材付被覆銅管6.35φ×9.52φのペアチューブとする。
- ※ 冷媒配管は天井内配管とする。
- ※ エアコン室内機部にドレンアップキット使用のこと。

備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事	図番	MK-M05	承認	機械	
			図面名	冷暖房・換気設備図	縮尺	1/50	担当		05
					年月日	R04.09.30			

衛生器具表		給湯室	便所	事務室	屋外	合計	備考
品名	仕様						
洋風大便器	ヒーター付き CES9325H (参考品番) 洗浄便座一体型 紙巻器YH500		2			2	
電気温水器	壁掛・マイコン型 貯湯量 12L 付属品一式 1φ×100V×1.1kw	1				1	TOTO相当
混合栓	熱湯口付 13φ	1				1	T335DR (壁出)
散水栓	13φ 不凍散水栓柱 1800H				1	1	

暖房・換気設備			電気容量			数量						備考
記号	名称	仕様	φ	V	W	事務所	便所	更衣室	給湯室	倉庫	合計	
						F-1	天井換気扇	低騒音・樹脂製 100φ×80CMH×20pa 深型フード (SUS製) 100φ	1	100		
F-2	天井換気扇	低騒音・金属製 150φ×150CMH×20pa 深型フード (SUS製) 150φ	1	100	2.2				1		1	
EAX-1	空調換気扇	壁付ロスナイ 70CMH 強弱運転可能 専用フード	1	100	2.0	1					1	
AC-1	寒冷地エアコン	寒冷地仕様 冷房: 2.8kw 暖房: 4.0kw 防雪フード、床置架台800H ドレンパイプキット	1	200	890	1					1	
EH-1	電気パネルヒーター	壁掛 暖房能力 0.5kw	1	100	500		2				2	